

— 目 次 —

◎第3回臨時会

○5月12日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名 .....	3
日程第2	会期決定の件について .....	3
日程第3	議案第43号から議案第51号の9議案及び報告第2号一括上程 .....	4
日程第4	質疑 .....	11
日程第5	討論・採決 .....	19
日程第6	議会運営委員会の閉会中の審査事項について .....	23

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成20年 第3回臨時会 (5月)	議案第43号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成19年度三股町一般会計補正予算（第6号））	承認	5月12日
〃	議案第44号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成19年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））	承認	5月12日
〃	議案第45号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成19年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号））	承認	5月12日
〃	議案第46号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成19年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））	承認	5月12日
〃	議案第47号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）	承認	5月12日
〃	議案第48号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例）	承認	5月12日
〃	議案第49号	三股町墓地公園条例の一部を改正する条例	可決	5月12日
〃	議案第50号	工事請負契約の変更について（平成19年度三股中学校整備事業第2期普通教室棟建築主体工事）	可決	5月12日

平成20年 第3回臨時会 (5月)	議案第51号	工事請負契約の締結について(平成 20年度三股中学校整備事業第3期特 別教室棟建築主体工事)	可 決	5月12日
〃	報告第2号	三股町土地開発公社の平成20年度事 業計画及び予算		

#### ◎第4回定例会

##### ○6月13日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	29
日程第2	会期決定の件について	29
日程第3	議案第52号から議案第67号までの16議案及び陳情第4号、意見書(案) 3件並びに報告4件一括上程	30
日程第4	質疑・討論・採決(議案第65号、第66号、第67号)	36

##### ○6月17日(第2号)

日程第1	総括質疑	42
日程第2	常任委員会付託	47

##### ○6月23日(第3号)

日程第1	一般質問	50
10番	山中 則夫君	50
3番	上西 祐子君	59
1番	指宿 秋廣君	71
6番	東村 和往君	83

##### ○6月24日(第4号)

日程第1	一般質問	94
2番	財部 一男君	94
7番	池田 克子君	105

##### ○6月25日(第5号)

日程第1	追加議案の取扱いについて	116
日程第2	常任委員長報告	117

日程第3	質疑	.....	1 2 2
日程第4	討論・採決	.....	1 2 5
追加日程第1	意見書（案）第5号上程	.....	1 3 3
日程第5	農業委員会委員の推薦について	.....	1 3 4
日程第6	議案第68号及び第69号一括上程	.....	1 3 5
日程第7	議案第68号及び第69号（質疑・討論・採決）	.....	1 3 6
日程第8	議会運営委員会の視察研修報告	.....	1 3 8

### 付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成20年 第4回定例会 (6月)	議案第52号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決	6月25日
〃	議案第53号	三股町母子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	可決	6月25日
〃	議案第54号	三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例	可決	6月25日
〃	議案第55号	三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例	可決	6月25日
〃	議案第56号	三股町監査委員条例の一部を改正する条例	可決	6月25日
〃	議案第57号	三股町障害者自立支援手当支給条例を廃止する条例	可決	6月25日
〃	議案第58号	平成20年度三股町一般会計補正予算(第1号)	可決	6月25日
〃	議案第59号	平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	可決	6月25日
〃	議案第60号	平成20年度三股町老人保健特別会計補正予算(第1号)	可決	6月25日

平成20年 第4回定例会 (6月)	議案第61号	平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)	可決	6月25日
〃	議案第62号	平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算(第1号)	可決	6月25日
〃	議案第63号	平成20年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	可決	6月25日
〃	議案第64号	平成20年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可決	6月25日
〃	議案第65号	固定資産評価員の選任について (原田 順一)	同意	6月13日
〃	議案第66号	教育委員会委員の任命について (田中 久光)	同意	6月13日
〃	議案第67号	教育長の給与の減額に関する条例	可決	6月13日
〃	陳情第4号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の採択を求める陳情書	採択	6月25日
〃	意見書第2号	障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書	否決	6月25日
〃	意見書第3号	「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書	可決	6月25日
〃	意見書第4号	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書	否決	6月25日
〃	意見書第5号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書	可決	6月25日
〃	請願第1号	後期高齢者の医療制度に関する意見書提出を求める請願	不採択	6月25日
〃	議案第68号	副町長の選任について(木佐貫辰生)	否決	6月25日

平成20年 第4回定例会 (6月)	議案第69号	町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例	可 決	6月25日
〃	報告第3号	平成19年度三股町一般会計継続費繰越計算書の報告について		
〃	報告第4号	平成19年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		
〃	報告第5号	平成19年度三股町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について		
〃	報告第6号	三股町土地開発公社の平成19年度事業決算の報告について		

## 一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の趣旨	質問の相手
1	山中 則夫	1 住居表示について	住居表示の見直しをしてはどうか、何故、植木が大字宮村になっているのか。	町 長
		2 道路整備について	安全、安心な道路の確保の為に、町民の協力が必要ではないか。	
2	上西 祐子	1 後期高齢者医療制度について	① 4月から始まった後期高齢者医療制度を町長個人としてはどう受けとめ、感じているか。 ② 保険料が国保の時より上がった人はどの層の人達か。 ③ 医療保険が別々になる世帯への対応はどうなるのか。 ④ 75歳以上の健診について。 ⑤ 他の保険（健保・国保）料への影響はどうなるのか。	町 長
		2 公平で公正な入札契約制度の確立について	① 品質を確保する適正価格の考え方と地域経済の活性化を図る施策について ② 資本金、技術力、工事实績、経営状態等でランク付けしていると思うが、労働者の賃金確保、環境規制なども入札基準に入っているのか伺う。 ③ 公契約条例の制定をする考えはないか伺う。	
3	指宿 秋廣	1 環境保全について	山林保全について。	町 長
		2 教育支援について	① 学級支援について。 ② 学校の支援について。	教育長
		3 住み良い住宅環境の整備について	道路、側溝の整備について。	町 長
4	東村 和往	1 森林保護について	① 本町における山林の伐採状況について。 ② 未植栽林の対策について。	町 長
		2 温暖化対策について	① CO <sub>2</sub> 削減についての対応策の現状を伺う。 ② 環境省主導による温暖化防止策「一村一品」運動について、本町の考えを伺う。	

5	財部 一男	1 入札制度改革について	三股町入札制度研究検討委員会の入札制度改革への提言を受けて町はどのように対応していくのか。	町 長
		2 環境行政について	① 公共下水道における加入実績は、また、合併浄化槽の普及実績は。 ② 公共下水道の今後の投資額はいくら位になるのか。 ③ 本町の環境行政（公共下水道、合併浄化槽等）を見直すべき時期と考えるが。	
6	池田 克子	1 少子化対策について	三股町次世代育成支援行動計画の次の事業に対する現状と課題について。 ① 放課後児童健全育成事業の各館毎児童クラブ出席者数と待機児童への対応について。 ② 地域子育て支援センター事業の実施状況と利用時間の改善、芝生の広場利用について。	町 長







三股町告示第14号

平成20年第3回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年5月9日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成20年5月12日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

---

○応招しなかった議員

---

---

平成20年 第3回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成20年5月12日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

平成20年5月12日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第43号から議案第51号の9議案及び報告第2号一括上程  
日程第4 質疑  
日程第5 討論・採決  
日程第6 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第43号から議案第51号の9議案及び報告第2号一括上程  
日程第4 質疑  
日程第5 討論・採決  
日程第6 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
- 

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君  
書記 川野 浩君  
書記 山田 直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	教育長	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	下沖 常美君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

---

午前10時03分開会

- 議長（中石 高男君） 平成20年第3回三股町議会臨時会を開会いたします。  
暑い方は、上着をおとりいただいても結構でございますので、お願いします。  
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

- 議長（中石 高男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、1番、指宿君、11番、黒木君の2人を指名いたします。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

- 議長（中石 高男君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

[議会運営委員長 原田 重治君 登壇]

- 議会運営委員長（原田 重治君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告いたします。

去る5月9日に委員会を開催し、本臨時会に関する諸事項について協議を行いました。その結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、本日提案される議案第43号から51号の9議案につきまして委員会への付託を省略し、全体審議で処置することに決定いたしました。

また、質疑・討論・採決を行う場合、これまで1議案ごとに質疑・討論・採決の順番で行ってききましたが、最初に全議案に対して一括質疑を行い、その後、各議案ごとに討論・採決を行う方法に改めることにしました。

以上、報告を終わります。

○議長（中石 高男君） ここで、本会議を休憩します。

午前10時06分休憩

-----

午前10時11分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のように本日1日間とすることにし、今回提案される議案第43号から第51号までの9議案については、本日、全体審議として処置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とすることし、今回提案される9議案につきましては本日全体審議として処置することに決しました。

また、今回の臨時議会から質疑・討論・採決に当たっては、全議案に対する質疑を一括して行い、その後、議案ごとに討論・採決を行うことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、今回の臨時議会から質疑・討論・採決に当たっては、全議案に対する質疑を一括して行い、その後、議案ごとに討論・採決を行うことと決しました。

---

### 日程第3. 議案第43号から議案第51号の9議案及び報告第2号一括上程

○議長（中石 高男君） 日程第3、議案第43号から議案第51号の9議案及び報告第2号を一括して議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年第3回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号から第46号までの4議案につきましては、去る平成20年3月31日付で、また議案第47号から第48号までの2議案につきましては去る20年4月30日付で地方自治法

第179条第1項の規定によりそれぞれ専決処分にしましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第43号「平成19年度三股町一般会計補正予算（第6号）」について御説明を申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額87億5,170万1,000円に歳入歳出それぞれ9,873万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億5,044万円としたものであります。

まず、歳入について御説明を申し上げます。

町税は収入実績見込みにより減額補正し、地方譲与税、地方消費税交付金については決定によりそれぞれ増額補正したものであります。地方交付税は特別交付税の交付決定により増額補正し、国庫支出金、県支出金が交付決定により、また財産収入は実績によりそれぞれ減額補正したものであります。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

諸支出金を除いて、各款においてすべて減額補正であります。各費目の人件費は実績により減額補正し、その他の各費目においても各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額をそれぞれ減額補正したものであります。

諸支出金は基金から生ずる預金利子のほか、今回の補正予算で見込まれる収支調整額を財政調整基金及び公共施設等整備基金にそれぞれ積み立て、予備費は平成19年度の実質収支額を見込んで補正したものであります。

次に、議案第44号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億7,769万5,000円から歳入歳出それぞれ1億1,966万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,803万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金の療養給付等負担金及び交付金をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、退職被保険者等療養給付費を減額し、予備費は財源の組み替え措置を行ったものであります。

次に、議案第45号「平成19年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額16億4,433万4,000円に歳入歳出それぞれ736万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,697万4,000円としたものであります。

まず、歳入につきましては、介護保険料を実績及び見込みにより、国庫支出金を交付決定によりそれぞれ減額したものであります。

歳出につきましては保険給付費を減額し、財源の組み替え補正を行ったものであります。

次に、議案第46号「平成19年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4億1,252万7,000円から歳入歳出それぞれ786万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億465万8,000円としたものであります。

歳入につきましては、事業の実績により一般会計繰入金を減額し、歳出につきましては事業の実績に基づき執行残、不用額をそれぞれ減額補正したものであります。

次に、議案第47号「三股町税条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が第167回通常国会において可決され、平成20年4月30日に公布されたところであり、これに伴い本町の関係条例の所要の改正措置を講じたものであります。

改正の内容につきましては、個人住民税における寄附金税制の拡充、証券税制の見直し、公益法人制度改革への対応、住宅税制の見直し等であります。このうち、寄附金税制については、所得控除方式から税額控除方式へ、また寄附金の下限額が10万円から5,000円になるなど改正が行われたところであり、

証券税制については、上場株式等の譲渡益、配当にかかわる軽減税率の改正であり、住宅税制については省エネ改修住宅及び長期優良住宅の固定資産税の減額の創設などが行われたところであり、

次に、議案第48号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が交付施行されたことに伴い、所要の事項について条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第49号「三股町墓地公園条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、本条例において使用の制限、場所等についての制限等は規定されておりますが、行為

の禁止、面積、損害賠償の規定がなく、公園管理上において不都合が生じているため、所要の事項について改正しようとするものであります。

次に、議案第50号「工事請負契約の変更について」御説明を申し上げます。

御承知のとおり、現在、三股中学校整備事業に取り組んでおりますが、第2期普通教室棟建築主体工事の施工過程において、床、壁、天井の仕上げ材を撤去したところ、ジャンカ、爆裂、ひび割れの補修工事等が必要になりましたので、工事請負契約を変更しようとするものであります。

次に、議案第51号「工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

三股中学校整備事業については、平成18年度からの3カ年事業として取り組んでおりますが、おかげさまで工事が順調に進んでおり、いよいよ最後の第3期工事に取り組むことになりました。すなわち、去る4月30日に特別教室棟の建築主体工事を指名競争入札に付したところ、(株) 洵脇組が1億500万円で落札しましたので、これに基づき工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上、9議案の提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いを申し上げます。

なお、今回、本臨時会に提出しております報告第2号「三股町土地開発公社の平成20年度事業計画及び予算」につきましては、関係法令の規定に基づき報告するものであります。よろしくご理解をいただきたいと存じます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、訂正を申し上げたいと思います。

議案第45号「平成19年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」の提案理由の中で、予算の関係でございますが、「すなわち、歳入歳出予算の総額16億4,433万4,000円に歳入歳出それぞれ736万円を追加し」ということで申し上げましたが、ここを訂正をさせていただきます。「16億4,433万4,000円から歳入歳出それぞれ736万円を減額し」というふうに訂正方をお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） では、ここで補足説明があれば許します。教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 議案の第50号「工事請負契約の変更について」補足説明をさせていただきます。

今回の変更については、もと請け——手元にありますか——変更金額という格好で、もと請け金額が5億6,490万円、変更金額として1,400万という形になっております。変更理由は、そこに記載のとおりですが、裏面の方になりますかね、別紙ということで書いてありますが、ちょっと内容を具体的に説明させていただきたいと思います。

追加工事という形で1から10番まで記載しておりますが、仮設校舎にかかわる渡り廊下等の関係、1から4番までになります。

それから、スラブの補強ですね。それから外壁改修、床改修、それから変更理由の方で書いてありますジャンカとか、ひび割れ等の附帯補修、それから屋根のモルタル補修という形で追加工事と、これが1,570万5,946円ということになります。

それ以外、解体工事、大規模改造の工事、それからトイレ等の新設という格好になりますが、それ以外がマイナスの299万1,022円ということで、これは数量の見直しとか、施工を中止したとか、また建築主事それから推進機構の指摘によって変更するものでございます。

変更金額の総計が1,271万4,924円となっております。これに諸経費、それと税をプラスして1,575万2,236円となります。最初の、この工事の落札率を掛けまして端数処理をした形の中で、1,400万円という変更金額になります。

これについては、第1期工事のときにも変更があったところですが、第1期工事については3億8,000万程度の工事という格好の中で2,815万2,000円、当初の工事額に対して7.34%の変更と、追加ということでした。

今回は、5億6,490万円に対して1,400万ということで2.47%の増額になっております。1期工事からすると3分の1程度という形になったところでございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） ほかに補足説明があれば。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 私の方で補足説明をするのは、議案第51号「工事請負契約の締結について」ということで、議案の方を見ていただきたいんですが、契約につきましては平成20年度三股中学校整備事業第3期特別教室棟建築主体工事でございます。

これにつきましては、工事の概要として鉄筋コンクリートづくりの2階建てと延べ面積が1,662平米となっております。これの大規模改造工事ということになっております。特別教室棟は既に耐震構造に伴った建設がなされているところでありまして、今回は室内の大規模改造工事が主な工事の内容というふうになっております。

契約の方法につきましては指名競争入札ということで、契約の金額が1億500万、契約の相手方が宮崎県北諸県郡三股町新馬場40番地11、（株）洵脇組となっております。

その次に、資料の方がついてると思いますが、平成20年度のこの建築主体工事については予定価格が1億1,580万2,000円で、落札金額が1億500万円ということになっております。落札率が90.67%です。

入札の状況として、入札に指名参加した業者が9業者ということになっております。あと参考の方で、これと一緒に関連する工事として電気設備工事、それから機械設備工事、それから管理

委託、この3件を同時に入札をいたしたところであります。その落札結果等については、お手元にあります参考資料のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。環境水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） 環境水道課から補足説明を申し上げます。

議案第49号「三股町墓地公園条例の一部を改正する条例」ですが、これについては現在の墓地公園条例の中に営業等の禁止行為を規制する項目がないものですから、これを追加するための一部改正ということですので、よろしく申し上げます。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 議案第48号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の補足説明を申し上げます。

わかりやすく説明いたしますと、この手数料につきましては、大学等が学術研究のため情報等の提供で住基等を閲覧した場合、この戸籍法第48条第2項が学術研究に当てはまりませんので手数料がとれないとなっております。大学は直接各自治体に来ることはないんですけれども、大学が民間に委託料を払い委託するわけですね。その民間会社が営業目的で住基閲覧に来た場合、今までは手数料がとれないので今回の改正で委託料をとるということになりました。

ちなみに、今まで三股町には前例はございません。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） それでは、議案の第47号でございますけども、税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今朝、お手元に2枚綴りを配付したかと思いますが、ありますでしょうか。概要を説明いたします。

新旧対照表等もついておりますけれど、なかなかこれでは理解できない面が多いことからその概要を説明させていただきます。

まず、町民税に関する改正では、個人住民税における寄附金税制の見直しということで、これはいわゆるふるさと創生ということで報道がなされた件でございます。これがいろいろ検討をされまして、現在の寄附金税制を拡充する方法で見直されたものでございます。

まず、①と②という大きく分けるとありまして、①の方は地方公共団体及び日本赤十字社、共同募金会に対する寄附金、だから②というのがそこありますが、地方公共団体が指定する寄附金ということで地方税法ではなっております。

まず、①の方でございますけれども、地方公共団体及び日本赤十字社、共同募金会に対する寄

附金では、まず今回の町民税からの控除は、今まで所得控除であったものが税額控除に改正されるということが大きな改正でございます。

それから、適用する下限額でございますけれども、今までは10万円以上の寄附ということになっておったわけでございますけれども、今回は5,000円以上の寄附が適用とされるということに改正になったわけでございます。

それから、寄附金控除の上限額の改正ということで、地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額が総所得金額の25%から30%へかわったということでございます。

例えば具体例を申し上げますと、収入700万円、夫婦と子供2人の場合の家庭があったとしますと、この方が例えば4万円寄附をしたとしますと、5,000円以上でございますので3万5,000円が対象になると。それで、3万5,000円が全額を控除されるということになります。

ただ、所得税でも控除されますので所得税で3,500円、1割分でございます。それから住民税の従来あった分から3,500円、それからその残の2万8,000円が今回税額から直接引くということでございます。合計3万5,000円が控除されるということでございます。これは、限界税率がございまして、その収入の割合とかによってそれぞれ違うわけでございますけれども、一例でいえばそういうことになります。

それから②の方でございますけれども、地方公共団体が指定する寄附金っていうのが今回地方税法にあるわけでございますが、これにつきましては、今回町条例の中には入っておりません。と申しますのは、この②の方は実は税法では「町が指定することができる」というふうになっておりまして、しなくてもいいということでございます。

それで、どういったものがその地方税法上ではあるのかということでございますが、全部で12ある中で、先ほど申しました地方公共団体あるいは募金会、日本赤十字社、これを除いたあと10項目あるわけでございますけれども、例えば国立大学法人、あとは独立行政法人、それから公益社団法人、学校法人、それから社会福祉法人、更生保護法人とか、認定特定非営利活動法人とか、そういったものが10項目あるわけでございます。

これらにつきましては、今後十分検討しなければならないだろうということで、今回の税改正の中にはのっておりません。今後検討が必要ということでございます。

以上が、寄附金税制でございます。

それから、証券税制の見直しでは、軽減税率の改正、株式等の譲渡益、配当に係る軽減税率の改正が行われておりまして、平成21年1月1日からは3%から5%、それから——にかわるわけでございますけれども、当分2年間は現在の3%の税率を適用するというような部分になっているようでございます。

それから、3番目に住宅税制でございますけども、固定資産税に関する改正でございますが、これにつきましては、そこに3点ほど挙げておりますけども省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設ということでございまして、これは省エネ改修というのは、例えば外壁とか窓の枠とか天井裏の暖房とか、こういった熱の損失を防止する改修工事を行った分に対しては一定の減額措置を講じると、3分の1の減額というふうになっているようでございます。

それから、長期優良住宅にかかわる特例措置の創設ということでございますが、これにつきましては新築後5年間、2分の1の減額を講じるということのようでございます。

それから、新築住宅にかかわる固定資産税の減額措置の適用期限を2年間延長をしたと——現在もあるわけでございますけども——いうことでございます。

それから、その次でございますが、公益法人制度改革が行われたものでございまして、これにかかわる最低税率の適用とか非課税の問題が今回入ってるところでございます。

それから4番目としましては、これが大きく入ってるわけでございますけれども、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入というものが入っております。内容としましては、適用を平成21年10月支給分から実施すると、それから65歳以上の公的年金の受給者が対象と、それから徴収する税額は所得割額と均等割額と、それから特別徴収義務者は社会保険庁と、それから対象年金は老齢基礎年金というような内容が入っているところでございます。

以上が、今回の改正の主な内容でございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

---

#### 日程第4. 質疑

○議長（中石 高男君） では、日程第4、質疑を行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は会議規則により1議案につき1人3回以内となっております。御協力方よろしくお願いいたします。

今回は、初めての試みでありますので、9議案及び報告第2号、3分割して質疑を行います。

まず、専決処分した補正予算の議案第43号から46議案までの4議案と報告第2号に対して質疑はありませんか。（発言する者あり）はい、4議案に対しての質疑。財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 議案第43号、専決第2号ですかね——の中の収入関係ですが、20ページになると思いますが、財産収入の中の土地売り払い収入が減額となっておりますが、これはどこを対象にされておった分か、わかれば教えてください。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 減額になってる分については、勝岡住宅の分が、これが国土調

査の関係でまだ調査の実績が出てないということで、その分がまだできておりません。その関係で、来年度処分するというような形になります。

ただ、そのほか、今までの遊休地分が町立病院の医師住宅、そういったところが当初予定してなかった部分ですが、従来からの処分分が、その分が売れてきたということで、減額としてはその金額になってますけれども、その分をそれでカバーをしたような形になってるんです。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 私は、これ一般質問と、そういう形で質疑をしたんじゃないけど、この勝岡住宅跡地がどうなるのかというのを聞いたことあるんだけど、「3月中には処分をします」というのを前総務企画課長から聞いたことがあります。そういうあたりを考えると、取り組む姿勢が、安易な取り組みをされとるんじゃないかと、気がします。

当然、一般質問等でも、やっぱりこういう問題については質問もされておりますし、私も質問した経緯がありますが、やはりびしゃっとした方向性をした上で対処していくという方法をしていかないと、当然三股町は居住地ということで住宅地を提供していくという基本もあるし、自立という形で考えていかなければ当然そのあたりをびしっとした方向しないと、私は何かこう取り組み姿勢そのものがおかしいんじゃないかなという気がします。

そういうことで、今後やっぱりこういう町有財産等の処分についても、はっきりした方向性を見てやってほしいなということを申し置っておきたいと思います。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） それでは次に、条例の改正議案であります議案第47号、48号、49号の3議案に対しての質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 町条例、税金の条例改正を質問いたしますが、町民税に関する改正で、そのふるさと納税とかそういうふうなことが行われるようになっておりますが、新聞報道なんかによると、よそに住んでらっしゃる地方出身者の人に我がふるさとに納税をしてほしい、寄附金をしてほしいというふうな誘致みたいな、誘致合戦みたいなのが始まったとかいうふうな報道がされておりますが、このことに関して、この今度の条例改正によって我が町がどういう影響を受けるのか、そこら辺、その見通しですか、そういうふうなことをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 寄附金の関係でございますけれども、これにつきましては、この前第1回目の対策と申しますか、会議を持ったわけでございますが、今後どういったPR活動

をしていくのか、あるいはどういった税制の事務的なものやっていくのかということでの2点について協議したところでございます。

なかなか結論はよく出ませんで、これにつきましては今後、対策検討会議ですね、これを設立してやっていこうということになったところでございます。

その中で、なかなかどのくらいの影響が出るのかということは難しいなあと。取り組み次第でも上がるでしょうし、下がるかもしれない。ただ、余り「寄附、寄附」と言って都会の方に言うのと逆に嫌われるというものも出るのではないかとすることもございまして、しかしながら、やはり何らかの取り組みはやっぱりしていくべきであろうということで認識しております。

ただ、額をどのくらい影響するかというものは、ちょっと今のところ、まだ影響額は調べてないところです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1番です。まず、町長にお聞きをいたしますが、地方自治法の179条第1項ですか、これに基づいて専決処分したと、まあ、この税条例改正ですけれども、行われています。

今説明の中にもありましたが、この条例改正の中で適用日が4月30日ではないものがいっぱいありますね。例えば2年後からとか、例えば来年の1月1日からとか、いっぱい入っています、適用日。

ということは、この地方自治法でいう議会を開くひまがなかったということが果たしてそれに当たるのかどうかというの、1点、町長にお答えお願いしたんです。

それと、議長ですよ。1議案につき3回って言われたけども、これは1日議会なので、総括質疑じゃないので、そうじゃないですかね。念のために確認しておきます。

○事務局長（岩松 健一君） 質疑は、常に1議案に3回となっております。どの時点でもですね。総括質疑でも……

○議員（1番 指宿 秋廣君） 総括質疑——なら普通の委員会で付託すればできるっちゅうことですよね。

○事務局長（岩松 健一君） 委員会に付託したら委員会の場で……

○議員（1番 指宿 秋廣君） 何回でもできるっちゅうことですよね。

○事務局長（岩松 健一君） そうですよ。

○議員（1番 指宿 秋廣君） だけど、1日議会の場であれば、そういう質問ちゅうのは撤廃してもらわんと3回ですから、終わりですね。ポイントが違っても終わっちゃいますよね。

○事務局長（岩松 健一君） それは会議規則の変更をしなきゃいけないということになります。

○議員（1番 指宿 秋廣君） わかりました。要するに、これもまたですね。（発言する者あり）

○議長（中石 高男君） じゃあ答弁をお願いします。町長。

○町長（桑畑 和男君） お答えを申し上げたいと思います。

先の国会で、4月の30日で法案も成立されているわけですが、これに伴いまして今回専決処分ということでお願いをしたところでございます。

ま、適用については来年の4月1日からでございますが、県下の状況等も見ましても、今回また6月の議会にこれを提案するものというふうに考えております。

以上です。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 6月にまたしよるんですか。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） いろんな議会に聞いてみました。

例えば宮崎議会は今臨時議会中です。諮ってないんですよ、これ。諮ってません。臨時議会中です。調べてもらったら結構です。

ということは、議会の、要するに宮崎市の執行部はこれ急ぐものではないと。要するに、慎重に議会の議員の皆さんに審議してもらってすべきものであると。

要するに急ぐものと、ここに適用が書いてありますよね、4月30日をもって適用する、そのところだけがかかっている、ただしというところから先はかかってないというところなんですよ。

だから、わかりやすく言うとふるさと納税制度を寄附控除にかわったのは、かけたけれども、5月1日適用だから、例えば税額控除についてはもう少し後なので慎重に審議していただきたいと、わかりやすく言えばそういうことですよ。

だから、それを分けて、急ぐものとそうでないものに分けて議会に付すべきものであらうと。

法律がかわったから関係ないですよ。ちったら、この議会にかける必要もないということになるわけで、そういうことではなくて、かわったけれども、こういうものについては適用日の関係で、定例議会に提案して委員会付託を経て、そして審議すべきものというふうに思ったわけですよ。

適用日がものすごく後っていうのもこれあるわけですから、再度、答弁をお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 答弁願います。税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） その辺のところは、よく明解でございませぬけれども、私どもの方としては一応今回上げるべきか上げないべきか。例えば、先ほど申しましたように、寄附金関係のところについては「指定することができる」というものは今回外して、後で追加として上

げることができるだろうというふうに思っております。

地方税法では、4月30日に法は可決しましたので、施行日は4月30日となるわけでございます、地方税法では。そうしますと、市町村が地方税法で、法で決まってることが4月30日に専決をしないということになるならば、その法と違ってくるということになって法とあわせなさいと、専決日をですね、いうことに県からも指示が来たところでございます。

したがって、これについては地方税法で4月30日に施行ということになっておりますので、そのときに専決になっちょらならない。専決したならば第1回の議会に諮らなければならないというふうになってるといふふうに解釈しております。

そういうことで今回上げたところでございまして、実は宮崎市にはちょっと確認をしておりますが、都城市と日南市に実は確認もいたしました。その結果、都城市も日南市も専決でなされているということでございます。同じく、先ほどの寄附金のところは、両方とも外されてるといふ状況でございます。

そういうことで、今回かけたところでございます。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 入れてないちゅことですね。

○税務財政課長（原田 順一君） はい、寄附金のところの3号から12号で、先ほど申しました大学法人とか社会福祉法人とか、そこは外されております。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ああ、そこが入れちょらんちゅうことか。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 胃の腑にすとんと落ちないんですよ。

法律がかわったから税条例をかえないかんということをしきりに言われるわけですけども、専決すべきものというのは、少なくともそれに徹底しないと間に合わないものですよ、地方自治法からいうと。

で、実質、住民の方、町民の方にこの問題が——要するに私が今言っているのは税額控除の話ですよ、税額控除の話ですね。税額控除については今回するのではなくて、たしか——ま、うろ覚えでごめんなさい。10月からのたしか天引きだと思っんですよね。たしか。違いますかね。で、4月からの4、5、6は仮徴収という形に多分なってるだろうというふうに思っています。そうなると、6月議会でも十分間に合うべき筋物ではないですかっというのを聞いているんですよ。

要するに、自治法と違うからどうだっという話を言っているのではなくて、臨時議会を開いたときに、これを専決をせないかんかったという理由がわかりませんって聞いているんですよ。

要するに4月の30日に、例えば6月の年金から天引きしますと、これ決まってるんですわと、だから6月議会中ですから無理ですよと、ではなくて、これ10月からでしょ、多分。

（「21年の」と呼ぶ者あり）21年の10月、もっと後ですね。もっと後ですね。21年の

10月、20年の10月と思っていました。

要するに、1年半後です。1年半後ということであれば、20年度中の議会で十分間に合うべき代物ですよね。要するに、法律に相反することではなくて、要するに議会の提案を見送ったって、国の法律と相反することではないわけですから。それは定例議会へ出すべきものではないですかと。今、年金は介護保険から天引きされ、次は後期高齢者で天引きされ、今度は税額まで天引きされようとしてるわけですよ。

ということになると、そういう形でいうと1日議会でばたばたとするべき代物ではなくて、法律がかかったとはいえ、こういうものですよという話がやっぱりあって審議すべき品物ではないのかなというふうに思ったので、再度お答えをしておきたいと思います。さっきの3回って言われたので、ちょっと胃の腑に落ちんとですけども、お願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 専決処分にした場合は、次の議会に報告して承認を受けるということに自治法でなっておりますのでね、そういうことで今回の臨時議会に提案を申し上げたところでございます。

以上です。

○議員（2番 財部 一男君） 議長、全協を開いて。

説明がちょっと勘違いされてる部分もあるみたいですし、議員さんも、今の問題については詳しくわかってないと思うんですよ。

○議長（中石 高男君） 本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時57分休憩

-----  
[全員協議会]  
-----

午前11時06分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議といたします。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 次の使用料及び手数料の関係で少し教えてください。これは、少し、私自身もわからないので、先ほどあった大学等のっていう話ですけども、この字づらから消えている戸籍法第48条第2項というところは、利害関係人は特別な理由がある場合に限りっていう、こういう文言ですよ。届け出その他、市町村の受理という形なんですけども、この項目が、項目ですね、正確に言うと「利害関係人は特別の事由がある場合に限り、その他の市町村の受理した関係書類の閲覧を請求し、またはその書類に記載した事項について証明書を請求することができる」という項目がこの消えている戸籍法第48条の2項ですけども、これと大学とどげん

つながっているのかよくわからんとですが、教えてほしいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 答弁をお願いします。町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 私もちよっと勉強不足なところもあるんですけども、この改正内容についても、戸籍に関する証明とか、戸籍に関する証明、届け書に関する証明等についても、126条、学術研究等のための情報等の提供がすべて入ってるんですよ。だから……

○議員（1番 指宿 秋廣君） 後でいいから、質問というか疑問なんで。

○町民保健課長（重信 和人君） わかりました。また後でお答えいたします。

○議長（中石 高男君） 回答を後でお願いします。

ほかに。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 50号です。議案第50号「工事請負契約の変更」……（「入っちょらん」と呼ぶ者あり）

○議長（中石 高男君） ちょっと待ってください。49号までの分は。

○議員（3番 上西 祐子君） ああ、済みません、それ。

○議長（中石 高男君） いいですか。

○議員（3番 上西 祐子君） あ、49号まで。

○議長（中石 高男君） いいですかね。ほかにありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 最後に、工事請負契約関係の議案第50号と51号に対しての質疑はありますか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 50号ですが、変更理由で工事の施工過程において床、壁、天井の仕上げ材を撤去したところ、コンクリートが均質に打ち込まれていないというふうな文言がありますが、この、もとの中学校を建築した業者、そこはどこなんでしょうか。私、多分、何十年前だと思うんですが、そのあたりを教えてください。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今回の工事施工業者と同じ業者です、はい。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） えっ、そうしたらですよ、この欠陥工事だったんじゃないんでしょうか。その同じ業者がつくった建築物に不備があったわけでしょう。それでまた、今回改修するのに同じ業者、何かちよっと疑問に感じるんですよ。前、建築した業者の全部が全部、この金額が工事だとは思わないんですが、この内容を見て。

やはり、そこら辺おかしい、前自分のつくったものが不備があった。それでまた予算を注ぎ込

んでもらうというふうな形が、ちょっと私には腑に落ちないんですが、そこら辺検討はされたのかどうか。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今、工事現場で生コンを打つ場合には、専門の生コン業者、そこでつくって、そして生コン車ってというのが回転しながら、タンクを回転しながら工事現場に持ってきます。そして、生コンを打つときに、その生コン車が一遍に来て打つという格好になります。そして、電動工具を使って、電動工具で振動さすことによってすべてにコンクリートが行き渡る形で今工事をしております。

ところが、この工事、中校舎を最初につくった当時、その当時にはこの電動工具がなかったということで、それと生コンの専門業者もないような、ない時代です。現場で、セメントと砂利を混ぜてコンクリートをつくると、それを施工して、そして竹でつくような工法であったわけですね。そういう時代の建物というのは、このジャンカの状態がよく見られるということです。

鉄筋が複雑に絡めていきますので、鉄筋が広いところは竹でつついても行き渡るという状況ですが、鉄筋が複雑に絡んでいるようなところはなかなかコンクリートが回らないという形で、すべての工事についてということではないんですが、このジャンカはよく見られるということで聞いております。

そういうことで、昔の工法という形ではやむを得なかつただろうということで考えております。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 私も今の件について非常に疑問を持っている1人なんですが、（発言する者あり）失礼しました。

今の問題について、やはりこの今竹でつついてやるっていう工法で、下の方がコンクリートが先までいかなかったっていうことは考えられます。天井の平面でしょう。平面もそういうところあったんですか。このくらいのコンクリートを打つところにもコンクリートが行き渡ってなかったということじゃないんですかね、天井ということで。そういうことじゃないんですか。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） このジャンカが見られる箇所っていうのは、梁の部分、梁っていう、梁は少ないんですけど、いわゆる柱ですね、柱の部分と壁の部分というのが、すべてっていうことはここで今ちょっと確認しておりませんので言えませんが、柱と壁という形で聞いているところです。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 今の件で、1個だけ教えてください。

これはいつの工事の分ですか。何年度でできたんですかね、済みません。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） その質問が出るんじゃないかなあと思ったんですが、ちょっと調べてきてなかったんですが、昭和40年代前半になります。

○議長（中石 高男君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 私が調べて44年ですよ、確か。（笑声）

昭和44年、それでね、そこに天井って書いてあるでしょ、天井って。でも、この天井には私は疑問を抱いてるわけです。

壁だったらね、壁とか柱だったら下の方は恐らく見えないから、そういうことがあつたらう思うんだけど、この天井に関して、こんぐらいの300ぐらいの厚めのところにもコンクリー物を行き渡ってなかったっていう、これはですね、技術的な問題であって、その当時にそれだけの機械がなかった、能力がなかったというということで、言い訳はできないと思います。

この辺は、もうちょっと、もうしょうがないですわ、これね、しょうがないんだけど、今から先の今度のやった中学校の改修工事にこういうことはないでしょうね。後、30年か40年、外したら、そのときはこういう機械がありませんでしたからこんな状態になりましたっていうようなことがないようにね、ちゃんとあれですよ、こういうのは一筆入れとってもらいたいですね。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今の関係については、第1期工事、第2期工事、現場を見てるんですが、大規模改造工事ということで壁、天井、そういう仕上げ材を撤去した段階の見た目と、今のは完全に隅々までコンクリートが行き渡っておるといような状況。

それと、この変更理由の中で床、天井っていう形がありますが、これについては爆裂、モルタル、木、ひび割れ、こういう形の部分にかかると。ジャンカの部分にこの天井がかかるといことではありませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中石 高男君） ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） これをもって質疑を終結します。

---

## 日程第5. 討論・採決

○議長（中石 高男君） 日程第5、討論・採決を行います。

それでは、これより議案第43号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成19年度三股町一般会計補正予算（第6号））」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第43号を採決します。議案第43号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第44号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成19年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第44号を採決します。議案第44号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第45号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成19年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第45号を採決します。議案第45号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第46号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成19年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第46号を採決します。議案第46号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第47号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この条例は、国の法律によってこういうふうになるわけですけど、私はこの年金から特別徴収するっていうふうなことに對して反対をいたします。

介護保険料、それとことしの10月から65歳以上は国民健康保険税も、それと後期高齢者医療保険、すべてそういうふうなものが年金から引かれて、もう、ちまたの声は年金をもらう楽しみがないと。懐に手を入れてむしり取るようなこのようなやり方に対してもうすごい不満を持っているというふうな声が圧倒的です。

国が決めたこととはいえ、本当に今年度の所得からの税率が、来年、町民税がかかるわけですが、そういうふうなことで、来年10月からの支給に年金から引かれるようなことになると、本当に町民の不満が大きくなることは必然だと思います。

よって、専決処分ではありますが、国が決めたことではありますけど、私はこの国の方針に対して、何もかも税金を年金から引くことに對して反対いたします。

以上、終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

御異議がありますので、起立により採決します。議案第47号は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第４７号は承認されました。

次に、議案第４８号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第４８号を採決します。議案第４８号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第４８号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第４９号「三股町墓地公園条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第４９号を採決します。議案第４９号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５０号「工事請負契約の変更について（平成１９年度三股中学校整備事業第２期普通教室棟建築主体工事）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第50号を採決します。議案第50号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議があるようですから、起立によって採決します。

議案第50号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第50号は可決されました。

次に、議案第51号「工事請負契約の締結について（平成20年度三股中学校整備事業第3期特別教室棟建築主体工事）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第51号を採決します。議案第51号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（中石 高男君） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

議会運営委員長より、議長あてに6月上旬、1泊2日の日程で福岡県内の町議会運営状況について調査を行いたい旨、申請が来ております。

お諮りします。議会運営委員会については、6月上旬、1泊2日の日程で福岡県内の町議会運営に関する調査事項を閉会中の審査事項とし、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会については、6月上旬、1泊2日の日程で福岡県内の町議会運営に関する調査事項を閉会中の審査事項とし、閉会中も活動できることに決しました。

なお、状況変化に伴う変更については議長に一任させていただきます。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時27分休憩

.....  
[全員協議会]  
.....

午後0時06分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

.....  
○議長（中石 高男君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成20年  
第3回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後0時12分閉会  
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 中石 高男

署名議員 指宿 秋廣

署名議員 黒木 孝光







三股町告示第15号

平成20年第4回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年6月10日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成20年6月13日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

指宿 秋廣君	財部 一男君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

---

○6月17日に応招した議員

---

○6月23日に応招した議員

---

○6月24日に応招した議員

---

○6月25日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成20年6月13日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第52号から議案第67号までの16議案及び陳情第4号、意見書(案)3件  
並びに報告4件一括上程  
日程第4 質疑・討論・採決(議案第65号、第66号、第67号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第52号から議案第67号までの16議案及び陳情第4号、意見書(案)3件  
並びに報告4件一括上程  
日程第4 質疑・討論・採決(議案第65号、第66号、第67号)
- 

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 川野 浩君

書記 山田 直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	教育長	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	下沖 常美君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

---

午前10時00分開会

- 議長（中石 高男君） ただいまから、平成20年第4回三股町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

- 議長（中石 高男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において2番、財部君、10番、山中君の2名を指名いたします。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

- 議長（中石 高男君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 原田 重治君 登壇〕

- 議会運営委員長（原田 重治君） おはようございます。それでは議会運営委員会の協議結果について御報告いたします。

去る6月10日に委員会を開催し、本定例会に関する諸事項について協議を行いました。その結果、本定例会の会期は、本日から6月25日までの13日間とすることに決定いたしました。

なお、議案第65号から67号の3議案については、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決しました。その他日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また最終日に追加議案2件と農業委員会委員の任期満了に伴い、議会から2名の委員を推薦す

る議題を予定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（中石 高男君） お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月25日までの13日間とすることとし、本日上程されます16議案のうち、議案第65号から第67号の3議案については、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日より6月25日までの13日間とすることとし、本日上程されます議案第65号、第66号、第67号の3議案については委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第52号から議案第67号までの16議案及び陳情第4号、意見書（案）

#### 3件並びに報告4件一括上程

○議長（中石 高男君） 日程第3、議案第52号から議案第67号までの16議案及び陳情第4号、意見書（案）3件並びに報告4件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは提案理由の説明を申し上げます。

平成20年第4回三股町議会定例会に上程をいたしました各議案について、その提案理由の御説明を申し上げます。

まず議案第52号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、後期高齢者医療制度の創設を機に、従来の老人保健拠出金に相当する後期高齢者支援金分が追加され、医療分、介護分と支援金分の3通りの保険税となりました。平成19年度分の収入申告に基づき、平成20年度の国民健康保険税を試算した結果、1人当たりの保険税が多額になるため、国民健康保険基金1億円を投入し、1人当たりの保険税を抑える努力をいたしました。が、予算に満たないため、税率を改正しようとするものでございます。

改正の内容は、第4条で資産割「33.00」を「24.50」に、また第5条で均等割「2万5,100円」を「2万円」にそれぞれ改め、後期高齢者支援金等の所得割、資産割、均等割、平等割に関する事項を第6条で所得割を「2.25」に、第7条で資産割を「8.50」に、均等割を「7,300円」に、平等割を「7,000円」に、それぞれ新たに定められました。また第8条で、所得割「1.87」を「2.20」に、第9条で資産割「7.63」を「7.78」に、均

等割を「9,300円」を「9,100円」に、平等割「6,100円」を「6,000円」に、それぞれ所要の改正措置を行うものでございます。

次に、議案53号「三股町母子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、県のひとり親家庭医療費助成事業の見直しに伴いまして、母子家庭を対象としていた医療費助成の中に父子家庭を加えるとともに、入院医療費の助成を現物給付することにより、負担の軽減並びに生活の安定と福祉の向上を図るものであります。

本町におきましては、既に父子家庭についても条例を制定し、町単独で医療費助成しているところではありますが、今後は県の助成事業として同様の取り扱いとなることから、所要の事項について条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第54号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

東京都町田市で都営住宅での暴力団員による立てこもり発砲事件など、近年公営住宅における暴力団員による不法行為等が発生しているところでもあります。本案はその状況を踏まえ、公営住宅の入居者の安全と平穏の確保等のために、暴力団員の新規入居の拒否、既存入居暴力団員の退去促進などをはじめとする暴力団員排除規定の追加及びその適正な運用を行うため、所要の事項について条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第55号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、中原団地のD棟、E棟36戸の完成に伴い、所要の事項について条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第56号「三股町監査委員条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、4項目の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれら比率の算定基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付して議会に報告する旨の規定がことし4月1日から施行されたことに伴い、所要の事項について条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第57号「三股町障害者自立支援手当支給条例を廃止する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の改正に伴いまして、平成20年7月から利用者負担のさらなる軽減が行われることから、本町が単独で実施してまいりました障害者自立支援手当を廃止しようとするものであります。

次に、議案第58号「平成20年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費等のほか、補助金の内示、決定等に基づき、所要の補正措置を行うものであります。すなわち歳入歳出予算の総額79億3,000万円に、歳入歳出それぞれ5,898万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億8,898万8,000円とするものであります。

まず歳入について主なものを御説明を申し上げます。

国庫支出金は、裁判員制度に伴うシステム改修事業交付金を決定により追加補正し、県支出金は、原油、家畜飼料価格高騰対策に伴う利子補給補助金を増額補正するものであります。

繰入金は、老人保健特別会計の医療給付の前年度清算金を雑入において交付決定によりコミュニティ助成事業補助金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものを御説明申し上げます。歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う費目間の組み替えや特別会計の人件費の増減等を補正するものであります。そのほか、農林水産業費では、農地・水・農村環境保全向上対策事業負担金や原油、家畜飼料価格高騰に伴う利子補給補助金をそれぞれ増額補正するものであります。

教育費では、東原、山王原、大野自治公民館のコミュニティ助成事業の補助金を追加補正するものであります。また今回補正による収支調整額を予備費に計上するものであります。

次に、議案第59号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億2,809万4,000円に、歳入歳出それぞれ310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億3,119万4,000円とするものであります。補正の内容は、人事異動及び特定健診指導に伴うソフト関係委託料等であります。

次に、議案第60号「平成20年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億4,530万9,000円に、歳入歳出それぞれ5,564万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億95万7,000円とするものであります。歳入につきましては、過年度分の医療費と繰越金で、歳出につきましては、医療費の償還金と一般会計繰出金であります。

次に、議案第61号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億727万2,000円に、歳入歳出それぞれ61万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億788万5,000円とするものであり

ます。補正の内容は、人事異動に伴う給与費であります。

次に、議案第62号「平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額16億68万5,000円から、歳入歳出それぞれ816万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,252万4,000円とするものであります。歳入の主なものにつきましては、繰入金を減額し、歳出につきましては人事異動に伴い、総務費を減額し、地域支援事業費を増額補正するものであります。

次に、議案第63号「平成20年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,874万9,000円から歳入歳出それぞれ592万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,282万4,000円とするものであります。歳入の主なものにつきましては、繰入金を減額し、歳出につきましては人事異動に伴い、農業費を減額補正するものであります。

次に、議案第64号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億8,862万円から、歳入歳出それぞれ214万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,647万1,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、繰入金を減額し、歳出につきましては人事異動に伴い公共下水道事業費を減額補正するものであります。

次に、議案第65号「固定資産評価員の選任について」、御説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

ご存知のように同評価員は町内の固定資産を適性に評価し、町長が行う価格決定を補助するため、地方税法第404条の規定により、その設置が定められているところではありますが、固定資産の評価に関する知識及び経験を有するものの中から町長が議会の同意を得て選任することになっております。

従来、本町における評価員は所管の税務主幹課長を選任いたしておりますが、4月1日付の人事異動によりまして、主幹課長に異動があり、原田順一氏を固定資産評価員としてここに御提案を申し上げます。

次に、議案第66号「教育委員会委員の任命について」、御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第4条）の規定に基づき、教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

現在の教育は、生涯学習の推進、国際化、情報化等の進展と相まって、青少年非行の増大と大きな社会問題化が危惧されております。また文明と自然との調和を目指し、香り高い文化を創造し、豊かな心と国際社会に適応する教育の推進並びに家庭や地域社会との緊密な連携が求められるなど教育委員の機能と役割は大きなものがございます。教育委員は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関して識見を有するものの選任が望まれていることから、引き続き田中久光氏が適任者であると考え、ここに御提案をすることでございます。

次に、議案第67号「教育長の給与の減額に関する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、教育長の給与の減額期間を定めようとするもので、所要の事項について条例の制定を行うものであります。

以上、議案第52号から議案第67号までの16議案について、その提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いを申し上げます。

なお、今議会に報告4件を提出いたしております。報告第3号「平成19年度三股町一般会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第4号「平成19年度三股町一般会計繰越明許繰越計算書の報告について」、報告第5号「平成19年度三股町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について」、及び報告第6号「三股町土地開発公社平成19年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定に基づきまして、議会に報告するものであります。よろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、意見書案第2号、第3号、第4号について、提出者の説明を求めます。指宿君。

〔1番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（1番 指宿 秋廣君） それでは、お願いしておきました意見書の3つの案件について、趣旨の説明を申し上げたいと思います。

まず「障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書（案）」について御説明を申し上げます。

平成18年から施行されました障害者自立支援法により、障害者施設や居宅施設の利用にかかる応益負担の導入は、障害者の生活を直撃し、施設からの退所、サービスの利用の制限などの形で生活水準の低下を引き起こしています。またサービス事業所も報酬単価の引き下げや日払い化によって経営難に陥り、職員の賃下げや非常勤化、離職、閉鎖などの福祉サービスの低下が深刻化しております。特別対策として利用者負担の軽減や事業所への激減緩和措置を緊急避難的な措置は行われておりますが、障害者の自立と社会参加の求める立場から次の措置を講ずるよう求めるものであります。

一つ、利用者負担、応益負担ではなく、負担できる能力に応じた応能負担を原則とすること。また利用料の算定に当たっては、本人の収入のみに着目すること。

二つ、指定障害者サービス事業者等に対する報酬を月割制へ戻し、おおむね障害者自立支援法施行前の収入を保証すること。

三つ、障害者が地域で人間らしく生きていけるように、社会基盤整備について立法措置を含めた拡充策を進めること、また自治体が支給決定したサービスや地域支援事業について財源措置を行うこと、以上であります。

御審議の上、御採択いただきますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、意見書（案）第3号について御説明を申し上げます。

「「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書（案）」について御説明を申し上げます。

「嫡出推定」を規定した民法772条の規定から110年余りが経過し、既定の趣旨とその実態との間に乖離が生じ、出生届が行われず無戸籍状態となり、不利益を被っている存在が明らかになっています。親子関係が科学的に立証可能である今日、離婚前の妊娠を一律に前夫を父親とするこの法律は、いまや不合理なものになっています。

また6月12日の宮日新聞でも報道されていましたが、法務省も無戸籍2世の出生届の受理をせざるを得ない状況にあります。

そこで国に対し、人権と福祉を優先に、戸籍と事実、戸籍が事実と異なる記載とならないように求めるものです。

一つ、民法772条の嫡出推定に関しての見直し、関係する子の氏を定める戸籍法や、婚姻に関する法律との整合性を図ること等も含め、現実に即した法改正を行うこと。

二つ、法改正までの間、通達による救済の範囲を広げること。また親子関係不存在、嫡出避妊等の家事調停、審判の手續の簡略等運用面でのさらなる見直しを行うこと。

以上であります。御審議の上、御採択いただきますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書（案）」について趣旨の説明を申し上げます。

本年4月から後期高齢者医療制度が実施されています。この制度は、他の保険から切り離した医療制度で、都道府県ごとにすべての市町村が加入し、設置した広域連合が運営を行っています。この制度については、高齢者に新たな負担や過重な負担を生じること、低所得者への配慮に欠けること、さらには他の世代とは異なる診療報酬が導入されたため、医療内容が低下したり、受けられる医療制度が制限されかねないなどさまざまな問題点があります。また本町においても職員を派遣していますが、自己紹介などで勤務している職場を名乗るときには、あたりを見回し、小

さな声で行っている現状であります。仕事とはいえ、こんなことを職員にさせるような制度は大きな欠陥があると言えます。

そこでこの制度を廃止し、一たん老人医療制度に戻すことを強く要請するものです。また高齢者に過重な負担を求めることなく、いつでもだれでもどこでも平等に医療が受けられる持続可能な医療制度とするよう抜本的な見直しを求めるものです。

以上であります。御審議の上、御採択くださいますようお願いをいたします。以上です。

---

#### 日程第4. 質疑・討論・採決（議案第65号、第66号、第67号）

○議長（中石 高男君） 日程第4、議案第65号、第66号、第67号の質疑・討論・採決を行います。

まず議案第65号「固定資産評価員の選任について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これについて討論を終結します。

これより採決を行います。（税務財政課長の退席を求める発言あり）

退席をお願いします。

〔税務財政課長 原田 順一君 退席〕

○議長（中石 高男君） それではこれより採決を行います。

議案第65号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり同意することに決しました。

税務財政課長の入場を許可します。

〔税務財政課長 原田 順一君 入場〕

○議長（中石 高男君） それでは、ここで田中教育長の退席を求めます。

〔教育長 田中 久光君 退席〕

○議長（中石 高男君） 次に、議案第66号「教育委員会委員の任命について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これについて討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は、三股町議会会議規則第81号第1項の規定により、無記名投票で行います。

なお、この投票は、第84条の規定により、第27条から第34条までの選挙規定を準用することといたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中石 高男君） ただいまの出席議員は11名であります。念のため申し上げます。この投票は単記無記名であります。本案に同意の方は賛成と同意されない方は反対と記載願います。

なお、白票は会議規則第83条の規定により反対とみなします。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（中石 高男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中石 高男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番、指宿君より順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

-----

1番	指宿 秋廣議員	2番	財部 一男議員
3番	上西 祐子議員	4番	大久保義直議員
5番	重久 邦仁議員	6番	東村 和往議員

7番 池田 克子議員                      8番 原田 重治議員  
10番 山中 則夫議員                    11番 黒木 孝光議員  
12番 山領 征男議員

---

○議長（中石 高男君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、上西さん、8番、原田君を指名します。

なお、開票事務は事務職員にお願いします。

〔開票〕

○議長（中石 高男君） それでは、ただいまの投票の結果を発表します。

投票総数11票、このうち有効投票11票、無効票0票であります。有効投票のうち、賛成11票、反対0票で、以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第66号は、原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中石 高男君） 田中教育長の入場を許可します。

〔教育長 田中 久光君 入場〕

○議長（中石 高男君） ここで本会議を休憩します。

午前10時39分休憩

---

午前10時40分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

次に、議案第67号「教育長の給与の減額に関する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決します。議案第67号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時41分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前10時42分再開

○議長（中石 高男君） 引き続き本会議を再開します。

ここでお願いいたします。明日から16日までは議案熟読のため休会となりますが、総括質疑で詳細な数値などの提示を求める質疑をされる方は事務局の方に用紙が備えてありますので、16日月曜日の正午までに通告くださるようお願いいたします。

----- . ----- . -----  
○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時43分散会  
-----







---

平成20年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成20年6月17日(火曜日)

---

議事日程(第2号)

平成20年6月17日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

---

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	桑畑 和男君	教育長 .....	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長 .....			渡邊 知昌君

税務財政課長	……………	原田 順一君	町民保健課長	……………	重信 和人君
福祉課長	……………	大脇 哲朗君	産業振興課長	……………	木佐貫辰生君
都市整備課長	……………	中原 昭一君	環境水道課長	……………	下沖 常美君
教育課長	……………	野元 祥一君	会計課長	……………	上村 陽一君

---

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 総括質疑

○議長（中石 高男君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案されました議案などのうち、先議しました議案3件及び陳情第4号を除くすべての案件に対する質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

また質疑は会議規則により1議案につき1人3回以内となっております。また自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行うなど協力方よろしくをお願いします。

質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。52ですね、議案第52号「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、質問いたします。

今回のこの議案は、値上げになっておりますが、75歳以上の人が後期高齢者に移行して、その支援費というふうなことで値上げになっております。大体モデル所帯でどのくらいの人たちがアップされたのか、それから支援金は全体で幾らぐらいになるのか。最高額が56万円だった人が59万円になりましたけど、どのくらいの人たちが該当するのか、質問いたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） モデル世帯でちょっとこの保険料の計算はもともと国保と後期高齢者医療は違うもんですから、単純に比較はできませんけれども、一応モデル世帯で言ってみたくと思います。夫が世帯主で夫婦の2人世帯ですね。で、夫が73歳、奥さんが70歳で国保加入と想定します。で、73歳の夫は障害者認定で後期高齢者医療ですね、その2人を保険料を足してみますと、2万円4,965円、それがもし2人とも国保世帯、障害認定を撤回して国保世帯だとした場合は、2人分の国保料が2万4,330円で635円支払が高くなります。

そしてまた、今度は夫が73歳で年金が200万だったとする。で、奥さんは70歳で80万円の年金収入ですね。それで夫婦の保険料が11万2,605円、もしこれが国保世帯、だんな

さんが障害認定を撤回して国保世帯だとしますと、世帯の保険料が10万8,355円で、4,255円安くなります。それとまた今度は、所得が少なく資産がある場合、家を持っていらっしゃる場合ですね。家を持って、年金収入が80万、で、持ち家で奥さんが80万円の所得だったとしますと、夫婦の合計の保険料は2万4,965円、で、旦那さんがまた障害者認定を撤回して2人とも国保だったとしますと4万8,765円で、2万3,800円の支払いが高いということですね。資産割が入ってますので。

それと最後になりますけれども、旦那さんがやはり年金収入が200万、で、持ち家の場合はですね、夫婦の合計の保険料は11万2,605円。国保世帯だったとしますと12万2,215円で9,610円支払う保険料が高くなっております。実際これにつきましてはですね、ケース・バイ・ケースでいろんな計算方法がありますので、一概には言えませんが、今のが大体平均的な試算でございます。

あとそれと新規につきましては、一応国保予算で2億7,786万9,000円が予算計上いたしております。それと先ほどの56万から59万円に変わった方がですね、ちょっと人数的には調べておりません。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この議案で計算してもですよ、最低新と旧を比較したときに、支援金を入れたときにですね、その所得割、資産割が全然なくて、均等割と平等割だけにしたときに、旧が7万5,300円なんですよね。この均等割が今までは2万5,100円が、支援金を入れたら2万7,300円になりますよね。平等割も2万5,100円だったのが2万6,500円になりますよね。だから所得割が全然ない人でも約7万5,300円だったのが、8万3,350円になるんですよね。だから、約8,000円ぐらいは上がることになるんですが、とにかく大幅な支援金というふうなことで国保の健康保険税が上がるわけですが、3月議会でこの予算を組んだときですよ、国保税が6億500万円になってるんですが、当初予算では。そのときはもうこの今度の値上げのあれを組み込んで予算立ててるんでしょうかね。当初予算では国保税が6億500万、保険料は。で、今度この値上げを見たときに国保税が全体で幾らになるんでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 当初に支援費も含まれております。

○議員（3番 上西 祐子君） おるんですか。じゃあ500万というふうなことは変わらないんですね。

○町民保健課長（重信 和人君） はい。

○議員（3番 上西 祐子君） わかりました。

○町民保健課長（重信 和人君） またそのときの動向も余りよくわからなかったものですから、一応予算化してありますけれども。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 全体の予算で余りにも何か値上げ幅が大きいんですが、そういうふうなことに対しての計算全体をはじめたときにですよ、全部保険税に町民が払う保険税になったのか、それともその基金を取り崩して計算されたのか、お伺いいたします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） ええとですね、医療費が高くなって、今年度の国保税もですね、単純に計算して約11万ほどになったんですよ。19年度は8万ちょっとで約3万上がったものですから、その辺を急激に上げるのも大変だろうということですね、一応本来ならば19年度収入申告に基づき、20年度国保税を計算するんですけども、11万ということですね、今基金積み立てが2億4,000万円ありますけれども、あと5,000万足して1億に基金を投入いたしまして、大体保険税抑えるようにしたんですけども、またそれに予算が見なかったものですから、約1万弱ですかね、平均的に、9万前後になった次第でございます。ちなみに近隣の市町村の状況で、都城市が基金を19億2,300万円、一般会計から13億7,000万円をもらってます。日向市は基金から3億7,200万、日南市が基金から2,650万、繰越金から2,750万、小林市が基金から2億円、繰越金から1億1,000万円、町で見ますと美郷町がですね、基金から2,000万円を取り崩しているみたいです。どこの市町村も保険税を抑える努力をしているみたいでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1番です。この国保税の関係はですよ、この三股町でどうたらこうたらということはないんですけども、資産割の関係がですね……

○議長（中石 高男君） 議案番号は。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 失礼。今の52号ですね、52号です。失礼しました。国保の関係で言うとですね、三股町でどうするということとはできないんですけども、応能応益とあります。その中の能力のところの資産割、これについてですね、資産割が能力の中に入ってるんですよ。で、資産は所得を生まないわけで、所得を生んだらそれは所得割でかかるわけですよ。何が言いたいかといったら、家、土地を持っている人は行政区の違うところに行ったら、この資産割かからないんですよ。例えば自分ところに持ち家があって、その持ち家を人に貸して、例えば都城市に借りて、自分が、そこに住めば、そこに対する、持ち家に対する資産割がかからないという内部矛盾を感じてあるわけですよ。そういうことから言ってですね、この応能応益の考え方と

いうのも少し考えるべきではないのかなというふうに思っています。例えば貸家とかいっぱい持っている人はですね、これだけで赤字であろうとも多分最高額がかかるだろうというふうに思うわけですね。だから三股町から出ていけど、資産を持ってる人は——というような感じにこれなりますので、そこら辺を今から先のこれについては十分配慮してほしいなと思っております。答弁があればお願いします。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 指宿議員のおっしゃるとおりでございます。またいろいろ町民から苦情で資産税がなぜかかるのかと言われる町民の方もいらっしゃいます。また国保運協を通じて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） その件じゃなくて、今度は57号についてお伺いをしたいと思います。

この自立支援の支給の廃止をする条例に対してですね、これを条例を引っ張り出して見てみるんですけども、よくとわからないというのが現実です。廃止することによって金銭的なところもないのかなというのもこれあるんで、できれば自立支援法を廃止するに当たって三股町の町民、この該当者、どういうことになるのかなというのを教えてもらえるとありがたいと思っています。

以上です。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 御説明申し上げます。主な改正点ということで国の制度の方が2つほど改正されております。

まずは18歳以上の障害者でございますけれども、負担額の根拠となる課税状況及び収入は、世帯単位から個人単位となり、ほとんどの人が増減額の低い所得層に、低所得層ですね、こちらの方に移行するというのがまず1点でございます。ちなみにうちの方の町の自立支援手当、こちらにつきましては、世帯単位で現在区分しているところでございます。

それからもう1点でございますけれども、月額負担上限額がですね、半額以下に下がったことが挙げられます。例えば低所得者のところでですね、「1」というのがございますけれども、「1」というのは障害年金の2級の方でございます。大体ですね。そのほかに収入がある方もいらっしゃるかもしれませんが、一般的にはそういうとらえ方をさせていただきますけれども、低所得者「1」の方がですね。（「聞こえない」と呼ぶ者あり）いいですか。低所得者「1」の方がですね、通所訪問サービスの場合、現在3,750円というのが国の制度でございます。上限額がですね。そちらの方が今回の見直しによりまして1,500円、それから低所得

者「2」という方がですね、これが障害者年金1級の方だということで考えていただければ結構だと思いますけれども、すべてその方じゃないんですけれども、主に障害者年金1級受給者の方、これが低所得者「2」というところに該当する人でございますが、その方が通所サービスを利用した場合、現在は6,150円というのが限度額でございますけれども、そちらの方が1,500円に引き下がったと。それから在宅サービスの場合がですね、6,150円から3,000円に引き下がったということで、確かに指宿議員が言われるように今度は利用者の影響でございますけれども、利用者におきましては利用回数が少ない障害者にとっては負担が今度はふえる可能性がございます。利用が大きい、大きいというか回数が、何回もサービスを利用されてる方にとっては大分負担が引き下がる傾向でございます。で、うちの方が19年度の実績の方から、これは比較は大変難しいんですけれども、所得の考え方が世帯から個人に移ったということとですね、それから同じような利用をされるのかというところがございまして、そのままを当てはめると、利用者の3分の2以上の人たちは負担が下がるだろうと。で、3分の1の方はですね、最大ですよ、可能性として最大1,490円上がるんじゃないかということで思っております。だから1,490円の方はぎりぎりのところでございましてその可能性があるということでございます。

ちなみにですね、19年度の本町から支給した金額が145万7,760円ということで、この今の現在の町の制度を利用した場合、利用者の負担額が186万8,000円ということで、合計は町の方がこの条例によって支給手当を支給していなかった場合、町内の障害者のサービスに対する負担は332万5,000円になっておりましたが、今回の見直しによりまして、国の制度を利用した場合、332万5,000円が155万円になるのではないかとということで試算しております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 要するにこれをするによって不利益を被る人がいますよということを理解していいですかね。そうであれば、この廃止をするのではなくて、附則でうたって、こういう人についてはこれで救いますよということではできなかったのかどうかですね。要するにこの廃止ということじゃなくて、附則で要するに普通ありますよね、これとこれと比べていい方を取りますよというふうな形のものできなかったのかどうか、障害者を持たれる方で普通の人の収入とはちょっと違うだろうと思うんですが、そういうことで言うと例えば普通の人と言われる1,000円とこの人たちが考える1,000円と莫大に金が違うんじゃないのかなと思うんで、そこら辺の論議があれば、あったら教えてください。私の質問は以上です。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 御指摘のとおりですね、負担が上がるということで、上がる方がいらっしやるということで検討したんですけれども、そもそも今の条例自体に若干問題がございまして、1,000円以下の人たちには町の方から手当が支給されていない。1,000円を超さなければ手当を支給してないわけですので、仮に1,200円利用した場合は半額の600円になってしまいますけれども、900円の方は900円のまんまということで不公平感があるんじゃないかということで住民の方から来ておまして、こちらについても早急に見直す計画でおりました。ただ今回の国の方の見直しによりまして、それに合わせた形になってしまいますけれども、もし町の方ですね、やるとすれば、今の世帯単位の見直し、それから今言いました不公平感がないような形、そして利用者にとってはですね、制度が2つあるということで、月によってはこちらの国の制度の方が有利、月によっては町の方がというような混乱を招くのではないかというようなことですね、今回は国の制度に合わせるということでまとめたところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので——いいですか、これにて総括質疑を終結します。

---

## 日程第2. 常任委員会付託

○議長（中石 高男君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案、陳情書、意見書（案）は、付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、各議案はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出されるようお願いいたします。

---

○議長（中石 高男君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時23分散会

---







---

平成20年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成20年6月23日(月曜日)

---

議事日程(第3号)

平成20年6月23日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	桑畑 和男君	教育長 .....	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長 .....			渡邊 知昌君
税務財政課長 .....	原田 順一君	町民保健課長 .....	重信 和人君
福祉課長 .....	大脇 哲朗君	産業振興課長 .....	木佐貫辰生君

都市整備課長 …………… 中原 昭一君      環境水道課長 …………… 下沖 常美君  
教育課長 …………… 野元 祥一君      会計課長 …………… 上村 陽一君

---

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（中石 高男君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守していただきますよう御協力方よろしく願います。発言順位1番、山中君。

〔10番 山中 則夫君 質問席登壇〕

○議員（10番 山中 則夫君） おはようございます。質問に入る前に、岩手・宮城内陸地震の被災者の方々にお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。通告に従いまして、住居表示についての質問をいたします。

住居表示、つまり住所の表示の見直しについてお聞きいたします。

本町の住所の表示は、一部を除いて、大字何々番地となっております。ずっと三股で生まれ育った方々は、俗に言う土地感等で大体地域がわかりませんが、多数の町民が不便を感じているのではないのでしょうか。

先般、5月3日をもって町政施行60周年の節目を迎え、さらなる発展をしていかなければなりません。そのためにも、三股町に住んでよかったと実感できる町民サービスの向上を図っていくべきであると思います。日ごろ、町長は、町民の側に立った行政、町民の要望にこたえる行政を唱えておられますが、住所の表示という町民の最も身近な問題を少しでも解消し、町民の利便性を考えてこそ真の住民サービス、またそれが生きた行政であると思いますが、いかがですか。

また、こういう問題の取り組みについてこそ町民にふるさと意識が芽生え、町を愛する心、すなわち地域欲が生まれてくると思いますが、いかがですか。

そこで、現在、大字樺山何番地から何番地まであるのか、なぜ植木地区に大字宮村があるのか、またいつごろからどうなっているのか、その歴史的背景をお聞きいたします。

次に、道路整備についてであります。

現在、本町には一般道路、農道等多数の道路がありますが、安全面から考えると、危険な道路もたくさんあります。特に、近年、目につくのが、公道に雑草等がはみ出し、本来の公道の意味

をなしていない危ない道路が多数あり、また、家の生け垣、植木等がはみ出し、自転車、歩行者の移動が困難な箇所が見受けられます。町民のモラル等の問題もあると思いますが、安心・安全な道路を確保することは子供やお年寄りの身を守ることであり、これこそ人に優しいまちづくりにつながっていくのではないのでしょうか。そのためには、行政側も住民と常にかかわりを持ち、行政指導等を通じて危険箇所の解消に積極的に協力を求めていくべきではないかと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

2点質問をいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、住居表示について。

住居表示の見直しをしてはどうか。なぜ植木が大字宮村になっているかということでございます。本町における住民基本台帳での住所のあらわし方は、おおむね大字の区域と不動産登記による土地の地番を用いております。一部、土地区画整理事業を行った箇所でございますが——と、この地域の五本松、稗田、それから新馬場、花見原この4カ所を土地区画整理事業を行った区域におきましては、道路や街区が大きく組みかえられたため、従前の土地の表示では対応なくなり、字名称を用いるとともに、地番の整備が行われてきたところでございます。

大字について申し上げますと、中世期末から江戸時代を経て、明治初期の村落共同体としての村の名を明治時代以降の市町村合併の際に残したものとわれ、本町においては明治21年に市町村制が敷かれ、三股村となった際に、5つの村落、長田、樺山、餅原、蓼池、宮、この5つの大字としたものであります。宮は大字宮村として当時から、今の植木地区を含めた村落となっており、植木地区は、現在大字宮村と表示いたしております。

地番を用いた住所のあらわし方のほかに、住居表示に関する法律に基づいた住居番号を用いた表示方法がございます。その住居表示は、地番とは関係なく、それぞれの地域、区画ごとに町名、地域名、街区符号、住居番号の組み合わせで住所を表示いたしております。人口や建物が密集してきており、中高層住宅や住宅団地が多い地域では、土地の分筆、合筆によって枝番、欠番、飛び番が発生し、地番が順序よく並んでいなかったり同一地番に複数の建物が存在するなど、地番での住居特定が非常に難しくなっており、その住居表示による方法が有効で、都心部や人口の多い中心市街地で多く用いられております。その地番は変更せず、大字を外したり複数の地域名に分割したり、新たに地域名を設定したりすることについては地方自治法第160条に規定があり、町名整備と言っております。住居表示や町名整備を実施するには、実施区域の住民の意識

調査や周知などを行い、住民基本台帳や選挙人名簿、登記簿などあらゆる公簿の住所の変更手続など多くの事務作業が発生し、実施区域の住民や法人に対しては、土地建物など不動産所有者の登記や法人登記、運転免許証、預金通帳、許認可などの証明書、諸契約などあらゆる私的権有における住所にかわる手続上の負担を強いることになり、慎重に進めなければなりません。

このようなことから、当面、土地利用の動向を踏まえながら、現状の住所の表示に相当な不都合が生じない限り、住居の表示については現行の方式で考えているところでございます。

なお、樺山の番地が何番地まであるかということでございますが、その辺につきましては主管課長のほうから答弁をさせます。

それから、道路整備について。

安全・安心な道路の確保のため、町民の協力が必要ではないかということでございます。

道路は、私たち町民の日常生活から経済活動に至るまで、すべての社会活動を最も身近に支える重要な社会資本でございます。町内を走っています道路は、国道、県道を含めまして約526キロメートルございますが、このうち三股町で管理を行っております町道の管理延長が約414キロ、農道の管理延長は約43キロメートル、林道が約28キロメートルございます。

本町では、すべての道路を、安全で安心して利用できるよう、担当課でパトロールを行いながら、また町民からの要望、指摘等を受けまして、特に危険と思われる箇所につきましては、緊急の維持工事、また軽微なものについては職員での応急措置等を施しながら道路の維持に努めているところであります。

しかしながら、質問の要旨にありますように、行政だけの道路の維持管理や道路整備は難しい財政事情等もあり、相当厳しい状況下でございます。安全・安心な道路の確保のために、町民の皆様の協力が必要不可欠であると感じております。そこで、会議等機会あるごとに、町民への啓発、協力要請を行っていかねばならないというふうに考えております。

例年、8月は道路ふれあい月間といたしております、国土交通省より全国の自治体に道路の役割と重要性について住民の皆様に周知と協力等をお願いしていくことにいたしております。

本町におきましては、町内一斉清掃をはじめといたしまして、定期的に道路の草刈りや側溝のしゅんせつなどを自治会で行っていただいておりますが、御指摘にもありますように、まだまだ道路の環境が良好とは言えない箇所も多いかと存じます。これらの対応策といたしまして、今後とも町内回覧を初めといたしまして、広報紙、ホームページ等を活用しながら、道路愛護と道路の環境美化、そして安全・安心して利用できる道路のために町民への協力要請、そして啓発活動を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。（発言する者あり）

先ほど申し上げました住居表示のところで訂正を申し上げたいと存じます。

地番は変更せず、大字を外したり複数の地域名に分割したり、新たに地域名を設定したりすることについては、地方自治法第260条と申し上げましたが、160条の（発言する者あり）失礼しました。地方自治法第160条と申し上げたようでございますが、正しくは第260条でございますので、御訂正をお願いを申し上げたいと思います。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 先ほどの質問の中で出ました大字樺山の番地の範囲ですが、大字樺山は2番から6491の3までとなっております。これは、土地の番号ではございませんので、住所が設定されている番地ということでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ただいま答弁を聞きますと、慎重に考えて、しないというような、見直しをしないというふうに聞こえましたが、町長、大字樺山ですが、現在、今言われましたように6500番近い番地までとなっております。これは1つの町村に匹敵する規模で、町内に住んでいる人も非常に地域番地がわからず、不便をこうむっておりますよ。いろんなところでお聞きしております。

特に、今言いました植木、今市ですね。今市なんかは大字蓼池がありますね。ああいう川を隔てて全然違うところ——いろんな歴史があると思いますが、しかし現実には町民の方々には不便をこうむっているということは実情であると思います。その中で小字の名前を使っていると非常に地域がよくわかります。新馬場、今市とか植木とか山王原、仲町、そういうところの。やはりこういう利便性を町民の方々が求めているのであれば少しでも、私は一気にいかないと思いますが、この地方分権の時代に、効率云々もあると思いますが、しかし、やはりその町の裁量、町長の権限等によってはその法律を覆すというんじゃないんですけど、戸籍とかそういうのを直さなくても、何かいい方法があるんじゃないかなと、そういうのをやっぱり考えていってこそ、その権限を執行する町長であると思いますが、そのあたりをもう一回、その見直しが本当にできないのか、その辺を答弁を願いたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ただいま言われるように、大字樺山地区は非常に広大な地域にまたがっているわけでございます。そういうことで、いろんな面で不都合な面も生じているということは理解をいたしております。しかしながら、これをやるとすれば非常な時間と財源的なこともあるかと思っておりますので、やるとすれば、計画を、目標年次を立ててやっていかなければならないというふうに考えておりますが、現在はその計画の中に入っていないわけでございまして、今後の検

討課題としてこれを考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 大分前だと思います。もう10年ぐらいになりますか。日南市とか、今は延岡市になっております北方ですね。旧北方町におきましては、行政側の方々も御存じだと思いますが、住所の変更をしております。北方の場合は、えとで、地域をえとで住所を表示するというので、非常にマスコミ等にも取り上げられまして、変更したところもあるわけですので、そういうことを、やっぱり最初から法律云々と、地方自治法もちろんそれが法律の一番根底になると思いますが、しかし、あくまでも地域住民のそういう不便というものを少しでも解消しようという気持ちを持って、前向きに考えていってほしいと思います。

というのは、私も平成——自分の一般質問をしたことをずっと過去をさかのぼってみしたら、平成12年の9月の議会で私はこの住所の見直しを取り上げております。そのときに、ここにも議事録がありますが、町長の答弁をちょっとこのとき、これ町長が答弁されましたので、それをちょっと読んでみたいと思います。

私の質問に対して、「言われたとおり、この地、大字地区は非常に戸数も多い、範囲も広いわけでございますが、植木地区においては大字樺山、大字宮村と、また今市についても大字樺山と蓼池があるとか、勝岡においては蓼池と大字餅原があるということで、非常に不都合なところも出ております。以前、議会でも大字見直しについて議会でも出たことがあります。かねがね不都合なところもあるというふうに考えているところでございます。現在思案中であります。御提言につきましては今後十分研究をさせていただきたい。」というふうに町長は答弁されております。これは12年ですよ。12年からもう8年たっております。何ら検討しないで、質問のときだけにそういう検討というようなことを言われますが、この12年の答弁に対してはいかが思いますか。町長が答弁したことですよ。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ただいま言われるように、大字樺山だけじゃなくて、今市地区、勝岡地区ですね。こういうことを含めた総体的な見直しということは考えているわけでございますが、やはり何といたしても、先ほど申し上げましたように、目標年次を決めてやるんだったらやろうというようなことも考えております。そのためには、やはり内部で小委員会でも設置しながら検討に入ったらということを考えているところでございます。

それについては今後、内部で十分検討をさせていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 町長のそういう前向きな答弁をお聞きして、過去のことをどうのこの言う必要もないと思いますが、しかし、やはり議会でこういう答弁をされたら、少しずつでも取り組んでいけば、8年あります。10年近くの間にもそういうときはまだ今のような財政難でもなかったと思います。そういう意味で、とにかく今からの行政というのはスピード感のある行政をやはり町民は求めていると思います。聞きます、決断します、実行します、この3つの要素を早く早く、スピードを出して検討して行って、その住民の要望に対してこたえるということを胆に銘じておかないと、どうしても検討という言葉で長年放置するということの繰り返し、やはりこういう問題は行政の、私は完全な怠慢だと思います。

どう考えても、この三股町にはいろんな方々が今移り住んできております。一つも地域に対する愛着がないというのも、こういう自分たちの地域がまとまりをする、やはりこういう住所の変更とか住所を町民の方々に、簡単に、明瞭に、利便性がある住所をすることによってまたその方々もその地域に愛着を持っていくんじゃないかなと。

これはやはり初歩的なことですが、こういうことの積み重ねが三股町を愛する心、ふるさと意識が、先ほど言いましたように芽生えていくんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ——失礼な言い方をしますが、やるまね行政じゃなくて、生きた行政、実行を即する行政にあって町民の要望にこたえてもらいたいと思います。

続きまして、道路の整備についてお聞きいたします。

先ほどいろんなことで、町民の方々に道路の整備についていろんなことを要望とかをしていくということで、取り組んでいくような答弁をされました。そこで、本町はいろんな一般道路とか農道とかありますが、ほとんど農道も一般道路等も変わらないような立派な道路がたくさんあります。その道路を安全・安心な道路にするのは、町のイメージアップにも非常につながると思います。

特に、現在、三股町が自立でやっていくということで宣言しまして、非常に三股町に対して注目されていると思っております。もうほとんどのところは合併ということで、私はその自立でやっていくということを堂々と宣言した町長に対しましては、非常にそういう、それを少しでも私も議員として手助けをして支えていきたいと思っておりますが、しかし、現実に危険なところがたくさんあります。なぜ今まで、ここまでなるのにいろいろ行政指導していかなかったのかと思っております。

特に、一般道路もなんです、農道に関しては、町長もいろんなところに、町内を車で回られたと思いますが、一般の方、農業者の方とかそういう区別をするわけではございませんが、道路に、近年、田んぼの雑草を取って道路のわきに積み重ねるということで、それがまた雑草として道路にはびこって、道路の幅を、特に歩行者、歩道のほう、白線が引いてありますが、この白線

が見えないくらい狭まっている道路がたくさんあります。それには皆さん方も気づかれておると  
思います。そういうのを個々の町民の方々が一人一人がそういうのを心がけていけば大した作業  
じゃないと思います。自分の田んぼ、畑とか家の周りとかいうのはいつでも、そんなに時間のか  
かることでもありませんので、こういう町民の方々はぜひ一体となってそういう意識を持ってい  
けばきれいな道路になるんじゃないかと思っておりますが、そこ辺の認識はどうでしょうか、町  
長。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 道路は公の道路でございます。日常茶飯の基本であるというふうに考え  
ております。言われるとおり、取った草を道路に投げている。そして両側の外側線も見えないよ  
うな状況のところもございます。これらについては、かねがね土地改良区とかまた農業団体、農  
業関係者等にもいろいろと文書等をもって啓発をしているわけでございますが、やはりその辺の  
行政指導を今後もさらに強くしていきたいというふうに考えております。

何といいましても、安心・安全な道路、やはり公道は皆さんの道路でもございます。愛護精神  
がなきゃならないというふうに考えております。行政の立場としては、行政指導の中でいろいろ  
と啓発・強化を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） いろんな会合等で啓蒙をしていってもらいたいと思います。

一般の家なんかも、あの道路のわきに生け垣とか植木とかいうのはかなり出て、いろんな歩行  
者の交通の妨げとか、もう皆さん方も経験があると思います。危ない箇所がいっぱいあります。  
ちょっと寄ると車が頻繁に通っている場所ですね。だからちょっともよけられないと。私も植木  
に住んでおりますが、あのあたりは特に自転車の方々も結構おまして、ちょこちょこ危ない、  
ちょっとした大きな事故につながるなあとということを経験しておりますので、ひとつその辺も  
含めて、常に意識を持って町民の方々にお願いしますと。

これは強制ではありませんけれども、しかし自分たちの町を安全・安心な町にするためには、  
官と民が一体となったことをやっていかないと町はよくなると思います。これから特に高齢  
者の時代になります。健康志向もあります。自転車とか歩行者の方々もふえていくと思います。  
そういう意味では、ぜひ一般のモラル的なことなので、ぜひ町民の方々に御理解を求めていつ  
ていただきたいと思います。

それからもう一点、道路の整備について具体的に聞きたいと思いますが、1点だけ、今都城東  
幹線道ですか、今三股運送から私の前もですが、そして植木、東植木の信号のところ、都万道路、  
あれの道路の、あれ以降の延長の道路ですね。農産センター植木の、あそこの東を通じて植木公

園のまた東を通るこれですね。これの都万道路からの道路は、あそこは農道のほうに、樺山のほうに農道が通っておりますが、あの道路も非常に不自然な道路じゃないかなといつも感じております。この道路を何とか——何線というんですかね、課長、あそこは。

○議長（中石 高男君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 今指摘されています道路につきましては、都市計画道路名で新馬場植木線、町道名で唐橋並木線でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） その道路をぜひ整備していつてもらいたいと思います。延長をはかっています。大体あの橋をかけて農産センターのところまで150メートルぐらいしかないんじゃないかなと、私もちょっと目測的なことなんです、以前聞いたこともありますので150メートルぐらいじゃないかなと思っております。あの道路を通すことによって北と南の道路の幹線道路になるんじゃないかと思っております。

今、三股の道路は御存じのとおり西と東、東と西のほうはほとんどそれに、都城につながるような道路がもうほとんどです。北と南というのを考えてみますと、今言われました唐橋並木線を開通させると、これが宮村の小鷺巣から269の蓼池まで通じる。ほかにはないんじゃないですか。今高才原の橋がありますが、あそこから行っても、どうもあの大悟病院のところから何かおかしくなっている。あそこ下、餅原まで急激に狭く、何ら改良もされてない道路になっておりますし、そしてこの三間道路でも、三間道路をこれだけ広くしてですよ、車なんかは大して通らない散歩コースになっていますね。散歩コースにあれだけの大金をかけてよかったのかと、私は当時非常に危機感も持っておりました。これは宮銀のところにとまるんじゃないかと。いや、しかし30年来の要望だと。何とか道路とか言ってあの整備をしました。三間道路とかなんか昔から言っておりましたね。しかし何ら利用の費用との対効果ですね、町民に対しての効果があつたのかというと、少し疑問じゃないかなと。道路を整備するなと言うのじゃないんですが、余りにもあそこにあれだけの広い道路をして、両脇はただの田んぼ、畑だということのそういうことを考えていきますと、南北の道路の整備が非常におくれているということを感じるわけですが、それに対しまして町長の御見解を聞きたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 以前、言われるあの線ですね、東植木から農産センターに通じるあの道路、以前計画があったわけですが、いろいろと用買等で難しい面もございまして、断念した経緯がございます。

言われるとおり、東植木からずっと岩下橋を渡って269に通じている道路でございます。や

はりあの線につきましては、南のほうに延長することが非常にいいんじゃないかというふうに考えております。

いつも考えているわけですが、言われるとおり都城に通ずる道路はそれぞれ何本も整備がなされておりますが、ところが、南北に通じる道路が非常に三股町は少ないわけですが。そのようなことから、三間道路の整備、そしてまた旧イトウソーイング裏の通りで、これらを整備したところでございますが、言われるこの東植木から農産センターに通ずる道路、これらについても今後考えていきたいというふうに考えているところでございますので、そのようなことで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 道路行政というものは、特にまちづくりとか地域づくりばかりじゃなくて、やはり経済的な効果を生み出すと思っております。そういう意味では、どうしても流れを見ますと都城に人が行くような、そういう道路行政が続いたんじゃないかなど。今からでも遅くないと思っております。私はやっぱり町民に対しての一体感というか、町民のまとまりをつけるためにも道路行政というのは大事だと。というのは、今現在、やはり東西ですので、蓼池とこちらの川北と川南というような意識が非常に強いんです。だから、町民が一体化になって、全町民が中心になるような、まとまりのなるような、中を見るような町政がない。何をやっても何かばらばらというような、その地域では盛り上がっておりますが、川北のほうは川北でやっている、川南というか、このあたりはこのあたりということのような、それもやはり道路を新設、つくることによってその交流も生まれてくると思っております。そういう意味では非常に大事ですので、積極的にいろんな財源等の問題もありますが、今日は質問では出しておりませんが、公共下水道なんかも、これももっと精査して、無駄なのか、ただ道路を掘りたくって、そしてそういう下水道の加入者はただ供用開始しても20%ぐらい、100軒で20軒しかあってないような無駄な行政をいつまで続けるのか、そういうのも精査して、そういう予算があったら新しい道路を、新しい道路の整備にどんどん使っていくべきじゃないかなと私は思いますので、そのあたりも含めて積極的な道路行政をしていっていただきたいと思っております。

とにかく先ほども言いましたように、スピード感のある行政を目指して、常に町民のためということ念頭に置きまして、町民がどういうふうに望んでいるか、どういうのが利便性なのか、どういうのが町民のためとなるのかということ常々考えて、やはり行政を運営していてももらいたいと思っております。

以上、要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 発言順位2番、上西さん。

〔3番 上西 祐子君 質問席登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。通告に従いまして質問してまいります。

まず最初に、後期高齢者医療制度ですが、4月から実施されました後期高齢者医療制度に全国どこでも住民の怒りが沸騰しております。怒りは、政治的立場の違いを超えて広がっております。この制度の最大の問題は、75歳という年齢を重ねただけで国保や健保から強制的に脱退させられて、別枠の制度にさせられ、保険料は天引きで、2年ごとに際限なく上がる保険で、受けられる医療はどんどん切り下げられる。医療費削減のために高齢者を差別するということにあります。

詳しく申しますと、これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収します。月額1万5,000円以上の年金受給者は年金から天引きします。保険料滞納者は保険証を取り上げ、窓口で全額負担させる。75歳以上を対象にした別建ての診療報酬、医療保険から支払われる医療費を設定し、高齢者に差別医療を強いるものです。

さらに、65歳から75歳の国保料を年金から天引きし、70歳から74歳の窓口負担を1割から2割へ引き上げ、負担を押しつけようとしております。

年をとればだれでも病気にかかりやすくなります。高齢者に必要、十分な医療を保証することが当然であるにもかかわらず、年齢のみで差別するような医療制度は世界に例を見ません。高齢者に早く死ぬと言わんばかりの現代うば捨て山制度であり、憲法に保証された生存権も基本的人権も、人としての尊厳も踏みにじる制度と言わざるを得ません。町長個人としては、この医療制度をどう受けとめ感じておられるのか、まず最初にお伺いいたします。

次に、厚労省が6月4日に調査した保険料調査で、低所得者ほど保険料が上がるということを発表されましたが、これは生活のできない人からも保険料を取る制度です。本町でも何人かの人から保険料が高くなったと訴えられました。本町では、国保のときより保険料が上がった人たちはどの層の人たちかお伺いいたします。

次に、国保に加入する高齢者世帯で、一方が75歳以上、片方が75歳以下で国保に残る場合、後期高齢者医療保険料と国保税を別々に払うことになり、国保に残った人は世帯割というのがありますが、これを払わないとなくなくなり、高くなりますが、いつまでこれ払うのかお伺いいたします。

それから健診ですが、各自治体が老人保健に基づいて行ってきた住民への基本健診や事業主が労働衛生法に基づいて行ってきた労働者への健診も75歳を境に別建てにされます。町の基本健診は、40歳以上の住民すべてが対象でしたが、2008年4月からは、40歳から74歳は特定健診、保健指導に再編させられ、75歳以上の健診は努力義務とされました。

本町では、今のところ自己負担なしで実施の予定ですが、糖尿病や高血圧で病院にかかっている人は対象から外され、健診は受けられません。住民の健康よりも費用削減を優先させる態度です。健診の必要のあるなしを75歳で切る合理的根拠があるのでしょうか。

75歳以上の人は健康づくりをしなくてもよいという国の周知は高齢者差別そのものです。血圧を下げる薬や糖を下げる薬の服用だけで機械的に判断し、健診の機会を奪えば、他の病気を見落とす危険があると思います。本町の住民健診は今までどおりすべての住民を対象にすべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

それと、政府・与党は、後期高齢者医療制度導入の口実に、現役世代の負担を減らすことを上げております。しかし、町の国保税条例の改定でもわかるように、後期高齢者支援金が加わりました。組合健保、政府管掌健保、共済組合保険も同様だと思います。本町役場職員の健康保険料はどのくらい率が上がったのかお伺いいたします。

次に、公平で公正な入札制度の確立についてお伺いいたします。

町公との契約によって建設土木工事や清掃ごみ収集などの委託先で働く労働者が、安値ダンピング受注の結果、低賃金で働かされることがあってはなりません。町や町民にとって安かろう悪かろうという工事や仕事では困るわけでありませぬ。ダンピングしてでも、採算を無視してでも仕事を確保したいとする事業者、入札金額の低いところに落札する今の契約制度が続く限り、この事態は改善されませぬ。

本町では、入札制度改革の一環として、2008年1月から、土木工事だけを試験的に一般競争入札を導入しました。一般競争入札は、特定の企業を選んで競争させる指名競争入札より公平透明な制度であるという反面、低価格入札が常態化する、問題のある業者が入札に参加するなどの心配もあります。

また、公共工事が減少している中で、どうしても仕事が欲しいということで、低価格で落札することによって手抜き工事や下請へのしわ寄せなども起こることも懸念されます。価格だけで評価して工事や委託先を選択する現行の入札制度は、賃金や労働条件、質の確保という点で、事業者や働くものに犠牲を強いております。

2000年11月27日に、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が制定されました。その中で、公共事業は公共施設を確保することだけでなく、地域の雇用と経済に密接に関係していることを認識して、自治体の発注部局に、不良業者を排除する一方で、技術と経営にすぐれた企業の育成に努めること、優良な中小・中堅建設会社の受注機会が確保されるよう配慮すること、労働者の賃金、労働条件が確保されるよう配慮することを求めています。適正価格の品質を確保する考え方、地域経済の活性化を図る施策について町長はどのようにとらえておられるのかお伺いいたします。

それから基準問題ですが、本町でも建設工事指名競争入札参加者の資格の審査及び等級の区分に関する要領がつけられております。町工事实績による評価や工事施行実績による評価など7項目の和とペナルティーなどの減点で、区分等級がA、B、Cというランクづけされておりますが、そこで働く労働者の賃金確保や環境規制なども入札契約基準に入っているのかお伺いたします。

公共サービスの民営化が進む中で、公共機関が受託事業者との間に結ぶ契約に、人間らしく働くことのできる労働条件を確保することを定める公契約の動きは、ますます重要になってきております。公契約とは、公共工事や公共サービスについて発注する公的機関と受託する事業者との間で結ばれる契約であり、この公契約の中に、生活できる賃金など人間らしく働くことのできる労働条件を確保する労働条項が定めております。受託した事業者に、労働条件を確保させ、発注者の公的機関に制裁措置をもって労働条件の確保を担保させようとするものですが、町民の税金を使ってワーキングプアをつくらないというよう重要な考え方に成り立っております。町としても公契約条例の制定をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

これでこの場での質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、後期高齢者医療制度についてでございます。

①の4月から始まった後期高齢者医療制度、町長個人としてはどう受けとめているかということでございます。

創設されました後期高齢者医療制度に、私自身もその対象にもう既になっているわけですが、保険証を既に受けておりますが、何といたしまして、年々増大する医療費抑制策といたしましては、やむを得ない施策ではなかったかという感じを受けたわけでございます。

御承知のとおり、平成17年度において国民医療費は年間33兆円を要しているということでございまして、1年間に約1兆円ずつふえ続けていることが推察されております。かつ医療費全体の約3分の1が老人医療費ということでございまして、そういうことで増嵩するこの国民医療費について、将来に向けた抜本的な医療制度改革であつたというふうに考えているところでございます。

それから、②の保険料が国保のときより上がった人はどの層の人たちかということでございます。

保険料の計算方法がもともと国保と後期高齢者医療制度では賦課の方法が異なりますので、単純に比較はできませんが、国保も制度が変わりますので一概にどうなったかということとは言えないところでございます。強いて申し上げますと、仮に夫婦2人とも後期高齢者で固定資産税がな

かったといたしまして、19年度中の国保の計算方法と後期高齢者医療制度での計算方法を利用して試算いたしますと、2人の合計所得が所得軽減のかからない金額のほうの場合、後期高齢者医療制度のほう保険料が高くなる傾向がございます。また、所得のない層の方でも数千円ではございますが、均等割が高く設定してある後期高齢者医療制度のほうが高いようでございます。

後期高齢者医療制度のほう安くなる場合もございまして、一概にどちらが安いとは言えないわけございまして、その上、資産がある場合、国保と後期高齢者ではもっと複雑になり、想定できない状況でございます。

それから、③の医療保険が別々になる世帯への対応はどうなるのかということでございます。

仮に、平成19年度に夫が75歳で妻が70歳で、国保に加入していた場合、夫は後期高齢者医療制度に、妻は国保に加入することになりますと、妻に対して平等割と均等割に軽減措置がとられます。また、同様に、夫が75歳で社会保険の被保険者、妻が70歳で夫の社会保険の被扶養者の場合も、夫は後期高齢者医療制度に、妻は原則といたしまして国保に加入することになります。この場合も妻に対して平等割と均等割に軽減措置がとられます。

また、夫が75歳で妻が70歳で、どちらも社保の被扶養者であった場合には、夫は後期高齢者医療制度に、妻はそのまま社保の被扶養者となります。この場合には、夫に対して保険料の均等割が、2年間は5割軽減がなされますが、なおこの10月から、21年3月までは均等割の9割が軽減されることになっております。

それから④の75歳以上の健診についてでございます。

75歳の健診につきましては、国保が行う健診とほぼ同様な健診を行います。今までは、集団健診のみでございましたが、今年からは集団健診が受診できなかった方を対象に、契約をした個人の病院で個別健診を行える計画になっております。集団健診は7月から9月にかけて行い、個別健診につきましては10月から12月にかけて行う計画でございます。75歳以上の健診で国保のときと違いますのは、胸囲の測定を行わない、腎臓の健診を行わない、貧血検査を行わないの3点ございまして、他の健診につきましては今まで同様でございます。

それから、⑤の他の保険、健保、国保料への影響はどうなるのかということでございます。

後期高齢者医療制度では、その財源が公費2分の1、各保険者が10分の4、被保険者が10分の1となっております。今までは老人医療に対して拠出金がありましたが、今年度から負担割合が明文化されております。現在、本町の国保では、運営協議会の承認を得たところであり、議会の承認を得た後、支援分として保険料が計算されるようになっております。支援分の保険料につきましては、その計算方法は保険者によってまちまちになっているようでございます。

それから、2の公平で公正な入札契約制度の確立について。

①の品質を確保する適正価格の考え方と地域経済の活性化を図る施策についてということでご

ざいます。

品質を確保するためには、価格だけによる競争入札だけでは不十分なものがあると思われます。また、品質を確保しながら、適正な価格で物品の購入、工事の発注を行おうとすれば、価格一辺倒の競争入札以外の方法も視野に入れなければならないと考えております。例えば、平成19年度に1回実施いたしました総合評価落札方式、そのときは技術提案を伴わない特別単位型でありましたが、今後は技術提案を求めて品質を確保する方法が考えられます。そのほかに公募型指名、一般競争入札、プロポーザル方式などによる契約が考えられます。適正な価格で品質を確保するためには、これらの契約方法を活用して契約を行うよう研究・検討してまいりたいというふうに考えております。

また、地域経済の活性化を図る施策といたしまして、多様な契約を検討する中で、なるべく地域経済の発展に配慮した契約を行うことで活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、②でございます。資本金、技術力、工事契約、経営状態等でランクづけしていると思いますが、労働者の賃金確保、環境規制なども入札基準に入っているのかということでございます。

本町の工事業者のランクづけは、国、県による審査数値、客観的点数と町の建設工事指名競争入札参加者の資格の審査及び等級の区分に関する要領等により算定される主観的点数の合計からなっております。ただし、土木一式工事のみ主観的点数を採用し、ほかの工事については客観的点数のみ採用をいたしております。

主観的点数の種類といたしましては、次の項目について点数を加算しているところでございます。まず、工事成績による評価点数、工事施行実績による評価点数、有資格技術者数による評価点数、ISO9001、14001取得による評価点数、障害者雇用状況による評価点数、表彰による評価点数、地域貢献による評価点数。また、次の項目については点数を減点をいたしております。指名停止による減点、事故による減点。現在質問の労働者の賃金確保に関してはランク付けの対象にはなっておりません。また、環境規制についてはISO1001、環境マネジメントシステム取得がランクづけの対象になっているところでございます。

それから、③の公契約条例の設定をする考えはないかということでございます。

公契約条例は、ILO条約に基づくものでございますが、日本国はいまだに比準をしておりません。しかし、市町村では、これに基づく公契約条例を定めている自治体がございます。その条例を見ますと、おおむね次のような条項を定めております。請負業務委託、委任その他の契約適用、業務に従事する労働者への公正な賃金、適正な労働条件の確保、発注者、受注者の責務。現在、本町は土木一式工事について一般競争入札を試行的に実施しておりますが、落札率の低下に

より、労働者の賃金の減少も懸念されることと思います。しかし、労働者の賃金など労働に対する最低条件は労働基準法や最低賃金法に定められておりますし、これらの労働条件は労使が決定すべきものであると考えております。

また、国におきましては、公契約に関する法令は未整備であり、これらのことを考慮いたしますと、公契約条例を制定することが適応であるかどうか、今後十分研究課題といたしていききたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） ここで、11時15分まで本会議を休憩いたします。

午前11時06分休憩

-----  
午前11時15分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 先ほどの答弁で、町長は、医療費がふえることで仕方がないというふうな答弁をされましたが、今国民が怒っているのは、今までの家族制度を崩壊するようなやり方、75歳以上になったらなぜ別建ての保険にするのか、そういう医療も制限されるようなことに対して怒っているわけです。この制度のねらいは、国は医療費抑制、医療給付費の抑制とか削減とかそういうふうなことを言っておりますけど、今まで国庫負担と事業主の負担の割合はこの20年間で国の負担が10%、年間3兆円も減らされているんですよ。だから、そういう、みんな年をとるわけですから、そして今まで日本の家族制度、お年寄りを大切にする、そういう制度、風潮までもなくすような今回のこの後期高齢者医療制度に対して、ほんとに町長は個人で、もう75歳以上になっておるとおっしゃいましたが、本当にさっき答弁されたように思われているのか、もう一回お聞きします。

○議長（中石 高男君） まことに恐れ入りますが、私語のほうはやめていただきたいと思えます。次に、町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は、この医療制度改革につきましては、当初小泉内閣のときに医療制度ができていたわけでございます。そのときに、社会保障費を年間2,200億円ずつ削減していくというようなもつでこのような医療改革制度ができたということでございます。

例の、毎日のようにテレビ、新聞等でいろいろ国民から指摘されております。言われるとおり、75歳以上を別個にしたということにつきましては、非常に批判が多うございます。そのようなことから、既にこの4月から法が施行されているわけでございますので、やはり法にのっとったことでいろんな問題、さまざまな問題点につきましては、保険料の問題、負担増の問題、負担軽

減の問題、いろんなさまざまな問題がここに提起されているわけでございますので、これらについてはもう既に検討に入っているわけでございますが、国、国政レベルの中で十分検討をするべきじゃないかというふうに考えております。

行政の立場としては、やはり法を守る立場にあるわけでございますので、法治国家の中にあるわけでございますので、やはりこの辺の今後の動向、推移を十分見守っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） きょうの宮日新聞を持ってきましたが、ここでも自民党の代議士でさえも、中山代議士が「子供と親の扶養分離など家族制度への配慮を欠いており、お年寄りの気持ちを思いやる心がなかった」と、こういうふうな、見直しをしないとイケないというふうなきょう宮日に載っておりますが、ほとんどのやっぱり自民党議員でさえも高齢者への配慮がないというふうなことを書かれております。

やはりもう一度、今参議院では廃止法案が出て、採決されて今衆議院に送られておりますが、後期高齢者医療制度は見直しじゃなくて廃止というふうなことの法案が審議されると思うんですが、やはり、そりゃ町長は法を守る立場にある人ですからあれですけど、私が言ったのは、個人としての考えを聞いたわけでありまして。

次にいきます。さっき国保料が国保のときよりも上がった人たち、半分以上は上がったと思うんですが、やはり三股の人たちで言えば、農家とかお商売されている方で、家族ぐるみでされていて、息子さんがおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に生活して、そして息子さんが国保税を払っていた人、おじいちゃん、おばあちゃんはほんのわずかな年金しかもらってなくて、そういうふうな人たちが、おじいちゃん、おばあちゃんが後期高齢者のほうにいくと、自分の年金から後期高齢者医療保険が引かれていたと。そういうふうな人たちは、世帯で計算されるものですから、均等割の減額はないんですよね。保健課長、ないんですよね。そういうふうなことで、とってももう困ると。息子たちに払ってくれと。自分の年金から引かれた保険料をもらえんと、そういうふうなことをおっしゃるんですよ。

だから社会保険の扶養になっていた人は10月に引かれるようになりますけど、国保の人たちは、この三股では農家の方とか自営業の人たちが多いわけです。そういうふうな人たちへの配慮は全然なされていないんです。そういう問題点があるんです。そういうふうなことを町民保健課長、何か手だてがあるのかどうか。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 今の手だてにつきましては、厚生労働省から6月18日に事務

連絡が来ております。20年度における当面の対策といたしまして、低所得者対応ですけれども、21年度までの措置として、20年度については7割軽減世帯のうち8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しないこととする。なお、7割軽減世帯で、納付書等で納めていただく方についても同等の軽減措置を講ずる。8.5割軽減とか、収入がない方でも月額保険料が1万2,800円、月大体1,000円だったんですけれども500円とするというのが来ております。

それとあとは、21年度以降の対策につきまして、3件ほど来ておりますけれども、7割軽減のうち年金収入が80万以下世帯については9割軽減とする。それと2番目に、所得割を負担する方のうち所得の低い方、年金収入が153万円から210万円程度の被保険者については所得割を50%程度軽減する措置を講ずることということです。また3番目に、このような措置を講じなくても保険料が上昇しこれを支払うことができない特別な事情があるものについては、広域連合条例に基づく個別減免を行うこととするという通達が来ております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それはもう個人個人の年金で計算するんですか。それとも家族の国保のときの計算、個人ですか、はい、わかりました。

それと、御主人が国保に移って——いや、反対。後期高齢者に移って奥さんが国保に残っている場合、国保の場合は資産割、平等割、所得割、均等割ですね。4段階に分かれています。この前の国保税の改定の際に、国保の平等割ですか、世帯割のところは半額になるというふうな条例がこの前説明されましたけど、それは何年までなんですか。何年間そういう措置というんですか、奥さんが国保世帯割を、今までは御主人だけが払っていたわけでしょう、平等割というのが、世帯割というのが。それを今度は御主人は後期高齢者で均等割払って、奥さんは、残ったほうは今度は今までも国保税が世帯割を払わないといけない状態になるわけでしょう。高くなりますよね。

そういう不合理があるんですが、そのあたりは、この前の国保税条例の中で特定世帯とかいって半額になると言われましたけど、それはいつまでなんですか。何年間。——じゃいいです。後で聞きます。

それと、健診ですよ。健診問題。本当に町長お尋ねしますけど、75歳以上になって、あなたはもう住民健診はいいですよと言われたときに、自分は糖尿病もあれもないからというふうなことで言われたときにどう考えるのか。ほんとに健診は必要でない、75歳以上は思っていられんのか、そこをお聞きます。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど答弁をいたしましたように、75歳以上の健診ですね。国保と違うことがあるわけですが、胸囲の測定をしないとか、腎臓検査、それから貧血の検査、こういうものをしないということでございますが、やはり必要なものについては、これは75歳以上であっても健診はすべきであるというふうに考えております。

そういうことで、もし法的にできないということであれば、町の単独でもやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私は、宮崎に長いこと住んでいて、こちらに来たときに、三股のいいところは、ほんとに住民健診が、集団健診があつて、ほんとにいいところだなと思っていたんですよ。今も現に住民健診が行われておりますが、これが75歳以上になったら、もう病院にかかっている人は、いいよとかいうふうなことを言われたら、ほんとにどんな思いがするだろうかなというふうに思っております。だから、今町長がおっしゃったように、町独自ででもそういう住民の健康を守るという立場から、ほんとに受けたい人は受けていいですよというふうな制度を、今まで四、五千万円の住民健診の費用を使っているわけですが、三股のよさをやっぱり続けていってほしいなと思います。よろしく願いしておきます。

それともう一つ聞いてなかったですね。現役世代、後期高齢者医療制度で支援金というふうな形の支出が出てきて、国保税が大幅に上がりますが、組合健保とか政府管掌健保、そういうふうなことはちょっと今はわからないかと思うんですが、役場の共済の健保の関係、わかりますか。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 従来より1000分の5、0.5%高くなっております。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私、総務の人に聞いたところ、1000分の5、これは300万ですよ。大体300万と。町からの持ち出しも300万あるわけですよ。個人が払う健康保険料も300万ふえるわけですよ、全体で。600万ふえるわけですよ。

町の職員、平均で計算したところ、約1万6,000円上がるんですよ。だから、高齢者がふえるから高齢者負担、医療費がふえるからというふうな形で政府は言いますが、現役世代に負担をかけない。だけど、それはうそじゃないですか。現役世代にも十分大幅な負担をかけているわけです。だから、国にほんとに今までの国の持ち出し分をやっぱり削減しているわけですから、そこら辺を含めて、国に要望していってほしいと思います。

以上で後期高齢者の分を終わって、次移りますが、なぜ私がこの質問を出したかと言えば、入札でやはり低価格入札で今三股町ではA、B、Cで3ランクに分けてやっておりますが、B、C

の人たちがすごく競争が激しくなって、もう大変だというふうな声を聞いております。今まで5人で仕事をやっていたのを4人でやらざるを得ないとか。総務課長にお聞きしますが、A、B、Cのランクづけで、Aの人たちの入札、そのあたりA、B、Cのこの半年間、わかりましたら教えてください。（発言する者あり）落札率です。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今、ちょっとはっきりはわかってないんですが、一般競争入札になってからのということですかね。一般競争入札になってからの価格というのは、かなり低くなってきております。特に、今指摘されましたように、Bランク、Cランクについては下がってきておりますし、Aランクについても下がっておりますけれども、そこまでの落札率B、Cに比べたら低下はないということです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 総務課長、マイクを立ててやってください。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 1週間ぐらい前の特別番組で、宮崎県の知事が入札改革を行った結果の番組がありましたが、その中で、やはり低価格入札で来て、改革が進んでいるというふうなことを言われましたけど、延岡でしたか、台風の災害のときに、今一生懸命工事をやっているんだけど、倒産したと。工事がだから今ストップしていると。そういうふうなことを取り上げておりましたが、やはり今三股でもB、C——Aは10社で、割と92%の落札でよろしいと思うんですが、やはりB、Cランクの人たちは物すごく競争が激しく、経営を断念したところもあると聞きました。町民の生活、やっぱり地域の発展を目指すというのが役場のお仕事だと思うんです。そこら辺が余りにもそういう今のような改革改革でいった場合にどうなのかなと、もう一回ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今の問題につきましては、今言いましたように、落札の価格の低い部分（テープ中断）

○議員（3番 上西 祐子君） （テープ中断）やはりほんとにこう一般の小さな業者が生き残っていくようなことも考えていけないんじゃないかと、改革改革っていろいろ言いますが、改革というのは、住民の利益になることが私は改革じゃないかなと。小泉さんの構造改革では、弱いものに痛みを伴うのが改革というふうなことをおっしゃいましたが、私は町の経済の活性化を図る入札、契約制度の確立をしていくべきじゃないかなと思いますが、町長、いかがお考えですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど総務企画課長のほうから答弁をいただきましたが、やはり最低価格

の見直し、そしてまた予定価格等につきましても十分検討をしていきたい。建設業者の皆さん方におきましては、やはり地域経済の活性化、また雇用についても非常に貢献をされているわけですので、その辺も十分考えながら今後やっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それと、今A、B、Cと分かれています、総務課長にお聞きしますが、Aの業者の金額は幾ら以上ですか。A、B、Cちょっと教えてください。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） ランクにつきましては、Aが1,500万円以上、そしてBが1,500万円から1,700万円まで、Cが700万円以下というような基準になっております。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） わかりました。

AとBと重なる部分があるわけですね。1,500万以上からBは1,700万、200万しかないんですよ。やはりもうBの業者は、ほんとにAからも食われBからも食われという競争が物すごく激しくなって、この競合部分を広げるべきではないのか。Bが1,500万から2,000万までとか、そういうふうな形にすることはできないんでしょうか。やはり余りにもBの人たちはこの3カ月間のランクづけの落札結果で見ても77.6%ですよ。そこら辺を考えて、どういうふうに感じておられるのか。このままでいいと考えていらっしゃるのかお聞きします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今の問題につきましては、工事の業種、そういったところで業者数が非常に多いところもあれば少ないところもございますので、そういった意味で、今後この中身については十分検討をしないといけないのかなというふうに思っているところです。

○議長（中石 高男君） 時間が、簡潔にお願いします。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） じゃ、この問題をひとまず置きますが、公契約の問題で、なぜこの問題を取り上げたかといいますと、清掃の人たち、1年1年業者が変わるわけです。低価格で落札するものだから。そうすると、働いている人たちが、時間給が違うとおっしゃるんですよ。そこら辺を御存じなのかどうか。それで、ほんとに都会ではごみ収集業者が今ガソリン代やいろいろなものが上がって、もうこれじゃやってくれんと途中で投げ出したところもあるわけですよ。そういう面を考えて、どう考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今、清掃の関係の、そこで働かれる人たちの給与の問題についてということでお話をされましたが、一応入札という形になっておりますので、入札した金額に

よって、その使用者と雇用者ですね、その労働の条件というのはそこで決められるべきものだろうというのが原則だろうと思います。

今の清掃業務につきましても、価格について、一昨年、昨年、今年の分を比較しても、余り大きな下落というのはございませんので、今言われました賃金が下がっているとといったような状況については私どもはその分は把握はいたしておりませんが、その中で今の雇用の状況ですね、これが常時働かれる方については継続雇用がされているみたいです。そういったことも含めて、もしそういった金額の中で賃金が下がっていると、あるいは労働基準法に定める額を下回っているというようなことはないと思いますが、その辺のところがあれば、事情を十分聞いた上で話をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私が聞いたところでは、片っ方の業者がとったときは650円、片っ方がとったときは670円、そういうふうに違ふと。だからやはりそこら辺を、その労働条件を確保させて、労働者の権利を守るようにさせるのが公契約なんです。だからそこら辺を含めて検討していただきたいと思います。

それと、もう一つ最後にちょっとなりますが、入札の契約基準で、長期にわたる工事なんかを業者が受注した場合、途中で不渡りを出した場合、倒産した場合とか、延岡で工事がストップしたらしいんですけれども、そういうふうなことになるような措置、そういう経営状況などをチェックするようなことはされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 工事途中での業者の経営状況、こういったものについては、なかなか情報が入ってこない面もありますが、いろいろ債権譲渡とかそういった状況に近いもの、あるいは銀行との関係で情報が入ればそういった対応とか、そういったことは考えたいというふうに思います。今のところ、そういった状況でどう対応するかということは、途中のその金額等の見直しとかそういったものは今のところは考えておりません。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 最後になりますが、とにかく想定外のことが起こるわけですから、どんな大手の企業といえども、経営状況、そこら辺を、大きな工事を任せるときなんかはなおのこと、銀行、保証に入っていないのかどうか、そのあたりをきちんと調べるべきだと思います。

以上、要望いたしまして私の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） ここで1時20分まで昼食のため休憩とします。

午前11時48分休憩

---

午後1時17分再開

○議長（中石 高男君） 本会議を再開します。

発言順位3番、指宿君。

〔1番 指宿 秋廣君 質問席登壇〕

○議員（1番 指宿 秋廣君） それでは、通告いたしておりました3件について御質問を申し上げますと思います。

まず最初に、環境保全についてであります。その前に、今回大きな地震で災害に見舞われた岩手・宮城両県民に対して心よりお悔やみを申し上げたいと思いますし、そういう観点からも、今回の質問というふうを受けとめていただければありがたいと思っております。

定かではない、完全に名義が変わったということじゃないと思いますが、三股町に大きな面積を占めております島津山林の問題についてお聞きをしたいと思っております。

この山林の以後の考え方については、どういう業者等々が入り、どういうふうな形になっているのか、そこをまずお聞きをしたいと思っておりますし、その土地が、山林が動いたときにどういうことが懸念され、どういうふうになるのか。山ですけれども、三股町はもちろんのこと、沖水川から下流、大淀川を含めて宮崎市に水が流れているわけですから、この水という観点からいっても、今長田で行われております簡易水道について、行政としてタッチせざるを得なかったというのは、もちろんメンテナンスの関係もありますが、水源の枯渇というところにも大きな原因があったのではないのかなというふうに思っております。これから先どのようなことになり、どうするか、流れ、それから町としての考えをお知らせを願いたいと思っておりますし、後で私なりの考えを申し上げたいと思っております。

次に、教育支援について質問を申し上げたいと思っております。

まず、教育長、今回の教育委員会で再任されたというふうに新聞に載っておりました。2期目になられるわけで、誠心誠意の回答をお願いしたいと思いますし、これからの御健闘をお祈りしたいと思いますと思っております。

教育支援の中のまず第1点の学級支援ですけれども、今、学校の中でクラス、特に担任、学担と言われる人の仕事が大変大きく重くなっています。例えば、給食費を1つ例をとりますと、これはPTAが徴収しているわけですから、結果的には未納者をひっくるめた、結果的には学担が最後の始末をせざるを得ないということになってきています。学校の先生が子供たちと触れ合う時間を割いて、未納の家庭へ電話をし、訪問をしということ、涙ぐましい努力をされております。

そこで、大分前ですけれども、小林市が教諭の支援システムというところで、小林市として学校の先生をサポートしていくという観点で新聞に載っておりました。三股町もそういう担任の先生の重荷を少しでもとってやるために何かの方策を考えていらっしゃるのか、そういう観点を少しお聞きをしたいと思っております。答弁をお願いしたいと思います。

次に、今度は学校支援ですけれども、学校支援は学担も絡むのかもしれませんが、モンスターペアレントと称される巨大な親——直訳すりゃそうなるわけですけれども、無理難題、学校がのめないというのを親が学校に言うてくるということがあります。学校は、そういう人たちは多分有名な人でしょうから、そうすると必然的にベテランの先生よりも新人の先生、もしくは新しい先生にいく可能性がある。三股がそうだという意味じゃないんですが、総論的にそうだというふうにもいろんなところを見ても書いてあります。

そうすると、その先生は、1人2人の児童生徒に振り回されて、ほかの大多数の生徒児童に時間をとれない状態、ひいてはそれが学級崩壊という形になってくるというふうに言われています。解決方法についてはいろいろあると思いますが、地域の考え方、それから学校の取り組み方、いろんなことがあると思います。ある学校によっては、そういうモンスターペアレントの対策、特別チームをつくって学校の先生、校長のOBでやってみたり警察官OBでやってみたり、弁護士でやってみたり、それから精神科医でやってみたり、いろんなところとチームを組んでその特別の人たちに対する手当をしているというのもまた現実であります。三股町について、それについてどう考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思っております。

それから、最後に住みよい住宅環境ということでお聞きをしたいと思っております。

三股町の予算をひもといて、少しですが見てみると、地域に密着して、ほんとに、例えばここに側溝をつくってほしい、もしくはふたをしてほしいというような小さいところについての予算が年次的に減少している傾向にあるんじゃないのかなと思っております。日々の年数の推移をお聞きをし、それから町長としてそういう自治公民館等々から来る要望に対する予算の聖域化、例えばこれ以上は絶対削らんよ、これ以上は確保するよというものを考えていらっしゃるのかどうか、そこら辺を少しお聞きをしたいと思っておりますし、自治公民館単位で小さいものをやるというときに、通称言う原材料支給みたいなことを小さい集落単位でも考えていらっしゃるのか、今農業をされているところについてはそういう原材料支給とかいう形もあるようなんですけれども、集落内とかそういうところにも考え方的なものを拡充して、自分ところの住宅の地域のところを自分たちで汗をかいてこうするというような考え方は持ち合わせていらっしゃるのかどうかということをお聞きをしたいと思っております。

冒頭の質問については以上であります。御答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

環境保全について、山林保全についてでございます。

本町の約72.5%を占める森林は、木材資源や林産物の供給を初め、土砂崩壊などの災害防止機能、ダムの役割を担う貯水機能、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止、生活環境の保全形成などの公益機能を有し、地域社会にはかり知れない恩恵を与えております。

本町の森林面積は、平成19年現在7,628ヘクタールでございます、そのうち国有林が2,710ヘクタール、民有林——公有林を含む民有林が4,918ヘクタールを占めておりまして、そのうちの約2,800ヘクタールを島津山林株式会社が保有しているところでございます。

島津山林の売却の件につきましては、5月28日に島津山林株式会社の常務と部長、買い受け先のマネージャーが来町され、常務からオーナーである島津氏が高齢であることから、財産の処分について検討中である。譲渡先として東京に本社がある、全国に11道県で約7,000ヘクタールの山林の管理運営、育林業等を営む大手会社と交渉中であるとお話でございました。

本町といたしましては、島津山林が本町山林の3分の1を占め、森林資源はもとより、水源涵養林として重要な役割を果たしていることから、今後の方針をお聞きしたところ、島津山林株式会社の林業経営を継続すること。そして、現職員を引き継ぐこと。つまり所有者の変更で、中身、つまり事業内容に変更はないとお話でございました。

また、6月の4日に双方の関係者が来町されまして、今後についてのスケジュール及び造林補助金や森林整備活動支援交付金の手続について意見の交換をしたところでございます。

森林林業を取り巻く環境は、木材自給率が20%に回復し、一部には国産材の新たな需要の兆しが見られるものの、国産材の需要及び価格は依然として低水準で推移しております。そのようなことから、経営意欲の減退、地域の林業生産活動の停滞を引き起し、森林管理が十分にされない経営放棄森林が目立つような事態となっております。三股町及び森林組合では、森林整備地域活動支援交付金事業を活用しながら、森林組合との長期施業委託契約を推進し、森林の仕事が集約的、計画的に実施され、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

現在の状況についてはそのようなことでございます。

それから、2番目の教育支援について。これにつきましては教育長のほうから答弁をお願いを申し上げます。

それから、3番の住みよい住宅環境の整備について、道路側溝の整備についてでございます。

住みよい環境につきましては、一般的に行政主導での生活基盤の整備のほか、そこに住んでおられる住民同士の協働、すなわち力と心で事に当たる産学協同あるいは意識といいますか、そう

いった住民の行動を伴った地域づくり、環境づくりを望んでいるところでございます。

本町ではこれまでも厳しい財政事情にかんがみ、平成16年度を行財政改革の元年と位置づけまして、町民の参加による行政改革推進委員会などで厳しい財政状況を議論していただいたところでございますが、まさに行政と一体となった、住民との産学協同が必要ではないかと感じているところでございます。

さきの質問でも答弁を申し上げましたが、本町では、町内一斉清掃をはじめといたしまして、定期的に道路の草刈りや側溝のしゅんせつなどを自治会等で行っていただいているところでございます。そのような対応と申しますか、住みよい住宅環境づくりにつきましても、積極的に住民参加での産学協同が重要であると考えております。

また、行政といたしましても、厳しい財政事情に応じた予算配分を行っていかねばなりません。今後ともこれらの対応策を十分に検討してまいりたいと存じます。

なお、道路関係によるこの予算配分でございますが、厳しい財政状況の中でございまして、当初予算では非常に切り詰めた予算になっております。そのようなことから、年度の途中で補正の財源を見つけまして、なるべく住民の要望にこたえていくべきであるというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） まずもって、先ほど指宿議員からおっしゃいましたが、教育委員会が20日に持たれまして、教育長をやれということになりまして、これからまた引き続き教育長職において全力投球をして町行政に貢献したいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、先ほどの質問の中の教育支援について。

まず1番目の学級支援についてであります。学級担任の負担を軽減して、子供と向き合う時間の確保を図る、いわゆる学級支援については、今全国でさまざまな取り組みがなされているところでございます。

本町では、具体的な取り組みといたしましては、平成13年度導入いたしました複式学級の補助教諭、そして本年度から開始いたしました特別支援員の配置の2つを行っているところでございます。

このほか、中学校にはスクールアシスタント、そしてスクールカウンセラー、三股小学校と三股西小学校には生徒指導推進協力員が配置されておまして、児童生徒だけでなく、学級担任のさまざまな相談にも応じているところでございます。

また、中央公民館に設置しております適応児童教室においては、不登校生徒等を抱えた学級担

任の教育相談に乗ったり、家庭との連絡調整等も行っているところでございます。

なお、先ほどありました小林のスクールサポーターセンターに関する新聞記事が去る2月4日に出ましたが、学級担任の負担の1つとして給食費等の集金問題が取り上げられておりました。本町におきましては、学校間で若干の違いはありますが、給食費やPTA会費はPTAのほうで集金しておりまして、学級担任が直接かかっているのは教材費、いわゆる学級費とか遠足費だけのことで、それほどの負担にはなっていないということを聞いているところでございます。

いずれにしましても、学級支援は、今後充実していく必要がある課題でありますので、学校とも協議しながら、今後も十分検討して進めていきたいというふうに思っております。

次に、学校支援についてであります。学校に対してクレームや抗議を執拗に繰り返す保護者のことをモンスターペアレントと今言っております。これはいわゆる和製英語です。そう呼ぶんだということで、こうしたクレームや抗議によって学校側が非常に困惑しているというようなことが最近、新聞テレビ等でよく報じられているところでございます。

こうした執拗なクレームや抗議を受けて、うつ状態になったり、その対応に時間がとられて精神的に追い込まれて授業に打ち込めなくなって自殺や療養を余儀なくされる教師も出ているということを聞いております。本町におきましては、過去、モンスターペアレントに該当するような保護者がいたという話は聞いておりますが、現段階では若干のクレームや抗議をする保護者はもちろんいるわけですが、理不尽で無謀な要求をするモンスターペアレントはいないというふうに聞いているところでございます。

いずれにしても、学校に対するクレーム、抗議が発生するのは、通常は学級担任の段階が一番多いわけですが、担任1人に任せおくのではなくて、管理職である校長、教頭、そして学年主任など学校の組織を挙げて対応していくことが大事であるというふうに話しているところであります。

また、こうした問題が発生した場合は、一番最初の対応は、つまり相手に対応する相手の言い分に率直に耳を傾ける。そしてしっかり話を聞いて、そして毅然とした態度で問題解決をするということが重要なことであろうというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 一通り答えてもらったんですが、個別でお聞きをしたいというふうに思っております。

まず最初の環境保全のところですけども、今回、冒頭でも言いましたように、震災ですね、これも地震湖ですか、いろんなところに莫大な被害を与えているようですけども、本町もいつそういう地震等々がある、来ないと限ったことではないわけですし、今町長も現場を見られてわ

かっていらっしゃると思いますが、島津山林だけ、ほかのとはもうこっちに置いて例をとりますと、相当の杉が小さくなっている。小さい杉を切っている人——適当な言葉なんでしょうか。町長が言われたように木材価格が低迷していく。そうすると杉を切らざるを得ない。杉を切ってもなかなか出てこないで、それに倍する杉を切らざるを得ないという悪循環であります。そうになると、防風林と称される峰伝いにある木すら切っていくという感じが今見受けられているわけです。

島津山林のある砂防ダムは全国一だろう、こう言われていますね。すごい砂防ダムができ上がっております。そういう形から言って、今から先どういう会社が来られてどうされるのかわかりませんが、あの島津山林でさえそうでした。売買をされればこれについて補助金がつきますよということでしょうけれども、私が一番心配するのはその水の関係と、もう一つは、採算が合わない。そうであれば、産廃をひっくるめた処分場化というのも1つのものとして想定ができると。要するに、今までは江戸時代、その前からでしょうか。お殿様が持っていたわけですから、そんなことはなかったでしょうけれども、いよいよそういうことになると、それも想定せざるを得ないのかなということを考えているわけです。

三股町も住民は、水にもう一回返りますが、水は三股町の住民はすべてこの流域——地下水に頼っています。100%。都城市も半分以上だと思いますが、三股のこの沖水川の地下水に頼っています。今、地下水の汚染が問題になっていますけれども、その比ではないものが予想できるというふうに思っているわけです。

それで、その沖水川の下流、宮崎市までひっくるめてですが、その人たちが問題を共有化して、上流はけしからん、水の使い方が悪い、もしくは浄化しないという形だけではなくて、三股町がこういう大きな問題がありますよという形で警鐘を鳴らして、要するに先ほど言われました自然のダムというとらまえ方で流域の人——沖水川から下流の人たちに呼びかけて、例えばそういう保全、保安という観点から音頭をとるつもりはありませんか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、島津山林の山、もちろんこの鰐塚山系の山林は、本町のみならず、当圏域の貴重な水がめでもございます。と同時に、災害防止、土砂崩壊防止の役割を持つ貴重な森林でございます。言うなれば自然の財産でもございます。そういうことから、譲渡後のこの森林保護等につきましては、十分この点に留意しながらひとつ森林管理をお願いしたいというふうに考えております。この前初めてお会いしまして、早速そのようなことも進言をいたしたところでございます。

何といいましても、沖水川の上流に位置する本町でございますし、流域に呼びかけて云々というようなこともございますが、その点につきましては今後十分に調査検討をいただきたいという

ふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 要するに、事はそんなに悠長な話ではないんだらうと、もう既に動き始めているわけですので。要するに、水そのものが下流域の人も大変でしょうし、本町にとっては先ほど言った地震の震災ダムをひっくるめた2次災害的なことも、水的なことも一番大きな問題を背負う、もちろん当該自治体ですから当たり前のことですが、

そう考えると、ほかのところに問題を共有化していただいてやる。要するに半端な数字ではないんです。2,800ヘクタールですか、島津山林。となると、そういう大手企業が出てきてそれを行うということになっても、そんなに大きな利益になるとは考えられないわけで、そうすると、次の用途変更が一番大きな問題というふうに思っております。ですから、町全体で内部で執行部で話をさせていただいて、この問題にどうやって取り組むのかということを考えてほしいと思っています。

もちろん都城市が、うちは知らんよということにはならないわけで、配水タンクも三股町にありますし、三股行政境に井戸が10本とは言わないぐらい掘ってあるんだらうと思います。そういうことからいうと、都城市もただごとではない。亜硝酸性窒素がどうたらっていうふうに地下水の汚染の話がありますが、産廃の処分場ができればそのさたではないわけですし、三股町の沖水川をどうするのか。ただ経営者が変わりますよだけではいけないと思いますので、再度町長にお聞きしますが、そういう三股町から警鐘を鳴らし提言をし、そういう流域、大淀川サミットをとらなくても、産業振興にもそういうグループ、要するに流域のものがあるというふうに聞いていますが、そういうところに働きかけて、沖水川の下流はすべて宮崎県です。大淀川をとると鹿児島県が一部入っていますけれども、沖水川の流域というふうにとると宮崎県だけですので、その点を再度、もう一回お聞かせを願いたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 結局、取得された後につきましては、受け入れ先の業者の方が森林計画、また施業計画ですね、山の。こういうものの策定になろうかと思えます。そういうことで、行政の立場からその辺につきましてはいろいろと意見等も申し上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 私が言っているのは、そういうところが手を入れては次に転売をしたりなんてするときには、もう三股町とすりゃどうしようもならない状態になっていくのでは

ないのかなということをお心配しているわけです。

今ならまだ間に合うのかな。要するに、こんだけ大きなものを都城市は本宅を買われたようですけれども、都城市は本宅ですけれども、三股町の場合は地価水源ということからとると、流域も巻き込んでぜひ三股町として流域に話しかけてほしいというふうに思います。問題は提起しておきたいと思います。

時間がないので、次に、教育支援についての問題を少しお聞きをしたいと思います。

学級支援の中で、教育長はPTAがしているので学担にはありませんよと、こう言われましたけれども、果たしてそうでしょうか。PTAは1年です。役員さんをひっくるめて。それで終わった。払ってくれる人はそうです。私が聞いているのは、未納者という意味です。未納者。払わなかった人について給食を提供しないというわけにいかないわけで、提供していました。し続けていました。学年が変わって担任もかわりました。いや、PTAの役員さんもかわりました。なったときに、去年のものの給食費を新しいPTAの役員さんがするはずがないんです。そうすると、必然と新しい学年の学担に行くわけです。もしくは最後の2月、3月のときの学担に来るわけです。

もちろんそれについて流れをお聞きしますと、PTAから学校事務に行くんです。学校事務はそれをどうするかといったら、学校事務として行うこともあるでしょうが、最終的には学担に行くんです。その危険率を自分たちで賦課して、プラスアルファとるとまじめに払っている人がその人の分まで払っていくということになりますので、もちろん欠食やらそういうところでプラス・マイナス出ていくのかもしれませんが、ほかの学校、いろんなところを聞いてみると、そういう——小林と限らずです——しているところもいっぱいあるやに聞いております。

教育長も学校の校長先生をされていたのでいろんな学校へ行かれたと思いますが、三股町のことはこれ置いて、ユニークな方法をやり、こういうことをやっていますよということはほかの学校先進のところはありませんか、お聞きをします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 学校のいわゆる給食の未納費のことについては、新聞紙上やそして近隣の学校等、あるいは市町村から聞いているところですが、三股町の場合、給食に限っては、各PTAのほうで各支部で集めていただいて学校に納めていただいて、学校から給食センターに納めるというシステムと。その場合に、当然未納者がおります。多いところも学校の生徒数で大分違ってきておりますが、その未納の問題については私たちも大変今頭の痛いところなんです。

それで、その未納についてどうやるかということ、今後未納にかかわる検討委員会なるものを設けながらやっついていかないと学校が非常に大きな負担になっていく。現実には、学級担任は行かなくても、校長、教頭、PTAの会長さん、あるいは副会長さん、その方々が未納の家に行かれて、

何回も催促、督促されながら納めていただいている。それが納まったところもあるわけです。現実にそういうところも多額なものも集まっておりますから、今の段階では教育委員会から督促状を出してということまではいっておりませんが、そこまで踏み切ってやって、あるいはよく出ている裁判ざたじゃありませんが、そこまで持って行って払えるようにするのが妥当なのかどうか、そういうことも考えております。

それで、三股でとっている給食費の納入方法は今私は一番いい方法だと思います。これを振込にしたらもっと未納者がふえるであろうというふうに思っております。それで大変なことが生じている市町もあるわけです。あとは未納対策を今後関係の方々とは相談しながら、そしてPTA等と相談しながらやっていきたいというふうに思っております。

それで、PTAの方がそういう徴収をしていただくおかげで学級の先生たちはそれ分はいいわけですね、そこにかかわらなくてもいい。子供のことににかかわっていくわけですから、私は今の方法でいいんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 私は、全体のものについてどうしろということを申し上げているんじゃないくて、未納対策について、それをサポートする方法はありませんかということをお聞きをしているわけですし、それで、例えば給食料を例にとりましたけれども、1年、2年は学級費もとっています。3年になったら学年費ですか、そういう形で特別支出ということで徴収をお願いしているだろうと思います。そうすると、いろんなところで学担、担任の先生に負うところが結構あると。そういうところで、最初の徴収してもらうものはそこですけれども、それをまとめて、終わったときにはだれかが全部面倒見られないかん。三股町だってそうです。税金は収納はするけれども、實際上、未納者になったときにはその担当が直接おるわけです。例えば住宅も徴収員さんがいらっしゃいますし、税金だって徴収嘱託員がいます。というふうに、行政だってそうしているわけですから、学校もそれに類するようなことを考えてすると未納者対策のところは1件に1回では済まないわけです。まじめに払われる人は1回で済みますけれども、未納者のところは朝駆け夜討ち、そこは失礼ですけど、四六時中気をつけていないといけない問題です。そういうことを考えた上で、その人たちの対応だけにサポートするようなどころはできませんかと、こういうふうに聞いているわけで、再度お願いをいたします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 未納者の家庭だけに対応していく、そういう人をどうかするというところまではまだ考えておりません。ただ、今は、繰り返すようですが、学校のほうでそれぞれ管理職の先生たちが夜行ったり朝行ったりしながら、督促されながら集めていらっしゃるという状況

ですから、それにかかわる人となるとまたいろいろあるでしょうから、そこは十分今後も検討させていただきます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ぜひそういう観点から、これは三股小学校だ、いや長田小学校だという学校名、中学校だという学校名を特定しているわけではなくて、そういう人たちは、もうまとめてどうにかすればいろんなことができるのかなというふうに思ったわけです。納めてもらっている人、今の生徒をそのまま温存しながらも、なおかつそれに対する学校の先生の荷物の軽減とか、そうすることによって児童生徒に向き合う時間が長くなるのではないのかなということを考えたので、質問申し上げているので、ぜひとも御検討をお願いしたいと思っております。

次に、学校の関係でいうとモンスターペアレントの話があります。

モンスターペアレントと言われる人たちについて教育長が聞かれれば、学校現場はないというに決まっているわけです。何でないというかちゅうたら、大体事があつたら大変なんです。モンスターペアレントの本当の解決策は、学校側の情報開示と言われているわけです。いろんな問題をすべてオープンにしてやるのがモンスターペアレントの解決策だと。なぜかなれば、理不尽なものについて地域の人たちと問題を共有化することによってその人たちのはげ口とか、相談口がいっぱいできると。それから、自分の子供だけしか見えてないわけですから、モンスターペアレントという人たちは。自己中心的なことということになるわけですが、そういう人たちに向かって話をしても通じなければ、先生が逃げてしまうということになります。そうすると、先ほど言ったように学級崩壊ということも踏まえて学校崩壊までなりかねない。一時、三股中学校も学級崩壊、学校崩壊で全国テレビに出たこともありますので、そういうことになる前に、このモンスターペアレントの対策、要するに地域の人とどうかかわり、学校をどう開放し、いくのかというのはやっぱり大きな問題だろうと思っています。

笑い話じゃないんですが、昼休みにドッジボールして、自分の子供に回ってこなかったのはいじめやとか、これは現実に三股町にある話ですから。運動会ですか、うちの子は皮膚が弱いので日焼け止めクリームを塗ってくれとか、これ三股町の話ですよ。これは現実の話ですから。そういう人たちに対する学校側の対応ちゅうたらなかなか難しいんです。だから、そういうものも踏まえた上で、どうにかして、これがあつてからでは遅いので、ある前ある前に芽をつんでいくということが一番大切だろうと思います。ですから、考え方をどうすればそれが芽が出そうなのをつむことができるかということを考えて対応していただくとありがたいと思っています。

このモンスターペアレント問題は、学校だけではどうしようもならないわけですから、教育委員会として取り上げてほしいなど。学校支援って書きましたけれども、本当は教育委員会が学校

を支援するという形になるのかもしれませんが。専門やさんを臨時的にお願いをして、そして問題があったときにはいち早く対応するということにもしてもらいたいかなと。現実社会でいうと、けがをした人を運ぶ救急車みたいなものかなと、出動しないにこしたことはないけれども、いざというときにはぱっと出動できるようにしておくのが救急車ですから、そこら辺を踏まえて教育委員会内部で論議してほしいと思っております。要請をしておきたいと思っております。

さて、最後に、地域の問題についてお聞きをしました。自分の町のところがどうもこういう行政改革、町長が大なたを振るわれていいことだというふうには胸を張って言われますけれども、そこらのところの行政改革がどういうふうになっているのかなというふうには思っております。それで、都市整備課長にちょっとお聞きしますが、現在、20年度までの推移、ピーク時から結構ですので、年次的にどういうふうに推移しているのかなというのを教えていただくとありがたいと思っております。

○議長（中石 高男君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） これまでの維持工事費に対する予算措置は、最高でどうなっているか、その推移等を教えてほしいということでございますので、まず私の手元にあるのが約10年ぐらいの持っているんですが、平成11年度が2億2,193万9,790円が決算でございました。この当時は、当初の予算が1億7,000万ほどございまして、最終予算が2億2,200万といったのがここ10年では最高だったのかなと思っております。

それからじゅんじゅんと下がっていったんですが、平成14年度になりますと、当初予算が1億円、補正額を5,000万していただいて、最終予算としては1億5,000万、その実績が1億4,972万2,900円といったようになっております。それからじゅんじゅんに下がっていきまして、平成17年度が当初予算で1億1,100万と、補正額が700万、最終予算が1億1,800万、決算で1億1,709万9,500円となっております。それで、平成19年度が御承知のとおり、当初予算が5,400万、補正額で2,030万、最終予算が7,430万、決算が、まだ確定はしておりませんが、7,429万9,550円ほど等になっております。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 今数字を教えてもらったわけですが、3分の1ですか、平成11年に比べて19年は3分の1ぐらいですね。という形で推移をしている。もちろんこれをもとに戻せということではないんですけども、宮日の都城市の入札改革のところでも出ていました。入札改革で浮いたお金を次年度はもうそれは絶対入れるんだと、プラスするんだというふうなことも書いてありました。

どうしても先ほどの議員の質問にもあったんですが、自分たちの目の周りのところのほうが一

番目にいくわけでした、どこをどうしろということを私が申し上げているわけではありません。要するに、町として確保するものを、町長は補正の段階を見つけてもう少し入れるんだというふうに言われましたけれども、もともとが5,000万ぐらいなので、地域の話は昔からの自治公民館長から聞くのをすると、億単位にすぐなるでしょうからそうもいかないとは思いますが、自分の話、考え方等々のところ、補正予算もそうですし、それからもう一つ、原材料のところも再度検討してどういうふうにしたいというふうに考えていらっしゃるのか。補正というのは小さくても補正なので、町長の決意と、もう一回現在のところとお教えを願いたいと思っております。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 道路はよく町民の生活基盤であるというふうに言われております。そのようなことから、当初予算におきましては緊縮財政ということから、非常に道路維持費も5,000万を計上をいたしております。年々この当初予算が少なくなっているわけでございますが、やはり年度途中で補正の財源を捻出しながら、ひとつ道路の維持のほうに回していきたいというふうに考えているところでございます。これにつきましては、毎年そのような9月で補正の形をとっているわけでございますが、そのようなことで現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） そういう方向でお願いをしたいと思いますが、先ほど申し上げておりました原材料の支給ですね。要するに、地域の人たちがこうやりたいというときに、たらそれについては汗をかかれるのであれば、例えばルートを決めて、自治公民館長経由ならいいですよとか、こうこうしたいということであれば、それに対する、例えば生コンなら1立米あげましようとか、そういうことをすることによって地域で地域のことを考えるということも1つだろうと思うんですよ。役場をお願いします、お願いします、あれもこれもということじゃなくて、自分たちに手がかなうものについては自分たちでやろうじゃないかということも踏まえると、それを広く、自分の身の回りは自分たちでやるということはどうですかということであると、ああ、これはこげんかかるとけてお金のところも思われるでしょうし、人的なことも思われると思うんです。

今度補正を組まれるということですから、そういうところの論議もされながら、地域に対するPRもどうするかということも考えながら補正を組んでほしいと思っております。この問題については執行部の中で十分に論議されて、9月の段階ではこういうふうになりました、もしくは自治公民館長さんに、こういうふうによ請もしくはお願いをしましたとか、報告をしながら補正を組んでもらえるとありがたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

.....  
○議長（中石 高男君） ここで10分、2時20分まで休憩いたします。

午後2時09分休憩

.....  
午後2時19分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位4番、東村君。

〔6番 東村 和往君 質問席登壇〕

○議員（6番 東村 和往君） 昼食が終わって、だんだん上まぶたと下まぶたが仲よくなる時間ですけれども、なるべく手短かにいきたいと思いますので、もうしばらく御辛抱願いたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本町は、面積の大方、先ほどの町長の答弁によりますと72.5%が山林という、緑豊かな町であります。キャッチフレーズも、花と緑と水のまちということで、豊かな自然に囲まれた住みよい町でもあります。しかしながら、近年、その緑に異変が起こりつつあるように思います。町内の山々を見回してみますと、あちらこちらに茶褐色の山肌が露出しているのが見てとれます。いわゆるはげ山となっているのであります。人の頭のはげは光沢があり、ある種の風格さえ感じられますけれども、山のはげは余りいただけないというようであります。

余談になりますけれども町長、山の声にこうして耳を澄ませてみますと、早くこのはげを直すように植林に励んでくれと、激しく訴えているように聞こえるんですが、町長はどうでしょうか。

実際こんな駄じゃれを飛ばしている場合ではないわけではありますが、まじめに考えていかなければならない問題だと思います。

森林の果たす役割を考えてみますと、木を育て、木材を生産することは当然であります。渇水や洪水を緩和するとともに、豊かな水をはぐくむ水源涵養機能、土砂崩壊、流出防止、雪崩防止等の災害防止機能、後の質問にも関連しますが、CO<sub>2</sub>、すなわち二酸化炭素を吸収し温暖化を防ぐ環境保全機能と多岐にわたっており、私たちの生活に大きな役割を果たしております。

はげ山の広がり、こういった機能を弱めることとなり、特に今の時期、梅雨どきや台風時の大雨で大きな災害につながりかねません。

そこでお伺いいたしますが、本町内の山林の伐採状況はどうなっているのか、また、このはげ山、いわゆる未植栽林に対しどのような対策を講じておられるのかお答え願います。

次に、今話題となっております温暖化問題についてお伺いいたします。

このことにつきましては、昨年12月議会の一般質問でも取り上げられておりましたが、大事

なことでありますので、再度お尋ねをいたします。

今、新聞、テレビ等マスコミ報道を見聞きしておりますと、温暖化防止、CO<sub>2</sub>削減、エコロジー等の言葉が出てこない日はありません。その結果、住民の方々の関心も高まってきており、日常の会話にも頻繁に出てくるようになってまいりました。特に、このところの原油価格の急激な高騰により、その度合いはさらに高まってまいっているようであります。ただ、地球の温暖化ということで、いま一つ実生活の中で現実味に乏しいのが現状であり、具体的にどうすればいいのか、漠然としているのも事実であります。

規模の大きな問題であるだけに、世界で、あるいは国で、あるいは地方自治体でというふうにより、それぞれの立場でやるべきことがあるわけではありますが、私どもとしては、この三股町でどう対応しなければならないのかということを考えるべきであろうと思います。

御承知のように、本町には大規模な店舗や工場、事業所等はありません。だとすれば、本町としては、役場を初めとする公的施設及び小規模事業所並びに一般家庭の3つに焦点を絞って対策を講じるべきであろうと思います。そこで、この3つについて、現段階でどのような対策がなされているのかお伺いいたします。

また、地球温暖化問題で目に見える形として事実上の起点となった京都議定書のおひざ元である京都市が3年前に制定した京都市地球温暖化対策条例を皮切りに、全国各地の自治体で温暖化対策条例が相次いで制定されつつあります。この点について、本町としての取り組みもしくは方針があればお聞かせ願います。

また、前回の質問での答弁で、「法の条例整備等条件整備として、環境基本条例、環境保全条例の制定を目指して町内で鋭意検討中である」と答えておられますが、この点についてどの程度の進捗状況であるのかお尋ねいたします。

時代の流れの中で、価値観、倫理観が多様化する中、本町にも自己中心的な考え方、あるいは行動をとる人がふえつつあります。その結果、当然のことながら、そのような人たちによって迷惑をこうむっている住民の不満、苦情もふえてきているのが現状であります。既にいわゆるごみ屋敷と言われる家が幾つか存在しており、悪臭はもとより、ハエ、蚊等の害虫が大量発生して、被害を近隣に与えているという実態があります。

このような事例に対し、現段階では行政として強制的に対処可能な法的根拠がなく、単なる指導、勧告しかできないのが実情であります。1日でも早い条例整備が必要であると思いますが、町長の方針をお聞かせ願います。

次に、昨年度、平成19年度より環境省が指導して実施しているストップ温暖化一村一品大作戦についてお伺いいたします。

この事業は、温暖化対策一村一品智恵の和づくり事業と銘打った環境省事業で、全国センター、

都道府県センターが受託して実施しているとのことでもあります。このことについて、本町にも県を通じて通達なりがおりてきていると思いますが、具体的にどのような内容なのかお教え願います。

また、本町としてはどのような取り組みがなされるのか、もしくはどのように取り組もうとされるのかお伺いたします。

以上で総体的な質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、森林保護について。①の本町における山林の伐採状況についてでございます。

本町の山林の伐採状況につきましては、伐採届から集計をいたしますと、平成17年度が皆伐の——全伐でございますが——皆伐の15件、22ヘクタール、間伐で1件の5.9ヘクタール、18年度で皆伐が28件の47ヘクタール、間伐の3件の19ヘクタールでございます。昨年度が、19年度が皆伐の25件の61ヘクタール、間伐2件の8ヘクタールでございます。このように、皆伐は増加傾向にございまして、間伐は減少傾向にあるというようなことでございます。

なお、19年度の伐採、立木材積は約1万7,000立米で、県の定める本町の5カ年の伐採可能材積45万9,000立米と比較いたしますと、成長量が伐採材積を大きく上回っております。つまり、まだまだ伐採可能山林が存在しているということでございます。

それから②の未植栽林の対策についてでございます。

山林の未植栽林対策についての質問でございますが、町内には平成18年度調査で未植栽林伐採後3年以上植林していない森林は10件の2.58ヘクタール存在しているとの調査結果でございます。本町では、御案内のとおりふるさと森おこし条例に基づきまして、広葉樹の植栽の普及開発に努めているところでございます。平成17年度が8.82ヘクタール、18年度が8.04ヘクタール、19年度が6.7ヘクタールの植栽の実績でございます。今後も森林組合や広報等を通しましてのその事業のより一層のPRに努めてまいりたいと。県が今年から3カ年で植栽未済地ゼロを目指す植栽未済地総合対策事業に積極的にかかわってまいります。

本年度は、都城北諸管内に設置される植栽未済地総合対策プロジェクトチーム、振興局、市町、行政、森林組合、林業公社で構成するこのプロジェクトチームで植栽未済地の解消と抑制についてその対策を総合的に協議することといたしているところでございます。

それから、温暖化対策についてでございます。

①の二酸化炭素削減についての対応策の現状を伺うということでございます。

二酸化炭素削減についての対応策の現状ということでございますが、本町の取り組みと今後の

取り組みについてお答えを申し上げたいと存じます。温暖化の主要物質と考えられる二酸化炭素削減が今最も地球全体で取り組まなければならない重要な事項でもございます。この7月に開催されます洞爺湖サミットの主要議題にもなっていることは御承知のとおりでございます。

まず、本町における二酸化炭素削減への取り組みは、省エネルギー、省資源、意識高揚の3つの施策で取り組んでいるところでございます。省エネルギー施策といたしましては、職員等におけるノーマイカーデー、クールビズへの取り組み、省資源施策といたしましては、燃料、用紙、電気、水道等の使用料の削減及び4Rの推進を、意識高揚施策として回覧広報や町広報紙を使って広報、廃棄物処理施設への研修及び視察等の受け入れ、講師の派遣等を行っているところでございます。

町全体としての取り組みは、各地域に資源ごみ回収ステーションを設置し、指導員を配置する。住民を指導するほか、各種団体等に呼びかけてリサイクルの取り組みをお願いしており、自治公民館、スポーツ少年団等59団体が制度を利用して活動を行っているところでございます。

また、民間企業では、環境に配慮した経営を行っている証明になる認証制度を取得している企業も数社ございます。

次に、今後の取り組みについてでございますが、現在、環境水道課を中心といたしまして取り組んでおります環境関係条例、環境基本条例、環境保全条例の早期制定と、国から作成を求められております地球温暖化防止地域推進計画及び三股町環境基本計画の作成を急ぎたいというふうに考えているところでございます。

次に、②の環境省主導による温暖化防止策一村一品運動について、本町の考えをということでございます。

一村一品運動につきましては、大分県の平松知事がまちおこしのために提唱、実践され、一村一品運動を環境省が地球温暖化防止のため、広く世間の考えを求めたものでございまして、平成19年度から3年計画で推し進めているものであります。

まず、県単位で実践事例を募り、その中から県代表を選定し、中央審査の後、よい事例を広く世間に紹介し、温暖化対策に充てるものでございます。

本町におきましては、平成19年度はポスター等の掲示を行いました。今後はさらに住民の温暖化防止運動への啓発を図る上でも、さらなる回覧・広報等によりまして啓発呼びかけを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） はげ山、いわゆる未植栽林につきましては、今町長のほうから数値が示されたけれども、私なんか目で見ただけではもうちょっとあるのかなという感じはしてお

りましたが、数字的に見ればそれほどでもないということで、ちなみの宮崎県全体では1,959ヘクタールが未植栽林で、そのうち大淀川流域が107ヘクタールというふうになっておりますけれども、本町の場合、大分その後植栽がされているようで、わずか10件程度しか残っていないというようなことですので、ある意味ではもう安心をしたところでございます。

今後もそういったいろんな助成制度を活用しながら、未植栽地の改修に進めていただきたいと思っておりますけれども、先ほどの1番議員の質問の中で、本町の森林では国有林が2,710ヘクタール、公有林を含む民有林が4,918ヘクタールというふうにありましたけれども、国有林のほうは、これはもう国の任務といいますか、責任でしょうから、分収林を含めて国のほうで対策はするでしょうけれども、この民有林のほうの対策について、今の段階ではまたそういうよく植栽はされているということですので、今後また全伐あるいは間伐した後の対策にこれまで同様の施策で助成をしていただきたいと思っております。

県の、先ほど言われましたけれども、植栽未済地解消対策事業とかあるいは植栽未済地抑制対策事業、県の未植栽地の総合対策事業を活用されているということのようでございますが、この県の施策の新しい事業の中に、新規事業に、70年の森林間伐実施事業、これが予算で3億6,480万とか、あと我が町の生き生き森林づくり推進事業、これは1,600万円ほどなんですけど、これについて全然私わからないんですが、どのような事業なのか教えていただければ幸いです。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） まず、間伐関係についてのお話ございましたけれども、私もそちらの方はちょっとよくわからないんですけども、一応今度森林の間伐の実施の促進に関するベスト町というのができたということで、それに基づくところの事業ではないかというふうに考えています。町としましては今のところそちらの事業に取り組むというのは今後になっていくだろうというふうに考えています。

また事業の案内等が来ましたら、そのあたりをどう取り組むかどう含めて森林組合と協議しながら進めていきたいと思っております。

それと、あとの県のほうには、多分環境森林税ですね、これが18年度から施行されましたけれども、県独自で施行なんですけれども、そちらのほうを使ったところの事業ではないかというふうに思います。本町のほうでも、この環境森林税を使ったところの事業関係を18年度からいろいろ取り組んでおります。

災害に強い森林づくり事業関係ということで、水を蓄え、災害に強い森林づくり事業整備関係ということで、平成18年度から19年度にかけて、里山の人口林に対する間伐の推進とか、それから植栽、公有地関係ですけれども、そちらを植えて、また20年度につきましては、勝岡

地区ですけれども、そちらのほうが非常に山林に竹林化しつつありますので、そのあたりでやはり水を蓄え、そして里山等を整備していくという意味合いから、竹林を伐採しまして、そして災害に強い、要するに傾斜地でございますので、そういうふうな日が差し込むような形での森林整備というようなことを考えているところです。そちらの事業ではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和住君） 県としてもいろんな新規事業を立ち上げて、予算を組んでそういった方向で対策を講じているようですけれども、まあどちらかという、県北のほうが山の重点的な、当然面積も広いし、そういうことになってきているからであろうと思いますけれども、その中の1つに、県民総力戦による森林づくりの推進ということで、民間のボランティアを活用した森林づくりといいますか、例えばこちらで私なんか議員も株券というのは、ドングリの森ですか、それで金を払って、そういう事業の推進の一役は買っているわけですがけれども、それは毎年計画的に行われているようすけれども、もう一つ、宮村のほうに都城の宮島さんが小鷲巣と高畑のほうですか、涼松とかいうらしいんですが——ところで私財を投じて山を買って、そしてそこにいろんな施設をつくって、周りに桜とか秋のもみじとかいうような植林を、ボランティアを募って自分たちで会をつくってボランティアとして植林をされているようすけれども、今のところ個人の持ち物ということで、しかしあの方がいつか宮日の新聞に載っていましたけれども、自分には子供がいないからもうこういうことに全財産をつぎ込むんだと。そしてそういった桜の森あるいはもみじ等できれいな広葉樹を含めた自然の森をつくって住民の皆さんに楽しんでいただきたいというような希望を持っていらっしゃるようすけれども、よく台風の時期あるいは今の梅雨どきになると大雨が降ったりして、そこまでの道が荒れたりして、そういうことで何か町として何とかならんかというような要望もあったりするわけですがけれども、そういった場合について、これは個人だということなんですが、林道は林道でしょうから、原材料支給なりあるいは生コンの支給——原材料ですが、そういった支援はどうでしょうか、何とかやってやろうというような気持ちがおありでしょうか。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） そういうNPO法人とかあるいは民間団体でいろんなところ、森林整備関係といいますか、取り組んでいただいております。今度はドングリの関係で表彰されるというようなこともお聞きしておりますし、そのドングリ関係についても議員の皆さんのご協力を得ながら、そして町民の協力を得ながら実施しておりますけれども、本町でも平成14年と19年に植栽をしたところがございます。

それからまた、先ほどの宮島さんの件ですけれども、林研グループにも加入されておまして、

そちらのほうでも一生懸命活動をいたしていらっしゃるところでございます。

そしてまた、宮島さんが今の開発といいますか、森林関係で取り組んでいらっしゃる場所も、やはり林研グループとの連携のもとにされているみたいでございます。そういう意味合いも含めて、いろいろと御相談いただければ、先ほどの指宿議員ではございませんけれども、原材料支給を含めていろんな形での支援と、そういう形では取り組めるというふうに考えております。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 宮島氏も、行く行くはある程度規模が整って、それこそ桜の名所とかそういうところまでなればもう町に寄贈してというような気持ちも持っておられるようですので、できるだけ支援はしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。もう森林のほうはそれぐらいにして、時間がありませんので。

あとの温暖化対策ですけれども、なかなか難しい問題で、規模が大きな問題ですから漠然と、先ほども言ったようにしているんですが、日常の一人一人の家庭で考えれば、私自身もそうですが、軽自動車がちょうど車検が切れたということで買いかえて、今、この春以来、どこへ行くにも軽トラックで移動しておれば、ガソリン代が約4割削減できたと。おかげさまでちょうどガソリンも上がって、燃料代も助かっているんですが、そういう省エネあるいはエコに取り組めば、経済的にもそれぞれの家庭にそれなりの見返りもあるし地球にも優しいということになってくるわけですが、そういった意味で、各町内の家庭に、先ほど町長も答弁で、回覧板あるいは町の広報等を通じて啓発をやっていきたいというふうな答弁になっているんですけれども、なかなかこれが実際的に浸透していないというのが現状じゃないでしょうか。

新聞、テレビ等でも連日その必要性とか意義を訴えておりますので、そこ辺は理解されている町民は多いと思うんですが、三股町としてやはり広報紙、いわゆる広報みまたですね、このあたりでやっぱり啓発を図っていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、回覧板は確認しておりませんが、町の広報は私手元にずっとファイルしているものですから、ずっと町の広報紙、毎月それぞれ特集を組んでやっておられますけれども、ちょうど手元にあった平成15年の1月号からことしの平成20年の5月号まで、締めて65冊、一通りペラペラとめくってみたんですが、いわゆる温暖化問題、省エネルギー、エコとかそういったことに対しての特集はまだこの5年半の間に1回も組まれていないんです。

そういった意味でまだ三股町はちょっと住民の方に対して啓発活動が、ちょっと意識が弱いんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか、近いうちやっぱりそういうのを組んで、町の広報紙にでも、ちょっとした記事を書かせただけでは御協力くださいというのでは余り見過ごされたりして効果がないと思うんです。ひとつ何ページかの特集を組んで、これだけやればこれだけのCO<sub>2</sub>が削減できますとか、具体的な例を挙げた特集を組んでいただきたいと思うんですが、どう

でしょうか。町長さん。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 温暖化対策というのは非常に大事なものでございます。そのようなことから、いろんな配慮しながら今まで広報担当が計画的にやっているわけですが、言われるとおり、温暖化対策につきまして、今後その広報紙の紙面を使いながら、町民に、できたらもう1回じゃなくてやはり2、3年おきに広報するか、年に何回か広報するか、何かそういう例をとって、数値的にもいろいろ温暖化に対して住民の喚起をしたいというふうに考えております。貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 特集を見ますと、65号をめくってみたら、ごみ問題とかちゅうのは大体年に1回ぐらいは特集が組まれているし、国保問題なんか年に2回ぐらい特集が組まれたりしております。だから、今後せめて2年に1回あるいは年に1回ぐらいはそういった特集を組んだり、あるいはごみカレンダーじゃないですけども、ちょっとしたパンフレットをつくって全世帯に回覧板等を通じて全世帯に配布して、その意識啓蒙を図っていくというような、啓発ですか、啓蒙じゃなく。お願いをしておきたいと思います。

次に、環境基本条例、環境保全条例ですが、今検討して条例制定に向けて進めているということなんですが、先ほども申し上げましたように、いろんなところで悪臭なりそういった苦情が出てきているので、私なんかもそういった苦情が来ますし、おとし公民館長、寺柱のほうのをしておりましたけれども、公民館長をしていると、公民館長というのはごみの苦情の掃きだめみたいなもので、いろんな苦情が来るわけですけども、なかなかそういった面に対しては、そういった悪臭とかそういうのがあったんですけども、なかなか自治公民館長としても、これは個人の問題で、うちの土地だから、私の財産だからあんたたちにとやかく言われる必要はないというようなことで、なかなかそれいじょうできないと。役場のほうにもお願いしたんですが、先ほども申し上げましたように、指導勧告というのしかできないのが現状です。だから環境保全条例等を早く作成して、聞くところによりますと、これには罰則等も盛り込まれるというような話を聞いておりますが、この条例、あと制定するまでにどの程度時間的にかかるのか、いつごろ制定されるのか、今進めているということは聞きましたが、日時的にいつごろまでに制定する予定なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） ただいま御質問がありました環境基本的な条例ということで、現在準備しているのが環境基本条例、それから環境保全条例、それから環境保全条例施行規則と

いうことで3つの条例等を今審議しております。

まず、環境基本条例ですが、これが3章4節33条ということで、これについて一応課長補佐クラスの検討会は終了しております。今回、課長クラスによる策定委員会にかけまして、その後法規審議会、それから環境審議会等に提案しまして、議会に上程ということで、ことし20年度でできるかなということに現在計画しております。

その後、環境保全条例ですが、これが6章24節152条からなります。今の予定ですね。これについては今、現在補佐クラスの中で策定委員会を実施しております、今3回実施しております。これは随時一応していくということで、一応152条まであるもんですから、これが基本条例との比較検討もしていかないといけないということでちょっと時間がかかるということ、これはちょっと1年ぐらいたかかるといえないかなということ、なるべく早く条例制定をしようということやっていきたいと思っております。

特に、この保全条例については一応罰則規程がありますので、検察庁等と協議も必要になってきますので、十分協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 年々そういう、いわゆる自己中というんですか、三股町の人口もふえまして都城あるいは他の地域から移住される方もふえて、そういった自己中心的な行動あるいは発言等から近隣に迷惑をかける人たちも徐々にあらわれてきているようでございますので、なるべく急いで、その条例の制定のほうをして、早く施行するまでに持って行っていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

最後になりますけどもまとめて、森林問題につきましてはこの三股町の美しい自然を維持するために、また花と緑と水の町の名に恥じないように取り組んでいただきたいと思っております。

また、温暖化問題につきましては、息の長い努力が必要であります、住民にやっぱり一番近い自治体ということで、市町村は、足元からの行動を啓発・実践されるようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中石 高男君） それでは、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

残りの一般質問は明日に行うことといたします。

それから、あと本会議終了後、追加議案に関する議会運営委員会を開催しますので、委員の皆さんは議員控室に移動をお願いしたいと思います。

---

○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を終了いたします。

午後 2 時58分散会

---





---

平成20年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成20年6月24日(火曜日)

---

議事日程(第4号)

平成20年6月24日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(12名)

1番 指宿 秋廣君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 大久保義直君
5番 重久 邦仁君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 川野 浩君
	書記 山田 直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	桑畑 和男君	教育長 .....	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長 .....			渡邊 知昌君
税務財政課長 .....	原田 順一君	町民保健課長 .....	重信 和人君
福祉課長 .....	大脇 哲朗君	産業振興課長 .....	木佐貫辰生君

都市整備課長 …………… 中原 昭一君      環境水道課長 …………… 下沖 常美君  
教育課長 …………… 野元 祥一君      会計課長 …………… 上村 陽一君

---

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（中石 高男君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き順に質問をお願いします。発言順位5番、財部君。

〔2番 財部 一男君 質問席登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） おはようございます。通告に従い質問をいたしますので、誠実な回答を願いたいと思います。

本町は、自立を表明し今日までいろいろな改革がなされてきましたが、果たしてそれが生きてきているかと問えば疑問に思えるのであります。

本町の改革の主なものは、議員数の削減を初めとして、課の設置を統合したことで管理職の削減を図ったこと。また、職員数の削減を図ってきておりましたが、これも中途半端になっておるように見受けられます。

目に見える改革とは何かと問われたときに、即座にこうこうですと答えられるのであればよいのですが、なかなかはっきりした答えが出てこないのが実情ではないでしょうか。

本町における入札制度改革についても、今までに数多くの議員が質問をしてまいりましたが、町長の答弁は中途半端で終わっている感はぬぐい去ることはできません。

そういう中において、三股町入札制度研究検討委員会より、去る3月11日に入札制度改革への提言がなされてきましたことについては、町長初め職員の皆様方は十分に理解されておられることと思っております。

そこで伺います。この提言を受けて町はどのように対応されていかれるのか回答をお願いします。

次に、本町の環境行政について質問いたします。

本町のし尿処理、台所汚水処理及び風呂等の雑排水処理、については、公共下水道、農業集落排水事業及び合併浄化槽の3本柱で処理しているところであります。

ところが、この3本柱が計画どおりスムーズに運営されておられるのか疑問に感じている方々が多数おられます。

そこで、まず、公共下水道について伺います。

1期事業が完成をし、現在2期工事が進行中であると思いますが、町内の道路は掘り返されて

でこぼこ道が目立っている場所もかなりたくさんあります。業者によりその復旧工事に差があるように見受けられますが、復旧工事等については住民から指摘されないように十分に指導、監督をされることをお願いいたしたいと思います。

そこで伺いますが、1期工事に伴い接続工事の普及活動が活発に行われていることと思いますが、現在の加入実績がどうなっているか。また、合併浄化槽の普及実績はどのくらいになっているか。

次に、公共下水道の今後の投資額は幾らぐらい必要なのか伺っておきたいと思います。

本町の環境行政の実態を見たときに、果たして自立の道を選んだ町が財政的にやっていけるのか疑問に感じるのであります。公共下水道、合併浄化槽、見直すべき時期にあると思いますがいかがでしょうか。まずこの点について伺っておきたいと思います。あとはまた、よろしく願い申し上げます。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

1番目の入札制度改革について。

三股町入札制度研究検討委員会の入札制度改革への提言を受けて、町はどのように対応しているかということでございます。

さきに、三股町入札制度研究検討委員会から提言をいただきました入札制度改革については、提言後の指名審査会及び一般競争入札審査会の中で随時検討を重ねているところでございます。

提言の内容につきましては、5月の臨時議会の際に御報告申し上げたとおりでございますが、本町における入札制度の透明性や公平性、競争性について、現状での問題点や課題を踏まえつつ、真に町民が信頼できる入札制度の確立と改善を求めています。提言の内容を尊重しながら、できるものから順次取り組んでまいりたいと考えております。

まず、1番目に、情報公開についてでございます。入札実施状況や入札参加業者、入札金額、落札業者、落札金額、落札率などの入札の結果を、入札情報案内として、町ホームページ上で公開して、7月から実施の予定でございます。

それから、2番目に、最低制限価格の見直しについてでございます。現状の最低制限価格の設定は落札実績に応じて算定しており、今月の公共事業における競争の激化、落札率の低下により、一層最低制限価格の下落が想定され、さらに、物価上昇による原材料費の高騰などに伴い、工事品質の低下や請負業者の経営の衰退が懸念されることから、7月から最低制限価格の見直しを進めてまいりたいと考えております。

それから、3番目に、指名停止要綱の見直しについてでございます。不良、不適格業者を排除するため、現在の三股町建設工事等にかかわる指名停止の措置に関する要綱を改正し、一般競争入札参加業者まで範囲を拡大し、品質や公正な競争を確保してまいりたいと考えております。

それから、4番目に、一般競争入札の拡大及び多様な契約方式についてでございます。本年1月より試行的に実施しております土木工事、土木一式工事の一般競争入札については、公平性や競争性の観点から、順調な入札の執行が図られていると考えられますが、品質の確保や地場産業の育成の推進、少数業種への一般競争入札の拡大など多くの問題を抱えており、総合評価方式など他の契約方式と調整しながら、さらに検討をしてまいりたいと考えております。

それから、2番目の環境行政についてでございます。

まず、①の公共下水道における加入実績は、また合併浄化槽の普及実績はということでございます。本町の環境行政の中での生活排水対策については、公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽設置整備事業で実施しております。

加入実績は、公共下水道事業での平成17年より供用開始しており、19年度までの整備面積115ヘクタール、接続可能人口4,868人となっております。

平成20年5月31日現在、接続済み人口が987人、率にいたしまして20.3%、また、合併浄化槽処理人口は1,898世帯、9,909名となっております。これからも引き続き住民への広報・啓発・PR活動を、もちろん説明会等も参加しながら、推進——接続推進に努めてまいりたいと考えております。

それから、2番目の公共下水道の今後の投資額は幾らぐらいになるかということでございます。公共下水道事業は、中央処理区を平成37年度完了に向けて平成9年度より整備し、平成19年度末、整備面積が115ヘクタール、事業費で約37億6,000万円となっており、残り整備面積が449ヘクタールにおける事業費が約88億4,000万円を見込んでいるところでございます。

それから、3番目の本町の環境行政、公共下水道、合併浄化槽等を見直す時期ではないかということでございます。生活排水対策は県の指導のもと、平成4年度に三股町生活排水対策総合基本計画を定め、その後3回の見直しを行い、整理区域、処理方法、処理費用の効率化等について修正を行っております。

また、公共下水道事業については、平成18年以降は公共工事再評価審査会より、社会経済情勢が厳しさを増す中、情勢の変化を的確に把握、分析し、計画、緒言の見直しを行い、適切な施設規模による下水道整備に努め、コスト縮減を抱えながら事業を推進していくものと答申を受けております。

また、合併浄化槽については、下水道認可区域外において、浄化槽設置整備事業による国・

県・町の交付金事業により整備していくものであります。

本町の環境行政の中で生活排水対策は、平成3年宮崎県で1カ所、都城市を含む公共中央地区は合併生活排水対策重点地域に指定されているため、平成4年度第1次生活排水対策総合基本計画10年を策定し、社会情勢等の変化に合わせて逐次見直して、平成14年3月に計画の見直しを行い、第2次生活排水対策基本計画をまとめているところでございます。

また、平成18年度には公共下水道生活の見直しを受け、生活排水対策基本計画を変更をいたしました。変更の主なものは、大鷲巣、高畑地区、田上地区、餅原地区農業集落排水事業を合併浄化槽設置区域に変更し、早急な生活環境や河川の水質改善を図ることといたしております。

それから、合併処理浄化槽については、公共下水道事業や農業集落排水事業によって対応できない地区において普及を促進してまいりたいと考えております。

また、蓼池処理区公共下水道事業は、社会経済情勢を見ながら事業を推進してまいりたいと考えております。

中央処理区公共下水道事業については、再評価審査会より答申を受けておりますように、社会情勢や経済情勢等の推移を見ながら最善の計画となるよう、見直しを行いながら事業を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） まず、入札制度改革提言関係について、まずお聞きしておきたいと思いますが、先ほど町長の方よりそれなりの回答はされたんですが、もう20年度も始まりまして、7月から実施するとかそういう形でのお話がありましたが、今回の検討委員会の委員の皆さん方をちょっと拝見させていただきますと、学識経験者、それから町民の代表、また町の職員の方々が4名ですか、課長さんたちが4名入っての検討委員会という形でされておったようでございます。そういう中でじっくりと検討がされたんじゃないかなという気がします。結構中身としてはいい形での提言がされております。先ほども言われたように透明性、それから公平性、競争性、こういう問題含めてこれだけの立派な提言がなされたわけですから、当然町はこれをもとに尊重していくというのは当然のことだと思っておりますけど、この答申がされたのは3月11日、19年度のうちですね。当然そうであるならば、こういう立派な答申を、まして町の幹部職員が入った形での答申がなされたものは、すぐ実行に移されていない実態、私はこういうものが幾ら出てもおかしいなという気がするんですよ。そういう意味では今回こういう形での提言があったのに、町長が先ほど尊重するような言い方もされておりましたが、当然もう20年度の事業からこういうものが生かされていくというのが私はこの検討委員会の趣旨でなかったのかなという気がします。

そういう意味では5月に臨時議会もありましたが、中学校の大型事業の契約案件等がありましたけども、これについては全然この提言は生かされてなかったのは事実だと思います。なぜ——町長、お聞きします。なぜこういう提言を受けてそういうのを生かさないのか。これについてまずお答えを願いたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおりのこの委員会の方から3月の11日の日に提言書を受領しているわけでございます。

それと、ちょうどおっしゃったとおり、3月から副町長は、委員長である副町長が病気、そして退職ということになっておりまして、昨日も議運の中で申しあげましたように、非常にその辺の行政におけるこの停滞といいますか、そのような何が出てきておりまして、時間的にそういう何が委員会を開くというようなことが非常にできなかったということで、そのようなことになったわけでございます。ひとつその辺は御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、責任転嫁をされるような町長の答弁じゃないかなと私は思います。なぜならこの制度の提言をしたのは、町長に対して提言がされてるんですよ。町長というのは三股町をどう持っていくか、三股の行政をどっちに引っ張っていくか、そういうことを考えられるのが町長の仕事だろうと思います。そういうとき、副町長がいないからできなかったなんてことね。中学校の改革の問題でもそうですが、工事関係でもそうですが、私は3月11日出た段階に、町長は多分この代表である岩元さんですか、から提言を受けたわけですから、受けた段階で多分ありがとうございましたと言われていたと思うんですよ。立派な提言を捧げていただきまして。ていうことであれば、即座に町長自体が、やはり今までに、今までにこういう議会でも入札改革とかそういう問題が出てきていなかったなら別ですよ。もうずうっと——私が今議員になりまして5年目です、もう6年目に入っていくと思いますけどね、そういう中においてもそういう問題はずうっとあったわけですよ。私だけではなくていろんな形の議員さんからも入札改革等について出たと。

だから、今まででも改革関係についてもある程度、そりゃあ全然前進してないとは言いませんけど、だけど入札制度の問題、一番やはり大きな改革の柱だろうと思います。そういう中に町長がなぜそんな言い方をされるのか、責任転嫁もいいところだと私は思います。これを受けた段階で、まず職員の幹部の皆さんからも提言されたわけですからね。委員の中に幹部の皆さんが4名の方が入ってますから、そういう中の人たちも十分もう理解してるわけですからね、この中にも。そうであればすぐさまそのことを含めて20年度から実行できるようにしなさいと町長が指示を

されれば、私は提言をまとめた人たちですからね、すぐ立派な報告が出たと思いますよ。あなたがそういう指示をしないから現実的にこういう改革の道が進んでないんじゃないですか。いっくら提言を受けようとも、そういう政治的判断を町長がしないと私は前進しないと思う。人にかぶせるような言い方はもってのほかだと思う。その点についてはいかがですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） この委員会から提言をいただきました。やはりどっかのそのポジションで検討をして、それから実行に移すのが本当じゃないかというふうに考えるわけですよ。どんなでしょうかそういう何。僕はそういうふうに解釈をして、やはり指名審査会等で十分検討して、実行に移すものは実行に移すということがいいんじゃないかという考えた方で、十分この審査会等で検討して、そして実行に移すものは実行に移していくと。できるものから。ということで解釈をしたもんですから、先ほど答弁をしたようなことになったわけでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） この提言の中でも言われてますけど、前、5月の28日ですか、宮日新聞でも発表されましたですけど、その中でも言われてます。まず町長指名権そのものも見直しもしていきたいというようなことまでこれいただけてますよね。そういうふうに考えれば、私は今町長が言ってるいき方、今の現在でこうものが進んでいく中に政治——ものすごい今スピードアップしてると思うんですよ。政治そのものもが。何か三股だけはもうなんかしらん、どういう言い方すりゃあいいんですかね。もう5年も10年もおくれてるんじゃないかなと。取り組み方そのものについてもですね。そんな感じがします。

だから、私がなぜこんな言い方するかというと、やはり今まで町長10年間されておりますがね、そういう中にやはり物事を決めていくときに、一番前進しないといいですか、の元凶は何かというと、町長自体が決断とかそういうことをされないで責任転嫁をされるような言い方の問題があるもんだから、職員の皆さんだっとなかなか率先して、こうしましよやとかいうものが出てこないんじゃないでしょうかね。

だから私は、今回の制度改革検討委員会の中に、事業課関係の課長さんも2人入ってますし、事業課3人ですか、そしてまとめ役の総務企画課長まで入った委員会ですよ。であれば、もう私は、この提言は職員からも含めたところの提言だと見てもいいぐらいのものなんです。中身的にもね。こういう中身、透明性を含めてとかね、競争性、公平性の問題を含めて、これだけのものをちゃんともう職員の皆さんが提言したこと、多分知識、学識経験者とか町民代表の方々はこちらまではわかりませんよ。だけど職員の皆さんにここまで提言されたからこそ、まとまると私は思います。

そういうふうを考えれば何を今から検討していく、先ほど指名審査委員会とか言いましたけど、そういう生ぬるいやり方では前進はしないんじゃないですか。私はこれを受けた段階でわかりましたと。じゃあその実行の方向をちゃんと方向づけしてくれという指示を町長がされていけば当然改革の道は早く進むと思うんですけど、今聞いてみるとなかなかそういうものは出てきておりません。

先ほども言ったように、中学校の5月の段階で、この提言の出したのも5月の臨時議会の段階に、いろいろな議員からの発言があって、初めてそのときこういう提言書のまとまりがあったんですよということを言われて議員の方に配られたという経緯があります。

そういうふうを考えれば、私はこの提言を受けた段階で町長自体が議員の——3月11日やったら当然3月定例議会でも十分間に合ったわけですからね、こういう提言がされておりますので、町としては20年度から改革の道へ進んでいきたいということを発表するのがあなたの仕事じゃなかったんですか。そうすれば5月の段階の中学校の入札の問題も含めて改革の道があったと私は思ってますけどね。旧態依然として、やはり指名、形で、だれが取った。「ああ、あそこか」というようなふうにみんなが認識するような入札を、そのまま旧態依然のことをあなたはやってこられたわけ。これはもう事実ですので、そういうふうを考えれば、もう少し政治を行う町長としての姿勢っていうか、私は改革を、町長自体を改革してもらわないと前進しないんじゃないかなというふうに思います。

今後、こういう制度改革が出た以上は、私はだれがこう読んでもそのとおりでというふうに感じてますので、当然そういう意味では、人にだれがいないからというかわしじゃなくて、もう即座に町長、改革の道へ進んでいただくようお願いしときますが、もう1回その点について答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） いろいろとこの提言の内容のことであるわけですが、その内容を十分尊重しながら、今後指名審査会の委員長を中心にいたしまして、現状における課題とか問題点を十分協議、調査を踏まえながら、できるものから実行していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ、今の問題については悠長な考え方で行政の進め方じゃなくて、もっとスピードを上げていくような方法をぜひとっていただくようお願いをしておきたいと思います。

次に、公共下水道関係ですが、先ほど実績等については答弁していただきましたが、今公共下

水道ででき上がってるとか整備済みのところは115ヘクタールで、整備区域内人口は4,868人ですか。で、接続されたのは987名ということで、接続率といいますか、20.3%というふうな状況であります。今までに投資した金額は約37億6,000万円ですか、これ1人当たりでもいいですが、1世帯当たりでもいいですが、課長さんちょっとどのくらいの投資額になっているか。もし1戸当たりでもいいですし1人当たりでもいいですけど、出ておれば答弁願います。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） 現在資料がありませんので、あと後ほどよろしいでしょうか。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今この数字を割ればいいんですが、37億6,000万ですか、それを4,800ですからちょっとだれか割ってみてください。多分投資額は1人当たりは出ると思いますのでね。もしよかったら出していただきたいと思います。

このように考えますと莫大な金を投資してるわけですね。今までもこれだけの金を注ぎ込んで、やはり1,000人未満の方しかまだ接続もされてないような状況。整備区域人口で割ったときの単価も出るだろうけど、この接続をされた方で割っていけばなおさら高くなりますよね。それ考えたら、この公共下水道っていうのは幾ら金を食らうのか、本当幾ら要するのか検討もつかないぐらいだと思います。

今後、そういう中でも今後37年ですか、この今中央処理区の計画がですね。37年となると、今平成20年ですからまた17年間もかかる。果たしてそんな悠長な形でしていくのにもう追いつくんでしょうかね。環境行政そのものの、もう言えばいろんな問題点が今で指摘されてるのに、果たしてこんな悠長な形で公共下水道進めていっていいのかどうか。問題がいっぱいあるだろうと思いますが。

いかがですか、町長。このあたりを含めて考えたとき公共下水道は金が要るなあと考えてますか、それとも当たり前だという感じでおられるのか、ちょっと教えてください。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 非常にこの下水道事業は財源が、莫大な財源を要するわけでございますが、実は梶山の農業集落排水事業、前からもう供用開始しているわけですが、あそこが僕の記憶では11億財源が要ったと思うんです。人口が300何名だったと思いますが——いや、戸数ですね。320か30だったと思うんですが。そういたしますと1家庭300万以上投資しているという形になると思います。それと同じように今行っておりますこの公共下水道ですが、これも相当財源を投じているんじゃないかというふうに考えております。

そのようなことから、やはり定期的に事業評価審査会等を開いて事業の見直し、改善等を現在

行っているところでございます。

平成37年度を完了の予定にいたしておりますが、一応これは計画でございますのでそういうことで、その間にいろんな社会情勢は変動すると思っておりますので、やはり見直しを行いながらこの事業をやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今農集関係、ちょっと聞こうかなあと思ったんですけど、町長の方から梶山について11億幾らで320戸ぐらいと。で300万円以上というような感じ。これだけの農集においてこれだけの大変な金がかかってます。であれば宮村もそうだと思ってますけどね、もう対して変わらないだろうと思っておりますが、そういうふうに考えれば果たして農集とか公共下水道を、単なる計画がしてあるからといって、このまま事業を推進していったいいのかわるか。私は、合併関係でちょっと資料出していただきましたけど、合併で17年から19年度の3カ年間だけでも464基、町が補助してる実績があります。で、これの事業費は1億6,490万程度です。平均で35万ぐらいなるんですかね。ぐらいで1戸当たりの補助事業が済んでおると。5人槽ってなると33万ですけど、そのほか6人とか7人槽とかありますので、その平均でいくと35万5,000円ぐらいの補助になってますが、1億6,000万ぐらいで今の現在の合併浄化槽ですね、で464基なんです。と、今梶山集落を考えたときに、320戸全部入ったとしても、それより以上のものが合併の方でも1億6,000万台で済んでるんですね。1億6,500万ぐらいで済んでるわけですが、そういうふうに考えたら、今何が一番いい環境行政を進める中のこの今の雑排水関係を進めるんですね。一番何がいいのか、そりゃあ効率的にも金額的にも考えたとき、もう明白に合併浄化槽の方が有利になってるし、少ない金で早く達成もできるということも考えれば、悠長な考え——37年ですよ。これも中央処理区だけです。梶山じゃなかった、蓼池処理区ですか、いう方向については今後、何て言いましたか、状況の変化とかそういうのであれば、平成37年度どころか40年も50年も先になるような感じがしてなりません。

そういうことであれば、やはり今考えて、町の行政の中で考えていかなきゃあならん問題は、自立をしていこうと三股はしてるわけですから、当然財政的なことも踏まえながら、三股がどうしたら一番いい形で自立をしながら、そして町民のサービス向上をしていけるのか本気で考えていくなれば、この公共下水道も含めて、私は本当に見直す時期に来てるんじゃないかなというふうに思います。ただ単なる計画をしたから、その計画どおりにやらなきゃあならないということでは私はないと。

なぜなら、先ほども言われたように、現在も接続ができるようなところで、たった

20%なんです。もう17年度が始まって、もう今20年、もう3カ年になろうとしているのに接続率20%。こんな、何といいますか、ばかげた事業っていうのあるんでしょうかね。住民に対しても、多分この4,900人の中で合併等で接続をしないという方はどのくらいいらっしゃるかわかりますか。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（下沖 常美君） 正確な数字がちょっと出てないんですが、記憶でいきますと約50基ほどだったと思います。

○議員（2番 財部 一男君） 50基。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 50基程度ということになると、人数が3人いても150人ぐらい。200人弱だろうと思いますが、となるとあんまり接続、この合併を除いても接続率があんまり上がってこないというふうに考えます。となると、それ以外の方々がせっかく整備されているのに、努力はされていると思うんだけどなかなかこれがふえない。とあれば今も、今2期目といたしますか認可がおりて今事業されておりますよね。これがまた完了が20、今度は21年度ですか（「22年」と呼ぶ者あり）——22年ですかね、が完了予定だろうと思いますが、そうなりますます投資した割には接続も不備になってくる。今家をつくるときは必ず合併処理浄化槽を、処理をしたものをつけないと、建築申請ですか、これの許可がおりないと思いますが、そうですね。課長さん。今家を、新築住宅をつくるとき。

○議長（中石 高男君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） そのとおりだと思っております。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） そういうふうを考えれば、この合併処理の問題は、どんな形であれ新築住宅をつくっていくときは、今は、昔は単独つくるでよかったんですけど、今はそんなことはできませんので、そうであるならば町としてやっぱり見直しをしないと、公共下水道含めてですね。今できてるところをまた壊せなんていうばかげたことは言いませんから、やはりどっかで打ち切ることぐらいの勇氣、私は必要じゃないかなという気がします。そうしないことには、いわば稗田、植木、そっちの方を見ても毎年人口ふえていくんですが、全部新しい家は、もう新しい家ができていくところは全部合併槽を設置します。そうした合併の浄化槽を設置した人たちがなぜ公共下水道に切りかえなんてばかげたことはしませんよもう。はっきり言ってね。そうであるならば、私はやっぱり思い切った見直しをする必要がある。

だから、公共下水道をどこまでやって、今中央処理区という形での指針出てますよね。だから、これあたりも含めてどっかで見直しをする必要が出てきているということははっきりすると思いま

す。

そしてですね、今三股が一番問題にするのは、三股町全町の全戸数が分かる、勝岡なら勝岡の戸数を記した地図がありますよね。まあゼンリンかな。それらの地図を利用してでもですよ、どこの家庭は何の処理をしてるのか、整備をしていけばすぐに、事業をされる町としてはすぐにわかるわけですね。そういう実態が。そういうふうにしていけば今後どういうものが必要なのかということも含めながらわかってくるだろうし、まして6地区方面の処理を町長は事情が許せばなんと行って、将来の公共下水道みたいな言い方をされましたが、このあたりはもってのほかだと思うんですよ。もうそれよりも即座に合併なら合併を推進するという方向に、私はやっぱり切りかえるぐらいの頭の回転をしてほしいなと思います。

だから、先ほど申し上げたように、そういう方向がいいかどうかってなってきますよね。やはり町の全体を見て、梶山と宮村の一部についても農集でもう決まっていますから、そこはそれを推進していかなきゃあしよがありません。で今でき上がっている公共下水道も推進しなきゃいけないと思いますし、それをどこで打ち切っていくかということも含めながら、全体の三股町の絵柄をかくといいますか、そういうものをひとつ本気で取り組んでほしいと思いますが、どう考えますか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、生活排水対策で農集、また公共下水道、合併浄化槽、三通りのこの整備事業あるわけでございますが、やはり総合的に今言われるとおり、大きな見直しをやるべきじゃあないかというふうに考えております。

既に、農集関係につきましては大鷲巣、高畑、田上、餅原ですね。農集を合併浄化槽の方式に変更をいたしておりますが、そのことで社会経済状況を十分踏まえながら見直しを、行うべきものについては見直していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ、一番町民に直結する行政の一環だろうと思います。そういう意味ではやはり今のままにマンネリ化したような形での行政の進め方じゃなくて、根本的にそのあたりも見直すべきところは見直す。本当にそういうものを含めて、行政の持っていく方ってどうか、そういうものを含めて検討してほしいなと思いますので、それこそ、そういう部分に対してしたときに、先ほど入札改革検討委員会じゃないですけど、やっぱり町の代表者——職員の代表も入れて、本格的にそのあたりの見直し委員会等もぜひ検討していただければと思っていますのでよろしくお願いします。

そういう見直し検討委員会なるものをつくる考えはあるかどうか、町長、最後に聞いて、質問

を終わりたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） やはりこれにつきましては十分検討、また、時間的にも要すると思いますので、やはりそういう小委員会、委員会なるものを設置しながらやっていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 以上で終わります。

.....  
○議長（中石 高男君） ここで、10時55分まで本会議を休憩します。

午前10時45分休憩

.....  
午前10時55分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位6番、池田さん。

〔7番 池田 克子君 質問席登壇〕

○議員（7番 池田 克子君） 通告いたしました、三股町次世代育成支援行動計画の放課後児童健全育成事業についてと、地域子育て支援センター事業について、それぞれお尋ねいたします。

我が国の合計特殊出生率は、1970年代前半まで2.0を上回っておりましたが、75年に2.0を割って以降ほぼ一貫して低下し、2005年には過去最低の1.26の記録となりました。

人口減少社会に突入と懸念されましたが、2006年の人口動態統計では1.32に回復したと公表されました。

しかし、出生率の上昇傾向が今後も続くかどうかははなはだ疑問であります。今こそ少子化対策で歯どめをかけることが急務となっております。急速な少子化や人口減少は、社会保障制度や経済活動等への影響を及ぼし、国民生活の根幹を揺るがすことは言うまでもありません。

これまで出生率が下がり続けてきた直接の要因は、晩婚化や晩産化、非婚化の進行などと言われておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の全国調査によりますと、出産をためらう要因として、子育て・教育にお金がかかり過ぎる、高年齢出産は嫌である、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないとか、仕事に差し支える、健康上の理由、欲しいけどできないなどが上げられております。

これらを考え合わせますと、安心して産み、育てられる環境を整えば出生率が上昇する可能性があることを示唆いたしております。

当然、国は、少子化の流れを変えるために、エンゼルプランを初めとしてさまざまな施策を次々と打ち出してまいりました。その中の次世代育成支援対策推進法で、すべての地方自治体や従業員300人以上の企業に、子育て支援の行動計画の策定を義務づけいたしました。この計画は子供が健康に育つ社会、子供を産み、育てることに喜びを感じることができる社会、夢と希望にあふれる若者がはぐくまれ、それを社会全体で応援する環境を整える社会を目指しております。

当町も平成17年3月には、三股町次世代育成支援行動計画を策定し、さまざまなメニューと体制化の中で子育て支援事業を展開されております。

この計画の基本理念として、温かく活力があふれ、子育ての楽しさを実感できる町三股を掲げ、7項目の基本項目が掲げてあります。

また、計画の期間として、前期が平成17年度から平成21年度の5年間、後期が平成22年度から平成26年度までとなっております。既に前期期間3年が経過いたしております。子育て支援の成果は目に見えてきたでありますでしょうか。

ただ、この行動計画以前にも平成15年3月に三股町児童育成計画の中で、三股町子供未来プランが作成されており、その中で保育サービス等の整備目標は平成19年度を対象年度とされていることから、既に目標は達成されているのではないのでしょうか。

ともあれこれらの行動計画は、行政の住民に対するマニフェストとも言われておりますので、当然結果が問われてまいります。

そこで、通告いたしました2つの事業についてお尋ねいたします。

①であります。放課後児童健全育成事業についてであります。この事業は、別名、放課後児童クラブ事業とも言われており、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童が対象となっております。その保護者が就労のため昼間家庭にいない場合、児童館で健全育成を図ります。

当町のこの児童クラブは、県内でも宮崎市に次いで2番目に大きく、当局の取り組みに敬意を表するものであります。この児童クラブは各館人気がよくて、いつも定員以上の参加と聞いております。現在は何人ぐらいの利用者となっているのでしょうか。各クラブごとにお尋ねいたします。

定員以上に受け入れてくださっているとはいうものの、それでも待機児童がいると聞いております。その児童に対して何か手だてはないものでしょうかお尋ねいたします。

次の②の地域子育て支援センター事業であります。やっとな願がかなって支援センターができたことは大変喜ばしいことではありますが、ここに利用者の切なる願いが出てまいりました。利用日数と利用時間の延長であります。また、センターの外に芝生があるところがありますが、日陰がなく、できればあずまやのような屋根だけでもあれば幸いとの願いであります。

このセンターは、在宅している乳幼児や親子を対象に、子供同士の触れ合いや遊び場を提供し

たり、子育てに関する心配事の相談等を、直接あるいは専用電話で対応するところとなっております。

当町も核家族の割合が県平均よりも上回っており、子育てに対する不安やストレスに悩んでいる母親が大勢おられると聞いております。次世代の本町を担う子供たちが、健やかに育つための環境整備を図ってあげたいものであります。センター事業の現況及び通告に応じた答弁をお願いいたします。

以上、第1回の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

少子化対策につきまして、①放課後児童健全育成事業の各館ごと事業クラブ出席者数の待機児童への対応についてということでございます。

この放課後児童健全育成事業は、仕事などで昼間、保護者のいないおおむね10歳未満の児童を対象に、授業の終了後に児童館などを利用して適切な遊びや生活の指導を行い、児童の健全育成を図る事業でもございます。

本町では、現在11カ所の児童館におきましてこの事業を実施しており、地域における子育て支援事業の中核を担っているところであります。

しかしながら、少子化が進んでいる地域では登録者数が減少傾向にある一方、新興住宅地では事業クラブへの登録者数がふえており、待機児童が発生するなど、事業の推進に影響が出ている状況でございます。そのことから放課後児童健全育成事業などの効率的かつ効果的な事業の推進を図ることを目的に、昨年度より行政改革推進本部に専門部会を設置し、現状の課題解決に向けた見直しを現在教示しているところでございます。

具体的には、平成19年度に国が創設いたしました放課後子供プランに基づき、地域子供教室推進事業の検討も含め、放課後児童健全育成事業の実施場所、児童クラブの再編、支援体制などについて、中・長期的な視点に立った実施方針を今年度策定する計画でございます。

児童館ごとの出席者数につきましては、担当課長の方からお願いを申し上げたいと思います。

それから、②の地域子育て支援センター事業の実施状況と利用時間の改善、芝生の広場利用についてでございます。

子育て支援センター事業は、核家族化が進行する中、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、育児不安などについての相談事業、子育てサークルへの支援など、子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的に、平成17年度から元気の杜において実施している事業であります。

事業の実施状況につきましては、職員2名体制で、子育て悩みのある家庭の育児相談、虐待や育児放棄に対する要望、相談、その他子育てに関し、支援を必要としている家庭の訪問相談などを毎日実施しながら、毎週火曜日と木曜日はつどいの広場として、親子ふれあいコンサートを初めさまざまなレクリエーションを実施しているところであります。

あわせて子育て中の仲間が親子で集い、情報交換や子育てを楽しむ場として子育てサークルの設立を積極的に支援しているところでもございまして、今後も元気の杜を拠点に、多くのサークルが自主的に活動できる体制を推進していくものと考えております。

さて、利用時間の改善につきましては、虐待や育児放棄などによる要保護児童対策に関する事案が急激に増加しており、早急に大幅な改善ができない状況であります。利用者のニーズに合わせて、相談事業に支障が出ない範囲で開放日、開放時間の拡大を検討していく考えであります。

次に、芝生の広場の利用についてでございます。元気の杜の開設以来、町民の憩いの場、触れ合いの場として利用していただいておりますが、木陰などが無いことから、日差しの強い期間は利用がなくなっている現状にあります。

町民の皆様にもいつでも快適にご利用いただくために、今後対策を検討していきたいというふうに考えております。

平成19年度の子育て支援センターの利用者の状況等につきましては、担当課長の方から回答をお願いしたいと思います。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） それでは、①の放課後児童クラブ出席の方をまずお答えいたします。

山王原児童クラブからの方になりますけれども、児童数が、登録児童数が28、一日平均出席者数が12、東原児童クラブが登録者が23、平均出席者数が12、植木が登録者が36、平均出席者が17、第2地区交流プラザが登録が15、平均出席者が13、蓼池児童クラブが登録が70、平均出席者が38、新馬場児童クラブが登録が22ですね、平均出席者が11、今市が登録児童が70、一日平均が40、上米が登録が21、平均出席が14、宮村が登録が27、平均が14、梶山が登録が23、平均が11、長田が登録が18、平均が12ということになっております。

ちなみに、待機児童につきましては、蓼池と今市が定員の70を超しておりますので、蓼池の方に待機児童が4名、そして今市の方に待機児童が3名という状況になっております。

続きまして、②の子育て支援センター事業の実施状況でございます。ただいまの町長の答弁にもありましたけれども、つどいの広場、こちらの方を週に2回開いておりますけれども、前年度の実績といたしまして開催日数が99日ですね。利用者につきましては、大人が2,828人、

子供が3,164人ということで、合計で5,992名の参加をいただいております、1回平均が60名の参加をいただいております。

それから、相談事業なんですけれども、こちらの方が育児相談、それから養護相談、それから訪問してる相談、こちらの方が93、延べ93人ございまして、その他の連絡調整等もあわせて、相談事業の方が延べ171人という状況でございます。

それから、虐待、子育て放棄に関するということで、要保護の事案が急増しておりますという答弁だったんですけれども、こちらにつきましては、現在、状況の見守り等も含めて74人を今事案として抱えている状況であります。

最後になりますけれども、子育てサークルの設立状況なんですけれども、現在1つだけサークルができ上がっております、7月にもう一つサークルが立ち上がる予定でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） ありがとうございます。では、2問目からの質問に移ります。

ここに最初、次世代育成支援行動計画の事業に関する現状と課題ということで、1点と2点目に絞ったのは絞ったんですけれども、やはり先ほども申し上げましたように、三股町の子供未来プランとか、あるいはこの次世代育成の支援行動計画とかも打ち出されておるわけなんですけれども、その中で現在では何%ぐらいが仕上がっているかなあというふうに思っていられるんでしょうかね。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 16年度に策定いたしました三股町次世代育成支援行動計画の目標達成率ということですかね。

一応、先ほども池田議員の方から言われましたけれども、17年度から21年度までの計画でございまして、今3年が経過したところでございます。20年度までを事業評価をいたしまして、そして21年度に後期の今度は計画を立てるということで、また集約的なものはしておりませんが、この計画を見る限りではかなり目標は達成されてるのではないかとこのように思っております。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） ありがとうございます。この行動計画に対して、さっきおっしゃった、かなりとおっしゃいましたんですけれども、やはりその中でも今後の課題としてあるんじゃないかなあと思うんですが、それについてはどのように思っていられるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） まずは児童館に関してなんですけれども、先ほど答弁の中にもありましたけれども、児童館の中で今2つの事業をやっております。1つは児童館運営事業というやつでございます。でもう一つが、先ほどの児童クラブ、放課後児童クラブの問題でございますけれども、児童館運営事業は町単でやっております、そして放課後児童クラブにつきましては国県の補助で事業をやっているものでございます。

ただ、施設的には非常に三股の場合は12カ所の児童館を持っておりまして、県内でももうトップクラスということで、非常に頑張っているということで県の方から評価されてるんですが、ただ、施設の半数は40年代にできた建物でございます。で、残りの、1つだけが最近できたものでありまして、ほとんど50年代の前半にできておりますので、問題といたしましては施設の老朽化がもちろんございます。それと、先ほどの話にも出たんですけれども、子供が少ない地域、それから多い地域の児童館の配置に問題があるんじゃないかなということで、こちらにつきましても今年度中に教育委員会とうちの方と——福祉課の方と、そして総務企画課が中心になって実施方針案を見直していこうかな——策定していこうかなということで今検討に入っているところでもあります。

それから、70人を超える児童クラブについては、国の方がもう補助金を流さないということで出しておりますので、今年度中に分割しなさいということが出てきております。

ですから、それぞれの地域に応じた児童クラブの配置というのをさらに検討いたしまして、今70人を超している、70人プラス待機児童ですね、こういう児童クラブについては分割の方向で今年度中に見直していきたいと。

それから、出ております子育て支援センターにつきましては、現在こういう形で町が直営でやっているところが県内にはほとんどございませぬ。宮崎市あたりは何箇所かありますけれども、ほとんどは幼稚園での延長という形で——保育園の延長ですね——ということで対応されておりますけれども、こちらにつきましては今先ほどちょっと話しましたがけれども、虐待子育てがかなりの件数でふえておりまして、その対応に大変苦慮しているところです。県の児童相談所と町の方と一体的になって、その地元の児童民生委員の方に御協力をいただきながら検討しているんですけれども、こちらの方の強化という分を今地域の方に呼びかけていると。行政だけでは限界があるということで、地域の協力をいただくということで今、各組織には話をさしてもらってますけれども、今年度特に見直していかなければいけないというか、強化しなければいけないというのは、この虐待問題かなというふうには考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） こういう計画はずっとされておるわけですし、これがまた26年

度まで計画をされているわけです。ということはあと6年半があるわけですが、この進捗状況の管理、評価ですね、管理とか評価はどのような期間でされてるおつもりでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） まずは福祉関係の部門というところで、役場の職員だけではなくて民生委員、児童委員を含めた組織、そして地域活動クラブ、昔で言う母親クラブでございますけれども、この方々。で、前は福祉だけを考えてたんですけれども、今、国の方で放課後子供プランという形で、教育の現場と一緒に福祉の方も考えていきなさいよというのもございますので、今回の次世代育成支援行動計画につきましても教育サイドを、例えばPTA、小学校を入れながら評価をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） やはり先ほども申し上げましたように、結果っていうものをしっかり明確にしとかなないと、ただ計画しただけで、それがまた目に見えなければ皆さんもまた御納得もいけないのじゃないかなあというのがありますので、ぜひその辺はしっかり管理あるいは評価、それを今後もやっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次なんです、さっきの資料の中で説明がありましたんですが、待機児童がいらっしゃるってということで、これを今後ことし中には検討したいとおっしゃってるんですが、毎年蓼池の方は前目児童館ちゅうのももう一つあるわけなんですけれども、そこは児童クラブとしては要するに利用できない。お一人でしか対応してらっしゃらないので、そこはもう利用できないということみたいですが、例えば、そこをっていうことも考えられたんですけれども、ただ蓼池にしる前目にしろ10号線を突っ切って行くもんですから、やはり子供たちがそういう意味では交通量の多いところを突っ切るちゅうことで、安全確保を考えたときには何かほかに方法があるんじゃないかなってということで、例えば6地区のプラザ、これがもう普段は使われてないっていうか、部屋が大きい部屋もあるようなんですけれども、あそこのプラザを利用できる体制としてはとれないものかなあ。もちろん児童館としては建ててないわけですから、そのままの状態ではあれなんですけれども、前向きに考えたときに検討できないのかなっていうのを考えたところですが、これについてはいかががお考えになられるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 6地区分館のことでございますね。

○議員（7番 池田 克子君） ええ、分館です。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 分館ですね。はい。

前目は確かに児童クラブが今ありません。ですから先ほど言った児童館運営事業で取り組んで

おります。そのために蓼池の方に集中してしまっていると。もし蓼池と前目に分けた場合は、確かに前目の方に子供たちが行きたがらないという傾向にあるのではないかなあというのは予測されます。

で、どういう形にしようかというのは、今から教育、そして総務企画を含めた形で検討していきますけれども、できるだけ学校の近くがいいのではないかとということで、町内の小学校それぞれ児童館を配置してるところも、例えば梶山小学校はもう隣に児童館がありますけれども、非常に子供たちも安心してそこで遊ぶことができるという環境にありますので、今後分割する際は、できるだけ子供たちが歩いていき——そんな歩かなくてもいい距離の範囲内に、学校の近くに児童館を、児童館っていうかこの児童クラブ事業をそこでやっというふうな計画ではあります。その中で6地区分館も確かに一つの候補地だということで、福祉課の方は考えております。はい。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） ぜひその辺、それも前向きに考えていただきたいと思います。

次ですが、地域子育て支援センターの件であります。今二人体制で対応していただいております。お聞きしますと、さっきおっしゃったような児童虐待への対応で、訪問をして、結局残っていらっしゃるの一人になったりとか、あるいは二人とも出かけられるんで、何かその曜日的なもの、厳しいものがあるというようなことも聞いてはおります。

ですが、やはり児童虐待の対応っていうのも、以前は健管センターで対応されてたこともあってると思うんですが、そのつながりっていうか関連はなぜこの新センターの方に移ってきたんでしょうかね。健管センターとして対応でき得なかったんでしょうか。ちょっとそこお尋ねします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 以前は、健康管理センターの保健師が中心となって、虐待関係は確かに業務として扱っておりました。ただ、子育て支援センターができた17年度から、その業務自体をこちらに移しまして、今でもでも健康管理センターの保健師から協力をいただきながら事業の対応をしているところではあります。

経緯と言われると、こちらの方に子育て支援センターの方がその対応がしやすい環境であるというか、保健という分野ではなくて、子育ての相談の延長で虐待等が事案として上がってきているということで移したという経緯があると思います。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 子育て支援センターとしてできたっていうことは非常に皆さんに対して、ここでいろんな形で相談もできるしということで、本当私も喜んだことだったんですけども、何かちょっと違うところで手とられてるんじゃないかなっていうことで、そうなればや

はり人的にもう一人臨時職でも、あるいは資格を持っていらっしやればっていうようなところで何か対応ができないのかなあっていうの考えます。

それで、火曜・木曜の二日としかも午前中だけだということであれば、これをもうちょっとですから私が申し上げているように広げられないんだらうかという御相談であるわけですから、どうでしょうかその辺は、全くこの現状維持しかできないってということなんでしょうか。もう一度お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 先ほど町長の答弁にもありましたけれども、相談事業等に影響が出ない範囲内で開放日、開放時間の拡大を検討していこうという考えでありますので、まずは時間の方を何とかやってみるということで担当の方も言うておりますので時間をちょっと広げる。そして、状況を見ながら曜日をふやしていくと。ただし、曜日をふやしていくのは、今みたいな形でレクリエーション的なものを入れるのではなくて、お母さんたち——お母さんたちっていうか親子で来て自分たちで遊んでいただくと、触れ合っていただくと。で、うちの方の目標といたしましては、やはり子育てサークルの設立への支援でございますので、そういった形で集まってきてもらったお母さん方に子育てサークルを設立していただいて、今度は独立した形、自主的に自立したような形で元気の杜の別な部屋を使って皆さんで集っていただくというのが最終的な目標でございますので、そういう機会はふやしていこうということでは検討していきたいという内容でございます。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） それについても、ぜひ前向きに検討をお願いします。

もう1点ありましたのが、要するに日陰のことでございますが、私も現場を見ましたところ、確かに遊具が3点ほど置いてあるようですけれども、安心して夏でも子供たちをその場ででも遊ばせながら、本当に室内だけじゃなくて、もう60人もおらっしやればあの狭い中では大変だと思っうんですね。ですから、やはり外でも遊ばせながら対話をするというような形を考えるとすれば、やはりそこには屋根つきのあずまやのようなそういうものが本当にあればいいのかなあって感じたことですが、これについてももう一度、御答弁をよろしくをお願いします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） あずまや的なものにつきましてはかなりの事業費がかかりますので、それは慎重に検討さしていただきたいと思っうけれども、以前から話がありましたけれども、芝生だけではというところで、例えば植栽とか、それから藤棚ですかね、このような形のものはできないかということで、今課内で検討をしておりますので、また補助事業等がもし見つければ、そういうあずまや的なものについても検討をしていきたいというふうには考えております。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 少子化対策っていうことで、本当に前向きにいろいろ町としては考えてくださってるなあってな私も本当に感じております。この子供を育成するっていうのは、本当に子供が健全に育つことによって町も活性化していくっていうことでもありますので、本当に自分たちはいろんな視点から子育て支援に対しては取り組んでいかなきゃいけないということを考えます。

いろいろ今回の答弁については、前向きな御答弁が多かったので私もちょっと一安心してる面もありますが、本当に今までは親が子供を育てればいいんだっていう観念の中であつたわけですが、今は社会全体でみんなを育てていこうっていう方向でございますので、ぜひ御当局の方もいろんな形でこの計画をされているようですので、真剣に取り組んでいただいて、皆さんが本当に安心の中で子育てできるようにしていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） それでは、一般質問をこれにて終結します。

しばらく本会議を休憩し全員協議会とします。

午前11時31分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前11時32分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時32分散会  
-----





議事日程(第5号)

平成20年6月25日 午前10時00分開議

- 日程第1 追加議案の取扱いについて  
日程第2 常任委員長報告  
日程第3 質疑  
日程第4 討論・採決  
追加日程第1 意見書(案)第5号上程  
日程第5 農業委員会委員の推薦について  
日程第6 議案第68号及び第69号一括上程  
日程第7 議案第68号及び第69号(質疑・討論・採決)  
日程第8 議会運営委員会の視察研修報告

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 追加議案の取扱いについて  
日程第2 常任委員長報告  
日程第3 質疑  
日程第4 討論・採決  
追加日程第1 意見書(案)第5号上程  
日程第5 農業委員会委員の推薦について  
日程第6 議案第68号及び第69号一括上程  
日程第7 議案第68号及び第69号(質疑・討論・採決)  
日程第8 議会運営委員会の視察研修報告

---

出席議員(12名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 指宿 秋廣君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 大久保義直君 |
| 5番 重久 邦仁君 | 6番 東村 和往君 |
| 7番 池田 克子君 | 8番 原田 重治君 |

9番 中石 高男君

10番 山中 則夫君

11番 黒木 孝光君

12番 山領 征男君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 川野 浩君

書記 山田 直美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	教育長	田中 久光君
総務企画課長兼町民室長			渡邊 知昌君
税務財政課長	原田 順一君	町民保健課長	重信 和人君
福祉課長	大脇 哲朗君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	中原 昭一君	環境水道課長	下沖 常美君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君

---

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

---

日程第1. 追加議案の取扱いについて

○議長（中石 高男君） 日程第1、追加議案の取扱いについて議題といたします。

議会運営委員長の報告をお願いします。委員長。

〔議会運営委員長 原田 重治君 登壇〕

○議会運営委員長（原田 重治君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告いたします。

23日の議会本会議終了後、議会運営委員会を開き、本日追加提案されます議案の取扱いについて協議を行いました。その結果、議案第68号「副町長の選任について」及び議案第69号「町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」については、本日委員会付託を省略し、既に提案されている議案すべてを議了後、全体審議で措置することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（中石 高男君） お諮りします。本日追加提案されます議案第68号及び第69号については、議会運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略し、既に提案されている議案すべてを終了後、全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、追加提案されます議案第68号及び第69号については、委員会付託を省略し、既に提案されている議案すべてを議了後、全体審議で措置することに決しました。

---

## 日程第2. 常任委員長報告

○議長（中石 高男君） 日程第2、常任委員長報告をお願いします。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 財部 一男君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） おはようございます。

総務厚生常任委員会の審査結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第52号、53号、56号、57号、59号、60号、61号、62号と、意見書案第2号、3号、4号の、計11件でございます。

以下、案件ごとに説明申し上げますが、なお、継続審査しておりました平成20年請願第1号についてもあわせて報告をいたします。

それでは、議案第52号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」。

本条例案は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、新たに後期高齢者支援金等が加味された条例改正案であります。

すなわち、1つ、医療費分、2、後期高齢者支援金等、3、介護納付金の3要素からなる国民健康保険税の基礎課税額の改正と後期高齢者支援金等課税額を新たに新設されたものであります。

また、医療費分、後期高齢者支援金と介護納付金等の所得割、資産割、均等割、世帯別平等割の改正を、新設をつくったものであります。

そのほかに徴収の方法等の改正については、条例の一部を改正する条例新旧対照表に詳しく記載されておりますので、御参照してください。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第53号「三股町母子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」。

本条例案は、県の母子家庭医療費助成事業の改正に伴い、本条例案の一部を改正するものであります。

県は、今までの事業に父子家庭を追加し、ひとり親家庭医療費助成事業と見直したことに伴い、本町の母子家庭医療費助成事業の一部を改正するとともに、三股町父子家庭医療費助成に関する条例を廃止するものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第56号「三股町監査委員条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

本条例案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が新たに制定されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

この法律の第3条、健全化判断比率の公表等と、第22条、資金不足比率の公表等を新たに追加したものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「三股町障害者自立支援手当支給条例を廃止する条例」について説明申し上げます。

本条例案は、国の負担軽減策が19年4月より実施されていたが、利用者にとって依然として負担は大きなものであるため、国は2回目の負担軽減策を20年7月より実施することになったところであります。

今回の軽減策は、町の軽減策と比較したところ、同程度の負担に抑えるものと考えられると。また、今回の国の軽減策には町負担が伴うことを考慮し、本条例案を廃止するものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第59号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

本案は、人事異動による増額補正が主なものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額29億2,809万4,000円に、歳入歳出それぞれ310万円を追加し、歳入歳出それぞれ29億3,119万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、財政調整基金100万円と一般会計繰入金205万円で、歳出の主なものは、人事異動による職員給料等と特定健診ソフト開発委託料であります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第60号「平成20年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

本案は、前年度精算による増額補正であります。

すなわち、歳入歳出予算の総額2億4,530万9,000円に、歳入歳出それぞれ5,564万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億95万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金で、過年度精算分1,596万1,000円と、繰越金

3,899万7,000円で、歳出については、県医療費償還金225万2,000円と一般会計繰入金へ5,339万6,000円を補正計上したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

本案は、人事異動による増額補正であります。

すなわち、歳入歳出予算の総額2億727万2,000円に、歳入歳出それぞれ61万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億788万5,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金に財源を求め、歳出については総務費の一般管理費で給料等を補正計上したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

本案は、人事異動による職員の減により減額補正するものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額16億68万5,000円から、歳入歳出それぞれ816万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ15億9,252万4,000円とするものであります。

歳入においては、一般会計繰入金817万8,000円を減額補正し、歳出については各費目において給付費等を減額補正したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、意見書（案）第2号「障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書（案）」について説明申し上げます。

本意見書案は、3項目を意見書として提出していただきたいとのことであります。

1項目目は、利用者負担割合のことがされております。2項目目は、福祉サービス事業者等に対する報酬制度を日割りからもとの月割り制に戻してもらいたいとのことであります。3項目目は、市町村の財源保障のことがされております。

国においては、19年4月、1回目の負担軽減策を行っていましたが、なお負担は大きなものがあるため、20年7月より2回目の軽減策が打ち出されたことであります。よって、国も市町村も改善の方向に進んでいると考えられるということでもあります。

慎重に審査した結果、反対多数で否決と決しました。

意見書（案）第3号「「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書（案）」について説明申し上げます。

本意見書（案）は、1項目目に、民法第772条の嫡出推定に関しての見直しや、戸籍法婚姻

に関する法律等の法改正を行うこと。2項目目に、法改正までの間、通達による救済の範囲を広げ、運用面での見直しを行うこととなっています。

近年、無戸籍2世の出生届が受理され、戸籍に記載された事件等が報道されております。また、鳩山法務大臣が、無戸籍にならないよう温かく対応したいと前向きに検討されていることが報道されております。そういうことで、早期に民法を改正していただきたいとの意見もありましたことをつけ加えておきます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決と決しました。

次に、意見書（案）第4号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書（案）」について説明申し上げます。

本意見書（案）は、制度そのものを廃止しようとするものであります。

本制度については、さまざまな意見等が出ているのも事実であります。政府においても意見等を踏まえ、当面の対策に取り組んでおられます。20年度において7割軽減世帯のうち、8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しないこととする。なお、7割軽減世帯で納付書で納めていただく方についても同等の軽減措置を講ずることとなっております。また、21年度以降の対策として3項目の軽減措置を行うとしていることはマスコミ等で発表されております。

このように、制度そのものが生きている以上、改善等を図るのは当たり前のことと思われま

す。審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で否決と決しました。

次に、継続審査してございました平成20年請願第1号「後期高齢者の医療制度に関する意見書提出を求める請願」について説明申し上げます。

本請願第1号は、3月議会において継続審査となっていた請願であります。

意見書（案）第4号の「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」においても申し上げたように、政府においてそれぞれの改善策が行われようとしております。制度において不備があるとするならば改善する努力が当たり前であると考えられます。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で不採択と決しました。

以上で、当委員会に課された報告を終わります。

○議長（中石 高男君） 御苦労さまでした。

次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 東村 和住君 登壇〕

○建設文教常任委員長（東村 和住君） おはようございます。それでは、建設文教常任委員会の審査の結果及び概要について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第54号ほか3件と、陳情4号の5件であります。

まず初めに、審査の結果から御報告いたします。

当委員会といたしましては、慎重に審査した結果、すべての案件を全会一致で可決もしくは採択すべきものと決しました。

以下、案件ごとに審査の概要を御説明申し上げます。

まず、議案第54号であります。本案は、三股町住宅管理条例に暴力団員の排除に係る措置を新たに追加規定するために、同条例の改正をしようとするものであります。

次に、議案第55号であります。本案は、中原団地D棟、E棟の2棟36戸が完成したのに伴い、三股町住宅設置条例に所要の改正を加えようとするものであります。

次に、議案第63号「平成20年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」及び議案第64号「平成20年度三股町公共下水道特別会計補正予算（第1号）」であります。ともに4月の人事異動による人件費の補正をするものであります。それぞれ592万5,000円、214万9,000円の減額補正であります。

なお、予算総額の報告は省略いたします。

次に、陳情4号であります。本案は地球温暖化問題で森林の役割が重要視されている中、林業を取り巻く環境は厳しい状況に置かれ、山村は崩壊の危機に立たされているというこの時期に、国有林野事業の業務、組織の見直しをなされつつある現状にかんがみ、今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策、水源林等公益森林の整備、さらには地域林業、木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与できるよう、陳情書記載の4つの要求事項を盛り込んだ意見書案の採択を求めるものであります。

いずれの案件も、問題点、附帯意見、要望等はありませんでした。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 黒木 孝光君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（黒木 孝光君） 審査の結果を御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第58号1件でございます。

「平成20年度一般会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

本案は、人事異動に伴う給付費等のほか、補助金の内示決定等に基づき所要の補正措置を行うものです。

歳入歳出予算の総額79億3,000万円に歳入歳出それぞれ5,898万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億8,898万8,000円とするものです。

まず、歳入について主なものを御説明します。

国庫支出金は、裁判員制度に伴うシステム改修事業交付金の決定により追加補正し、県支出金は、県補助金と委託金を増額補正、繰入金は老人保健特別会計の前年度精算金5,339万5,000円を、雑入では交付決定によるコミュニティー助成事業補助金390万円を増額補正するものです。

次に、歳出について主なものを御説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給付費等については、4月の人事異動による費目間の組み替えや特別会計との人件費などの増減補正であります。

農林水産業費では、樺山、蓼池、勝岡、大鷲巣地区で実施する農地・水・農村環境保全向上対策事業負担金300万5,000円と、原油・家畜飼料価格高騰に伴う利子補給補助金を増額補正するもので、教育費では、東原、山王原、大野自治公民館のコミュニティー助成事業の補助金390万円を追加するものであります。

また、今回、補正による収支調整額4,101万5,000円を予備費に計上するものです。

当委員会では、慎重に審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で説明を終わります。

---

### 日程第3. 質疑

○議長（中石 高男君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。御協力方よろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1番、指宿です。議案57号について総務委員長にお聞きをいたします。

障害者自立支援手当の支給を廃止するという条例であります。提案があったときに総括質疑でも申し上げましたけれども、一部町民に対して不利益が講じられるという答弁がありました。それで、例えば条例を廃止するのではなくて、不利益をこうむる人はこれで救うような条例改正ができたはずではないのかなというふうに思ったわけです。みんなを今まで救いますよというふうにつくっていた条例を、一部不利益が講じられるということがわかっていて、なおかつそれを廃止するということは、年度の途中で不利益者が生じてくるということが大いに想定できるわけです。

それで、総務委員長にお聞きをしますが、この廃止ではなくて改正とかっていうことは論議

にならなかったのかお聞きをいたします。

○議長（中石 高男君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） 委員会において種々検討してまいりました。確かに1番議員が言われるように、町の部分で少し影響があるかなという分、言えば利用回数が多くなればほとんどの方が救済されるんですが、そういう意味で利用回数の少ない方についてはそういう部分が出てくる可能性があるということもありましたが、論議する中で、皆さんのほうから、ただそういう中において、やはり町の負担——報告の中で申しましたように、新たに町の負担等も出てくるという観点からも、やむを得ないだろうということの結論に達したところであります。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 再度お聞きをいたしますが、町の負担が新たに出てくるという意味がちょっとわかりづらいわけです。要するに、この条例を当てはめていた。で、当てはめられなかった人たちについて救う人はほかのほうで救いますよ。だけど、今まで救っている人たちで不利益をこうむる人はこれで救いますよというふうにすればよかったわけで、新たに出てくるという意味が解釈できませんので、要するに、この自立支援の条例を他方優先にしておけばいいわけで、比較検討した結果、そっちのほうの方が有利であればそっちですよ、救えない人をこれで救いますよというふうに附則でうたえば済むことであって、それについての私自身に納得がいかないもので、再度答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） 1番議員が言われることについては、私個人としては十分わかりますが、今回提案されているのは、廃止ということで提案をされたわけです。このことについて廃止をするかしないかの問題について論議をしたところでもありますし、確かに今言われているような関連で、担当課のほうからの説明を受ける段階においても、そういう一部不利益があるということについては十分説明もされております。だけど、そういうことを含めながらも、先ほど申し上げたような観点から、やはり提案されたものが廃止の条例案であります。これを僕らが判断するのは、廃止するかそれとも否決するかの問題だろうと思いますが、そういう意味では、委員さん全員が可決すべきものということで意見が一致したところであります。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 意見書案の2号の「障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書（案）」、これは不採択って言われましたよね。なぜ不採択なのか。やはり障害者の自立、今まで定率負担でなっていたわけで、応益負担になっていたわけですから、これを応能負担を原則とすることとか、作業所の報酬を今までどおり月割りへ戻しというふうなことを求めているわけですから、それと今度7月から国も見直しをしたわけですから、それはもっと国の法律へのい

い方向に向かうための意見書ですから、別に不採択にした理由がわからないんですけど、もう一回その理由をお聞かせ願います。

○議長（中石 高男君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） 不採択になった理由と言われますが、審議を委員会の中でしてきたところでもあります。先ほどの57号との関連もあるところですが、そういう関連を含めて、一方では廃止する条例を可決している折に、こちらのほうとの関連も出てくると思いますが、そういう意味も含めながら、いろいろな意見等が出たのは事実であります。

そういう中、このことについては継続審査をしたらいいじゃないかという意見も出たところがありますが、57号のものが全会一致で可決されている関連も含めて考えれば、やはり委員会としては決をとるべき案件であるということで考えて、審査の結果で、皆さん方の意見を集約してしたところ、反対多数で否決ということに決したところでもあります。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1番、指宿です。提案の中で申しわけないんですが、今の意見書案2号について、再度お聞きをしたいと思います。

最初の私がお聞きした議案57号については、町の条例に基づくものです。そして、この意見書案については国に求めるものですね。要するに、町の今まで拾っていたものについても拾わないよと、こういうふうに切って捨てたと。国にもこういうふうな制度改正してほしいというのも切って捨てるというふうにとらまえて委員会で決をとられたのかどうかお願いをします。

○議長（中石 高男君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） 委員会の中でもいろいろ、先ほど申し上げましたように意見等が出たことも事実であります。先ほど言いましたように、意見書案についての継続審査はどうかという意見等も出たのも事実でありますので、先ほど申し上げたとおりであります。

国に対する要望の出し方と町の廃止の問題と別だという御意見等もありますが、これは委員の皆さん方の意見集約の結果がこういう形になったわけですから、私としては、委員長という立場では、その意見を尊重する以外はないというふうに考えております。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 再度お聞きをいたします。

要するに、この法、今やっているものについて、国が行おうとしている障害者自立支援法、いろんなところで不都合があるということで、この施設をやめざるを得ないとか、要するに働いている人に対して賃金を抑えざるを得ないとか、いろんなことがあるわけです。それを、要するに改正をしてほしいという意見書案ですので、要するに、こういうふうの不都合がありますよと、それについてどうにかもう一回法律を改正してでも不都合が大きなものについて少し改正してほ

しいというのがこの意見書案ですから、私自身は、三股町がこれをやれと言っているわけではないので、国に対してこういうふうにな都合があるので法律の改正をしてほしいということの意見書案を出したつもりでございますので、委員会の中でそういう論議になったのかどうかだけ再度御答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） 意見書案を出されました1番議員が言われる筋合いについては、私委員長という立場では十分わかりますが、そのことの提案理由を出されたときの御説明がそこまでされておったのかどうか、このことも1つは影響するかなという気もしますが、ただ、先ほども申し上げましたように、最終的に、課長さん等の意見等も踏まえながら、いろんなものを考慮して委員さん自身が十分に検討された結果としてこういう形が出たわけですので、委員長という立場ではこれを尊重せざるを得んというふうに考えます。

○議長（中石 高男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、質疑を終結します。

---

#### 日程第4. 討論・採決

○議長（中石 高男君） 日程第4、討論・採決を行います。

まず、議案第52号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

国保の加入者は、農業や商工業者、年金生活者などがほとんどです。国の手厚い支援がないと成り立たない制度です。ですから、国民健康保険法は憲法25条の理念を受け、第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的にするとしております。社会保障制度としての性格を明確にしております。

今回の条例改正は、後期高齢者医療制度新設により支援金が加わり大幅な値上がりとなっております。国は、1984年に国民健康保険法を改悪し、国庫負担率を医療費の45%から38.5%に引き下げ、その後も2004年度までに市町村国保に対する国庫の支出比率は49.8%から34.5%へと15.3%、約1兆6,000億円も減らしております。

だれでも安心して医療を受けられる保険制度にするため、国に対して国庫負担をふやすように求めていくべきです。今でさえも高い保険税で滞納する世帯が多くあるのに、これ以上保険税が

高くなると町民の生活はますます苦しくなるばかりです。

先日も保険料を滞納しているので保険証がなく、病気になって医者に行かれないという人から相談を受けたこともあります。この条例に反対して討論を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。御異議がありますので、起立により採決いたします。議案第52号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号「三股町母子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第53号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第54号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第55号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号「三股町監査委員条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第56号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号「三股町障害者自立支援手当支給条例を廃止する条例」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっております議案第57号「三股町障害者自立支援手当の支給を廃止する条例」でございますが、反対の立場で討論したいと思います。

質疑の中でも申し上げましたが、年度の途中で、それも不利益をこうむるという人が、例えば1人でもいるということになれば、制度そのものが、今までこれで救うというふうにつくっていたものですから、それについて、一方のほうができたので、これにおいて年度の途中でやめるといことはいかなものかというふうに思っています。町の施策として、これから先、この人たちを支援しますよと、手当を支給しますよというふうに期待をされた人たちに対する落胆を考えると、反対をせざるを得ないということで反対討論をいたします。

以上です。

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

御異議がありますので、起立により採決を行います。議案第57号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号「平成20年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第58号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号「平成20年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第59号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号「平成20年度三股町老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第60号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号「平成20年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 後期高齢者医療保険制度の廃止を求めておりますので、これは人件費の補正とはいえ、反対いたします。

以上、終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。御異議がありますので、起立により採決を行います。議案第61号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第62号「平成20年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第62号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号「平成20年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第63号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号「平成20年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。議案第64号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第4号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の採択を求める陳情書」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。陳情第4号は、建設文教委員長の報告のように、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、陳情第4号は原案のとおり採択されました。

次に、意見書（案）第2号「障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。本意見書案に対する総務厚生委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。この採決は起立によって行います。意見書（案）第2号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立少数であります。よって、意見書（案）第2号は否決することに決しました。

次に、意見書（案）第3号「「嫡出推定」に関する民法改正の救済対象の拡大を求める意見書」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。意見書（案）第3号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第3号は総務厚生委員長の報告のとおり可決されました。

意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

次に、意見書（案）第4号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから採決を行います。本意見書案に対する総務厚生委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。この採決は起立によって行います。意見書（案）第4号を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立少数であります。よって、意見書（案）第4号は否決することに決しました。

次に、さきに3月定例会で継続審査となっていました請願第1号「後期高齢者の医療制度に関する意見書提出を求める請願」に対する討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。請願第1号に対する総務厚生委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。この採決は起立によって行います。請願第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中石 高男君） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

先ほどの陳情第4号の採択に伴う意見書案の取扱いについてお諮りします。

意見書（案）第5号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」を日程に追加し、全体審議で措置することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。それでは、議事日程表の日程第4の次に、追加日程第1、意見書（案）第5号上程と記入願います。

これより意見書（案）を配付いたします。しばらくお待ちください。

---

#### 追加日程第1. 意見書（案）第5号上程

○議長（中石 高男君） それでは、追加日程第1、意見書（案）第5号を議題といたします。

意見書（案）第5号について提出者の説明を求めます。東村君。

[6番 東村 和往君 登壇]

○議員（6番 東村 和往君） それでは、意見書（案）第5号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」について、提案の趣旨を説明いたします。

日本の国土の3分の2を占める森林は、緑の社会資本として国民に広く恩恵をもたらしていますが、林業を取り巻く状況の中で森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立たされています。このような状況下で、森林整備を推進していくためには国による公的森林整備の迅速な推進が必要であり、意見書（案）に掲げております森林吸収源対策を着実に推進するために環境税等税制上の措置を含めた安定的な財源確保や森林経営意欲の創出、効率的・安定的な木材の供給体制の確保、需要拡大策の推進、民間による森林整備が困難な地域における国の関与のもとでの森林整備制度の創設、国有林の適正な管理などの実現を国に強く要望するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

○議長（中石 高男君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

意見書（案）第5号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書（案）第5号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第5号は原案のとおり可決されました。

意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

それでは、11時10分まで本会議を休憩いたします。

午前10時57分休憩

-----  
午前11時08分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

#### 日程第5. 農業委員会委員の推薦について

○議長（中石 高男君） 日程第5、農業委員の推薦についてを議題とします。

現在の農業委員会委員の任期はことし7月19日までで、選挙の期日が7月6日、新しい委員の任期は7月20日から始まることになっております。農業委員会のうち農業委員会などに関する法律第12条第2号に規定されている議会の推薦にかかわる委員については、9年前から女性2名を推薦しておりますが、7月の改選に伴う委員について、町長より推薦依頼が来ております。

お諮りします。議会の推薦にかかわる農業委員については、今回も女性2名を推薦したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議なしと認めます。よって、議会の推薦にかかわる農業委員については、今回も女性2名を推薦することに決しました。

それでは、推薦の方法についてお諮りします。委員の推薦については、指名推選の方法で行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議なしと認めます。よって、委員の推薦については指名推選の方法で行うことに決しました。

引き続きお諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することにいたします。

それでは、お諮りします。7月の改選に伴う三股町農業委員会委員の被推薦者は、大字樺山1409番地の上水久美子さん49歳と大字蓼池3410番地の福永スミ子さん58歳の2名にしたいと思いますが、これ異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、7月の改選に伴う三股町農業委員会委員については、本議会は、大字樺山1409番地の上水久美子さん49歳と大字蓼池3410番地の福永スミ子さん58歳の2名を推薦することに決しました。

ただいま決定しました2名については、速やかに当局に推薦することにいたします。

○議員（10番 山中 則夫君） 今認められましたけど、ちょっとその内容、この2人の方を推薦された経緯というものを、ちょっとこれも言ってもらわないと、我々もいろいろ聞かれたときはあれですので、せつかくですので。私なんかもう初めての人もんだから。全協かなんかにしてもらいたいのですが。

○議長（中石 高男君） ここで本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時11分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前11時17分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

-----  
**日程第6. 議案第68号及び第69号一括上程**

○議長（中石 高男君） 日程第6、議案第68号及び第69号を一括して議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

ただいま追加上程をいたしました2議案について、その提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第68号「副町長の選任について」御説明を申し上げます。

御存じのとおり、副町長であった原田一彦氏から、事情により、平成20年4月30日付の退職の申し入れが提出され、それを受理したところであります。氏には、この5年1カ月の間、本町行政に懸命に取り組み、町政の進展に大変な御尽力をいただき、この間の崇高なる御心労に對しまして深く感謝とお礼を申し上げます。

今や、地方分権改革による権限移譲や町民ニーズの多種多様化等により、町が主管する行政分野や事務事業は拡大している中で、さらには町の行財政運営についても厳しい局面を迎え、その状況下でございます。

そこで、その後任の人事につきましては、慎重に検討を重ねた結果、木佐貫辰生氏が人格・識見、経歴等により最適者と判断いたしましたので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第69号「町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、副町長の給与の減額をするもので、所要の条例の一部を改正しようとするものであります。

以上2議案について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御同意並びに御承認くださるようお願いをいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） ここで、木佐貫課長の退席を求めます。

〔産業振興課長 木佐貫辰生君 退席〕

---

#### 日程第7. 議案第68号及び第69号（質疑・討論・採決）

○議長（中石 高男君） 日程第7、議案第68号及び第69号の質疑・討論・採決を行います。

まず、議案第68号「副町長の選任について」を議題として質疑・討論・採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は会議規則第81条第1項の規定により単記無記名による投票で行います。投票の方法については、第84条の規定により、第27条から第38条までの選挙規定を準用します。

ここで念のために申し上げておきます。これから投票用紙を配付いたします。本案に同意の方は賛成、同意されない方は反対と記載し、投票をお願いしたいと思います。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中石 高男君） ただいまの出席議員は11名であります。投票用紙を配付いたします。投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（中石 高男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 配付漏れはなしと認めます。

ここで投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（中石 高男君） 異状なしと認めます。

投票に当たっては、投票の秘密保護を守るため、必ず記載台で御記入をお願いします。

それでは、1番、指宿君より順次投票をお願いいたします。

〔議員投票〕

-----

1番	指宿 秋廣議員	2番	財部 一男議員
3番	上西 祐子議員	4番	大久保義直議員
5番	重久 邦仁議員	6番	東村 和往議員
7番	池田 克子議員	8番	原田 重治議員
10番	山中 則夫議員	11番	黒木 孝光議員
12番	山領 征男議員		

-----

○議長（中石 高男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番、大久保君、7番、池田さんに指名します。

なお、開票事務は事務局職員が行います。

〔開票〕

○議長（中石 高男君） それでは、投票の結果を発表します。

投票総数11票、このうち有効投票11票、無効投票ゼロであります。有効投票のうち賛成4票、反対7票であります。よって、賛成少数でありますので、議案第68号の議案に同意することは否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中石 高男君） 木佐貫課長の入場を許可します。

〔産業振興課長 木佐貫辰生君 入場〕

○議長（中石 高男君） 次に、議案第69号「町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これで討論を終結します。

これより採決を行います。議案第69号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8. 議会運営委員会の視察研修報告

○議長（中石 高男君） 日程第8、議会運営委員会の視察研修報告を議題とします。

議会運営委員会より報告をお願いします。委員長。

〔議会運営委員長 原田 重治君 登壇〕

○議会運営委員長（原田 重治君） それでは、議会運営委員会の政務調査報告を行います。

行き先は、福岡県の岡垣町というところに行ってきました。出張期間は6月の2日、3日、

2日間にわたって行ったわけですが、参加者は、議会運営委員会の全員4名と議長、局長、以上6名で行ったわけですが。

岡垣町の概要を申し上げますと、岡垣町は北九州と博多のちょうど中間にありまして、人口が3万2,000ぐらいの町であります。その中間にある関係上から、農業を主体にした基幹産業だったようですが、現在はベッドタウン化とされて、非常に人口がふえつつあるところのようでもあります。

それで、16年の9月に合併についての住民投票を行った結果が、自立でいくということが大多数——多数の方が自立でいくということによって、現在自立でやっているということのようでございます。

研修項目であります、岡垣町が取り組んでおります議会と住民との懇談会の運営状況を視察してきたわけですが、それで、この問題につきましては太田議長より議会運営委員長のほうに諮問がありまして、住民を巻き込んだ議会活動、そして共同活動を行うことによりまして町の行政、財政を豊かにし、そして住民の声がよく聞こえるようにしようということから始めたようでございます。

それで、休会中の活動であるということで、大変問題もあったようでございますが、現在のところ、スムーズにいつているということのようでもあります。

そして、我々のところに置きかえて申しますと、公民館主体の、公民館によってそういう会議を開いたということでありまして、その開催の連絡とかお知らせはすべて議員が行ったということで、議員が一枚一枚配布して回ったようでございます。

そういうことで、非常に議員には負担がかかるわけですが、この趣旨は私は大変いいんじゃないかというふうに思うわけですが、ただ、先ほど申しましたように負担が非常にかかるということで、果たして三股町でどうかなというような感じを受けたところでもあります。

しかし、住民の声を聞く、そういう機会を持つということは大変いいことでありまして、詳細な意見が聞けると。そしてまた議員の考え方もその場でいろいろ出るんじゃないかというふうな考えを持ったわけでありまして。しかし、議員の考え方の一致を見ないと、ばらばらな答弁あるいは意見を申すようであれば、これは混乱を来すというふうにも考えた次第でございます。

したがって、この議員は案内状の持ち回りから会場の設営、そして司会、そのようなことをすべて議員がやるということでありました。こういうことを今回、向こうのほうは太田議長を初め5名の出席のもとに開いていただいたわけなんです、2時半から始めまして、1時間の予定だったんですが、それをちょっとオーバーするようないろいろな意見が出たところでもあります。

以上、私の感じたことを申し上げましたが、資料をここにたくさんそろえておりますので、機会がありましたら目を通していただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

---

○議長（中石 高男君） 以上で、すべての案件を議了しましたが、3月定例会後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時39分休憩

.....  
[全員協議会]  
.....

午後0時06分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

---

○議長（中石 高男君） それでは、以上で、平成20年第4回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後0時06分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 中石 高男

署名議員 財部 一男

署名議員 山中 則夫